

衆議院 大蔵委員會 議 録 第七号

平成十年二月四日(水曜日)
午前九時開議

出席委員

委員長 村上誠一郎君

理事 井奥 貞雄君

理事 坂井 隆憲君

理事 池田 元久君

理事 石井 啓一君

理事 今村 雅弘君

理事 大石 秀政君

理事 鴨下 一郎君

理事 岸田 文雄君

理事 松田 義孝君

理事 砂田 圭佑君

理事 根本 匠君

理事 宮路 和明君

理事 目片 信君

理事 渡辺 具能君

理事 渡辺 喜美君

理事 大島 章宏君

理事 玄葉光一郎君

理事 末松 義規君

理事 中川 正春君

理事 古川 元久君

理事 河合 正智君

理事 平田 米男君

理事 鈴木 淑夫君

理事 佐々木憲昭君

理事 濱田 健一君

出席國務大臣

大蔵大臣 松永 光君

出席政府委員

大蔵大臣官房長 武藤 敏郎君

大蔵大臣官房金 融検査部長 原口 恒和君

委員外の出席者

大蔵省主計局長 藤井 秀人君

大蔵省証券局長 長野 鹿士君

大蔵省銀行局長 山口 公生君

大蔵省國際金融 黒田 東彦君

法務省刑事局刑 事課長 藤田 昇三君

参事 考 佐伯 尚孝君

参事 考 松野 允彦君

参事 考 岸 曉君

参事 考 加藤 千鷹君

参事 考 翁 百合君

参事 考 本間 忠世君

参事 考 藤井 保憲君

参事 考 大蔵委員會専門 員

参事 考 大蔵委員會専門 員

参事 考 大蔵委員會専門 員

参事 考 大蔵委員會専門 員

参事 考 大蔵委員會専門 員

参事 考 大蔵委員會専門 員

参事 考 大蔵委員會専門 員

参事 考 大蔵委員會専門 員

参事 考 大蔵委員會専門 員

参事 考 大蔵委員會専門 員

参事 考 大蔵委員會専門 員

参事 考 大蔵委員會専門 員

参事 考 大蔵委員會専門 員

参事 考 大蔵委員會専門 員

参事 考 大蔵委員會専門 員

参事 考 大蔵委員會専門 員

参事 考 大蔵委員會専門 員

参事 考 大蔵委員會専門 員

参事 考 大蔵委員會専門 員

参事 考 大蔵委員會専門 員

参事 考 大蔵委員會専門 員

同日 河合 正智君 平田 米男君

同日 大野 松茂君 中野 正志君

同日 岸田 文雄君 栗原 博久君

同日 松田 義孝君 杉浦 正健君

同日 砂田 圭佑君 渡辺 具能君

同日 根本 匠君 日野 市朗君

同日 宮路 和明君 近藤 昭一君

同日 目片 信君 河合 正智君

同日 渡辺 具能君 河合 正智君

同日 大石 秀政君 河合 正智君

同日 鴨下 一郎君 河合 正智君

同日 岸田 文雄君 河合 正智君

同日 松田 義孝君 河合 正智君

同日 砂田 圭佑君 河合 正智君

同日 根本 匠君 河合 正智君

同日 宮路 和明君 河合 正智君

同日 目片 信君 河合 正智君

同日 渡辺 具能君 河合 正智君

同日 大石 秀政君 河合 正智君

同日 鴨下 一郎君 河合 正智君

同日 岸田 文雄君 河合 正智君

同日 松田 義孝君 河合 正智君

同日 砂田 圭佑君 河合 正智君

同日 根本 匠君 河合 正智君

同日 宮路 和明君 河合 正智君

同日 目片 信君 河合 正智君

同日 渡辺 具能君 河合 正智君

同日 大石 秀政君 河合 正智君

同日 鴨下 一郎君 河合 正智君

同日 岸田 文雄君 河合 正智君

同日 松田 義孝君 河合 正智君

同日 砂田 圭佑君 河合 正智君

同日 根本 匠君 河合 正智君

同日 宮路 和明君 河合 正智君

同日 目片 信君 河合 正智君

同日 渡辺 具能君 河合 正智君

同日 大石 秀政君 河合 正智君

同日 鴨下 一郎君 河合 正智君

同日 岸田 文雄君 河合 正智君

上の二名の方々に御出席をいたしております。この際、而参考人に対し、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

議事の進め方といたしましては、初めに委員会を代表して委員長から総括的に御尋ねし、次いで委員からの質疑に対してお答えいただきたいと思

います。

それでは、まず委員長から而参考人に対しお尋ねをいたします。

当大蔵委員會は、昨春秋以降の金融機關の相次ぐ破綻により揺らいでいる我が国金融システムに

対する内外の信頼を回復させるとともに、今後予

想される金融のビッグバンを円滑に推進させるべ

く、鋭意各法案の審査を行つていくところであり

ます。そのような折、今般の大蔵省の不祥事件の

発生などで、金融行政を所管する大蔵省や金融機

関に対する信頼が失われたことはまことに遺憾で

あり、早急に信頼の確保を図る必要を痛感してお

ります。

そこで、まず松野参考人にお尋ねします。

今回の山一証券の破綻は、巨額の簿外債務の存

在が引き金になったと言われています。ところで

で、山一証券は平成三年末から四年にかけて簿外

の債務処理を本格化させたと言われますが、当

時大蔵省の証券行政の責任者であつた松野参考人

は、この簿外債務問題について当時どのような認

識を持っておられたかをお尋ねします。

次に、佐伯参考人にお尋ねします。

今回の大蔵省不祥事の背景として、大蔵省と金

融機關の極めて不健全な関係が指摘されておしま

す。また、その象徴として、いわゆるMOF担の

存在がクローズアップされています。佐伯参考人

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

は、金融機関の責任者として、今後こうした事件の再発を防ぎ、金融機関に対する信頼を回復していくために、どのような実効性のある対策が必要と考えておられるかを尋ねます。

○松野参考人 今、委員長から御指摘がございました山一証券の破綻に關しまして、多額の簿外債務があるというふうに関係しております。これはいわれる飛ばし取引というものに關連して発生したというふうに関係しておりますが、当時の認識をどうと、当時飛ばしという問題についていろいろと問題が出ておりました。飛ばしそのものにつきましては、私も、企業間の株式を用いた現先取引である、短期の金融取引の一つの形態であるという形で、それ自体証券取引法に違反するという違法行為であるというふうには決めたことができないという考え方でございました。

ただ、それを仲介しております証券会社がその株式を引き取るということになりますと、これはその当時新たに禁止いたしました損失補てんに該当するおそれがあるという問題があったわけでございしますし、それから御指摘のように、もし簿外で受け取つて簿外処理をするということになりますと、これも証券法で禁止されておりますといいますが、粉飾決算ということになるわけでございします。そういう行為が私の在任中に行われたというところにつきましては、いまだに私は信じられないというのが率直な気持ちでございます。

なお、私自身がそういう違法な簿外処理を示唆したのではないかと、あるいは指導したのではないかと、あるいは報告されておりますが、そういうことは断じてございしません。はっきりと申し上げたいと思います。

まあしかし、いずれにいたしましても、私が証券局長をやっておりますとして、証券会社を監督する直接の責任者にあつた時期に証券会社がそういう証券法に違反する行為を行ったことは大変遺憾でございますし、免許企業である証券会社を監督しておりました立場といたしましては、監督

が十分でなかったという反省をせざるを得ないというふうに思っているわけでございます。

以上です。

○佐伯参考人 三和銀行の佐伯でございます。まず最初に、今般世間をお騒がせいたしました、先生方を初め各方面に御心労、御迷惑をおかけいたしましたこととをまことに申しわけなく、深くおわび申し上げます。また、金融界に身を置く者として、昨今の金融システム不安から多大な御心配、御迷惑をおかけしておりますことを、あわせて衷心よりおわび申し上げます。

今回の問題に關しましては、現在御当局の調べを受けておりますが、行内におきましても事態の究明に取り組んでございしますところでございます。

委員長の御質問でございします信頼回復の道について述べさせていただきます。

まず第一に、再発防止という観点から、当行では既に、大蔵省等官庁との接し方につきましまして、一月二十九日付で当局との交渉を専ら担当しておりましたいわゆるM.O.F.担当を廃止いたしました。それから、公務員、みなし公務員に対する接待を禁止いたしました。また、法令遵守体制を強化すべく、独立したコンプライアンス統括部を設置することを決定しております。

今後についても、行内の調査結果などを十分に踏まえて厳格な行内管理体制を整備し、二度と今回のような事態を招くことのないように措置すること、国民の皆様、利用者、預金者の方々からの信頼の回復に全力を挙げてまいりたいと考えております。

同時に、当行としては一刻も早く足元を固めて、一歩進んで金融ビッグバンに積極的に対応すること、利用者利便の向上、資金供給など金融機能の活性化を図り、金融機関に求められる社会的、公共的責任を果たしてまいりたいと考えております。

こうした経営努力を通じて産業界の発展や雇用の拡大のお役に立つことこそ金融機関に対する真の信頼を取り戻す道であると信じております。あ

りがとうございました。

○村上委員長 以上をもって委員長からのお尋ねを終ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許可いたします。杉浦正健君。

○杉浦委員 自由民主党の杉浦正健でございます。

今般の大蔵省の事件は、まことにゆゆしい、残念な事件であります。私は、今自由民主党の財政部会長を拝命いたしました、微力ながら全力を挙げて取り組ませていただいております。であります。心の奥底と申しますか心境を申し上げれば、非常に暗たる気持ちと、同時に深い憂慮と申します。これからどうなるんだろうか、日本の将来はどうなるのかという念でいっぱいあります。恐らく、ここにおられる同僚議員の先生方は、政界を問わずそういうお気持ちでいらつしやるのではないだろうか、こう思っております。

今般の大蔵省で発覚いたしました不祥事は、申し上げるまでもなく、一個人の偏執的な申しすか、世間にはいろいろあるわけですが、私は弁護士をやっておりますが弁護士会でもおかしなものはあります。そういう個人の起こした事件ではどうやらなさそうであります。まだ捜査は進行しておりますが、今のままで終わるのか、新たに逮捕者が出るのか、不透明ではありますけれども、これは大蔵省組織として、かなり重症と申します。これは大蔵省組織として、かなり重症と申します。これは大蔵省組織として、かなり重症と申します。

を推測させる事件の成り行きであります。松野さんは信じがたいと言いましたが、それに類する話はいろいろよくよくと前から耳に入っております。たわけですが、これほどまでにひどいということ、私は私も知らなかったわけでありまして、多くの同僚諸君もそうではなかったでしようか。

この事態は、大蔵省が果たしてその役割、先日の質疑で官庁の中の官庁という御表現もありましたが、ほかの官庁が役割が低いという意味ではありませんが、少なくとも、国民のお金を預

かっておる、国庫を預かっておる、国民から税金を徴収し、それを予算で配分し、国の重要な財産、国民から預かっている郵便貯金等を配分をし、そして国の財産を管理する。家庭でいえば女房のような役割であります。これは現在、国家運営の根幹を揺るがす大きな問題だと言つてもよろしいわけであり、これから二十一世紀へ向けて日本が進んでいく上で、この大蔵省が信用を失墜したことがどのようなことになるだろうかと思ひます。背筋の寒くなる思いがいたすわけであります。

ここにお見えの三和銀行の佐伯さんは、その大蔵省の相手となつた業界の方であります。もちろん贈収賄というものは、受け取る方も悪いわけでありますが、贈る方も悪い。対向犯であります。そのあたりの責任をどの程度お考えになつておられるのか。今業界としての方向を示されましたが、非常に抽象的な感じがして、これも深層にたえないわけでございます。

時あたかも、我々は日本版ビッグバンという金融システム改革を遂行しようとしております。これは、日本が二十一世紀でしつかりとした国運を築くために必要な政策であります。しかも、それが昨年末来の金融システム不安の中で遂行されようとしておるわけでありまして、いわゆる不良債権の処理もまだまだこれからであります。

金融システム不安については、この二月、三月が勝負だと言われておるのときにこういう事態が起こつた。この大蔵委員会でも、重要法案、国会実質三十数本の法案を御審議賜るわけでありますが、この法案の審議の行方も、あるいは予算の成立の方向も、一転して霧の中になつたわけでありまして、現実にはこの春をどういうふうにか切り抜けるかという点についても、まことに心痛にたえないところでありまして。

そういうとき、まさにこのような問題が発覚をいたしましたわけでありまして、松野さんは先ほど、自分は局長時代に知らなかった、知り得な

かったと申しておりましたが、これは相当長い間かかってこまで来たと思われんすね。少なくとも、私は昭和三十三年に大学を卒業して社会に出たわけでありまして、若い時代十数年、大蔵省の主計官とも接触する時期が仕事の面であつたわけでありまして、三十年代から四十年代前半ぐらいの大蔵省には、このような接待を受ける気風は全くなかつたと言つてもいいんじゃないかと私は思つております。

いつごろから徐々に徐々に起つていったと思うわけでありまして、松野さんの先ほどおっしゃられた、簿外債務を知らなかつた、知り得なかつたといふことは、あるいは犯罪行為ですからあり得るかもしれないけれども、大蔵省が次第次第にむしばまれていった、特に大切な検査部門で集中的に起つておるといふことでありまして、まことに首肯しがたい松野さんの認識でありまして。そういう傾向について感ずるところはなかつたのかどうか、後ほどお答え願ひたいと思ひます。

佐伯さんには、今後の対策が示されましたが、項目としてはそういうことかもしません。しかし私は、その中身が問題ではないか、こう思うわけでありまして。

今、金融業界は、世間から貸し渡りで非難をされております。私の選挙区でも、中小業者を初め皆さん、銀行から金を借りるのには非常に苦労しておられるわけでありまして。苦勞話を聞きますといろいろございまして、一言で申しますと、銀行が借り主を選別する。ともかく借り手は、貸付係長の言つてみれば革履をとるような感じでお願ひをして貸してもらえない場合もある。

我々は、金融システムは国家の血管であり血液だといふことで言つておられるわけでありまして、銀行業界が、佐伯さんのような立場の方は別かもしませんが、末端の一行員に至るまで、本当に銀行は社会の公器である、公の役割を果たしてあるんだという認識があつてやつておられるのかどうかという点は、長年にわたつて疑問を持つてきた

ところでありまして。

これから、法案でお願いしておられるわけでありまして、この金融システム改革のために、例えば資本注入をやるのと臨時措置法をお願いいたしておりますが、この法律についても、世間からさまざまな批判があります。銀行を助けるのか、けしからぬと。さまざまな御批判があるわけでありまして、しかし、我々はやろうとしてゐる。これは経済社会を混乱させないためでありまして、果たして、銀行が今の状態のままで、真に経済社会の公の機関だといふ認識がないままになされた場合に、本当に国民の理解を得て所期の目的を果たせるかどうか甚だ疑問であると感ずる面もあるわけでありまして。

我々自民党は、あの案をつくるに際しまして条件をつけようといふことを決めておりますが、法律案では条件にはなつておりません。計画を出していただいて審査委員会が審査するといふことに相なつておりますが、その条件の中で一番議論に申しなすか、意見が出されたことは、今の金融機関は高給取りが多いじゃないか、一般社会の給与水準に比べて金融機関の給料は高いじゃないか、高い給料を取つて金融機関に国が支援をする、とんでもない話だ、むしろ給料を下げてもらえといふ議論が、議論といひますか意見が非常に多いといふ議論が、世間にも多数ございまして。これはこの法律ができ上がった場合、審査委員会ができるという計画といひますか、条件をつけられることになるわけだと思ひます。我々がやることじやありませんが、我々は、公的支援を行う場合には、金融機関のリストを徹底的にやつてほしい、給料も具体的に目標を決めてカットしてほしい、そういう希望を強く持つておるところであります。

三和銀行として、公的資金の受け入れをお決めになつておられる、資本注入をお受け入れになつておられるようでありまして、お受け入れになる場合、従業員全体の給与水準を二割なり三割なり将来に向かってカットしていく決意がおりかど

うか。それに限らず、銀行が天下の公器として、これから荒波が来る日本の将来社会において、貸し手に対してえり好みせず、公の立場で機能を果たしていくような銀行に立ち返つていくように強力なリーダーシップを先輩として發揮していただくわけでありまして、そういう決意はおありかどうか、お伺ひたいと存じます。

○松野参考人 今、大蔵省の行き過ぎました接待問題についてのお尋ねでございました。私も昭和三十六年に入省いたしました。三十一年間大蔵省に勤めた人間でございます。確かに今いろいろと言われていることを考えてみますと、非常に社交儀礼をはるかに超えた、行き過ぎた行政対象との間の会食等々が行われたといふことは、私も大蔵省の先輩の一人として大変反省をしておるわけでございます。

いつごろからかといふお尋ねでございましたが、率直に申し上げまして、いつごろからといふのはなかなか決めがたい問題でございます。ただ、やはり徐々に徐々に社交儀礼を超えたものになつていった、それにみんながなれ親しんだといふようなことではないかといふふうに思ひます。

私自身の問題として振り返つてみますと、証券不祥事が起つて以降は、最後の一年間は、これはもうそういうふうなことをやるような雰囲気ではございませんでした。率直に申し上げまして、それ以前におきましては、やはり日本のなつき合いといふようなものがあつたことは事実でございます。それが一般の社会常識からしてやややり過ぎではないかといふふうに思われる点があつたといふこともあらうかと思ひます。

ただ、私なりにその際考へておりましたのは、少なくとも行政の公正さを疑はせるようなことはやつてはまずいといふふうには考へておりました。その方法としては、一切つき合はないという方向が一つはあるわけでございますが、残念ながら、日本の当時の状況では、一切つき合はないといふことではなくて、特定の者だけとはつき合

ないといふような形で、何とか行政がゆがめられてゐるのではないかといふような疑いを持たれないようにするといふのが、率直なところ精いっぱいであつたといふふうな感じがしております。いづれにいたしましても、いろいろなそういう風土、雰囲気、御指摘にありましたように、特に厳正でなければならぬ検査部門にまで及んだ、そういう雰囲気といひますか土壌をつくり上げたといふことについては、私も責任の一端はあるといふふうには考へてゐるわけでございます。もちろん贈る側の問題もございまして、そういうことも、恐らく今大蔵省として、そういうようなことに対する信頼回復策を懸命になつて策定をしていゐるといふふうに信じてゐるわけでございます。

○佐伯参考人 先生のおっしゃること、すべてもつともございまして、私も先ほどから反省してお聞きしておりました。

ただ、第一番目の貸し渡りについてでございますが、我々が予想してゐた以上にひどいといふか大きな声である、実態であるといふことは昨年の年末から特に認識しております。我々もそれなりの、支店長を集めるなり、通達を出すなり、いろいろな形で指導をしておりますけれども、なお、先ほど先生がおっしゃつたように、末端の一貸し付けの担当者までそうなつてゐるかといふことにつきましては、必ずしもここで胸を張つて申し上げられないといふことが実態として起つてゐるのではないかといふことを反省いたします。

銀行の貸し出しというのは、単に債権の保全とかそういうことだけではなくて、貸し出しをすることが社会的責任であるといふようなことも含めてございまして、我々の全銀協の倫理規定にもあるわけでございますけれども、ただいまの御意見をさらに厳しく受けとめて対応してまいりたいと思ひます。

それから、不祥事の対応につきましても、先ほど申し上げましたことは、現在いろいろ調査中あるいは捜査中で、いろいろな原因が、先生がおっしゃいましたように、根が深いといふことであ

うかと思ひます。できることをやりましたというのを二つ三つ並べたわけでございまして、決してこれで事足りると思つてゐるわけではございませぬ。今後とも調査を續けて、一つずつ対応して、こういうことが起こらないように、年月をかけてまいりますか、やつていきたいというふうに考えております。

リストラにつきまして約束できるか、こういうことでございましてけれども、私どもももう既にそういう御批判があることは承知しております。で、例えば、私どもの銀行でもこの三年間ベースアップはゼロにしておりますし、賞与もその都度カットして減額をしている。これでも甘いということはあるかと思ひますが、これはもう我々としても、リストラは経営の根幹でございまして、もつと強力に、特に今回の法律改正も含めて対応していきたいというふうに考えております。

○杉浦委員 時間がなくなりましてしたので、まことに残念です。もう少し聞きたいわけですが、私の政治の師匠でございまして安倍晋太郎先生が座右の銘としておられたわけでありまして、民信なくば立たず、論議からきておるようでありますけれども、ともかく信頼こそ、これは政治だけではなく何事にも根本だろうと思つております。

金融機関が、私はもう弁護士時代からそうですが、末端の人といつてもつき合ふ機会が多かつたわけですが、最近の金融マンたちの中におられるバンカー、西洋でいうバンカー、社会の公器を強く意識したバンカー氣質がもうほとんどない。言つてみれば金貨にすぎないじゃないかという精神的な風土を強く感じておるわけでありまして、これを機にいろいろな措置を講じられるのは結構です。おっしゃられたことをやつていただきたいわけでありまして。銀行協会のみならず、我々がこれから対応していくすべての業界が、社会の公器たるの精神に徹してやつて前向きに進んでいくように、従業員教育その他万全の措置をとつていただきたい、庶民が見ておりますか

ら。心から要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○村上委員長 次に、仙谷由人君。

○仙谷委員 民友連の仙谷由人でございます。松野参考人そして佐伯参考人には、御多用のところ参考人として御出席をいただきまして、まことに御苦勞さまでございます。御礼を申し上げます。

そこで、まず松野参考人の方からお伺いをしたいと存じます。

今、私、平成三年八月二十一日と平成四年二月二十六日の議事録を持ってきております。そのときに時の証券局長松野局長に、飛ばしについて相当厳しい質問をした記憶があつたからでございます。局長も覚えていらつしやると思ひますが、相当厳しい質問をさせていたたいたわけですが、ただ、その時点では局長も我々も、マフィア資本主義とか、やくざが絡んでめっちゃくちゃになった日本マーケットをどう立て直すのかという問題意識はあつたと思つたので、あのときには、そして、時まさに間接金融から直接金融へという国際的な流れの中で、日本だけがどうも直接金融の世界がばくち場になつてゐるのではないかとあるいは一般の顧客はごみとか掃きだめとか言われてまともに相手にされてゐない、法人の上得意だけが損失補てんを受けた、やくざにはもつと別の特別の取り扱いをしてゐる、そんな問題意識の中で、例の九一年に損失補てん大スキャンダルが起つたわけでございます。

時の証券局長松野さん、大変御苦勞をされたと思つてございまして、あれから六年半でございまして、ちょうど平成四年二月二十六日の大蔵委員会で質問をさせていただいておるわけでございますが、そこから数えましてもうちょうど六年でございます。一向に証券市場が、公正なルールのもとに国民が参加するような市場に再建されてゐない。大変私は残念に思ひます、このことが日本の今の経済の中での資金循環の大変な閉塞状況、脳梗塞状態をもたらしていると思慮しておるわけでございます。

けでございます。

そこで、今度の山一の自主廃業について松野局長にまず感慨をお伺いしたいわけでございますが、当時山一の飛ばしというものが一部でさやかれておりましたし、私自身も、先ほど申し上げた二回の、大蔵委員会と予算委員会、山一に飛ばしがあるじゃないか、あると言われているじゃないか、ちゃんと調べたのか、こういう質問をした記憶がございまして、これから調べるといふのが大體結論的な、これから詳細に検討するといふのが当時の局長のお答えであつたと記憶をしております。概略そのようにこの議事録の中でお答えになつておるようでございます。

ところが、松野さんが平成四年の六月におやめの解明あるいは山一の飛ばし体質にメスを入れるということができたのかどうか、多分できなかったのでしょうか。

そこで、今回は、新聞報道によると、あるいは我々が巷間マーケットから直接聞くところでも、二千数百億、二千六百四十八億という金額を新聞紙上で書いてございましてけれども、この飛ばしが足かせになつて外国の証券会社すら身売りができなかつた、だから倒産した、こういうことになつておるのです。簿外があつた、こういうことになつておるわけですね。あのときにこの飛ばしを、当時問題になつた飛ばしに何とかメスを入れれば、ひよつとすればこんなことにならなかつたのにならぬというふうなお気持ちは松野さんにはございませぬか。

○松野参考人 そのときの詳細な答弁を覚えてゐるわけはございませぬが、確かに飛ばしについてお尋ねがあつたと記憶しております。

ただ、飛ばしというのは言葉としては非常に悪い印象を与えるわけでございますが、先ほど初めに申し上げましたように、飛ばしそのものというものは、これは仙谷委員既によく御存じのように、企業間の取引行為でございまして、証券会社が取引の当事者になつてゐるわけはございませぬ。

企業と企業の間で含み損がある株式を簿価のままに賣買する、条件つき賣買、現先取引でございまして、そういうふうなことが行われて、それを飛ばしというふうに呼んでゐたわけでございます。したがらういふに、それは証券会社がそういう行為を仲介するか否かにかかわらず、飛ばしというものは、私どももいろいろな情報があつたわけでございますが、ただ、その行為自体が、先ほど申し上げましたように証券取引法に触れる行為である、触れる取引であるということが言えないという問題がございまして、これは条件付きの賣買でございまして、あるいは取引当事者の企業は大體株式担保の短期金融だといふ認識を持つてゐたわけでございます。そういう取引を法律で違法だと決めつけるということとはできない。

そうなりますと、問題は、証券会社が責任を負わなければいけないという飛ばしに關与してゐるケースがあるかどうかということが一番の問題でございまして、御質問も多分そういうふうな趣旨であつたであろうといふふうに私は思つておりますが、そういうことで、証券会社に、たしか私のときもそういう形のものがなかつたといふのを聞いて、もしあれば、それは処理をするのであれば証券事故として処理をしなければ法律違反になります、つまり損失補てんになるおそれがありますというので、たしか数件証券事故として処理をしたケースがあらうかと思ひます。

お尋ねの山一証券のケースにつきましては、証券会社が仲介をしてゐるケースはあつたと思ひます。ただ、それが証券会社が責任を負わなければいけないといふことについては、会社自身が、私どもの尋ねに対しては、そういうものはないという報告をしてきていたわけはございまして、そういうふうな形の取引といふのは、そういう格好をとつてゐる限りにおきましては、もちろん証券会社の帳簿を一切通らないわけはございまして、したがらういふに、どうしてもそれを把握するといふのはできないといふのが率直なところでございまして

た。
今申し上げたように、飛ばし取引自体が違法でないというところに一つの限界があるわけですが、私どもとしてやれるところに限界があるわけでごままして、それはいわば企業間の自己責任に基づく自由な契約の世界での取引であるというふうに考えざるを得ないのが飛ばし取引であるというものが当時の考え方であつたわけでごまします。

確かに、結果としてそういうようなものは証券会社の責任になって、証券会社が簿外で引き取つたというふうに言われております。これは非常に遺憾な問題でございまして、明らかに証券取引法に触れる行為でございまして、そういうような違法行為を証券会社が行うということは、我々としては、特に損失補てんを禁止するための法律改正をお願いしたばかりでございまして、その当時、ちょうどその法律が成立して施行された時点でございまして、よもやそういうようなことをやることは率直に申し上げて考えていなかったというのが正直なところでございまして。

○仙谷委員 松野局長が当時から非常にいい人だというのはわかります。しかし、職務上、証券会社に対していい人であつては困るんですね、当時から。今もそうです。

つまり、検査というふうな立場に立つと、本当は山一にとつても厳しい検査をして、簿外になりそうな現先取引、あるいはもう既に成つておる分についても、何らかの保証をしているから、つまり、債務保証をしたり仲介をして保証をしているから最終的に山一が背負わなければいけない分が二千六百億円になって、手かせ足かせになって倒産したということになっておりますね、結論としては、これ、六年たつて今から見ますとそうなっているわけですね。検査としては、今おっしゃった中に、当時の大蔵省が証券会社と悪く言えばなれ合っている、よく言えば非常に温かい、そういうことしかできなかったかと思われますよな。

つまり、現先取引が事業会社と事業会社の間でなされている、それは我々の関知しないことだとおっしゃいました。裏で山一が保証している、その場合には最終的にまきには飛ばしとして山一に返ってくる、今回のケースは飛ばし、こういうお話なんですか、山一が、もとと、山一の得意先であるA会社からB会社に現先取引が行われて、実際には評価が低い債券なり株式が高い貸付金なり売却代金として売られていった、BからCへ行く、この間に山一が入っていないければ問題ないというのとはそのとおりですよ、それは、しかしそういうのは飛ばしと言わない。

そして、もう一つ、そもそもその発生は山一とA社の営業特金なりなんなの、要するに、一任勘定であつたのか営業特金であつたのか知りませんが、山一と金を委託した会社の取引の中から生じた含み損といふことが評価損があるから決算期にこれを移すという話で飛ばしという話になっているわけですね。なつて飛ばしという話、そういうものがあるではないかという疑いは、当時から物すごくかかっていたわけですよ。なぜそのことを取引先の相手方にまで踏み込むような調査が当時できなかったのか。

今から考えると、そこまでやつて——山一は単年度で九一年は多分二千六百億ぐらいの業務純益を出していますよ。二千六百億ぐらいの簿外債務があつても、それを償却することはそれほど大変じゃなかったはずですよ、まだ九〇年、九一年、九二年というふうな年では、今になつてくると、粉飾決算しても数億四千万ぐらいしか山一なんかなかったじゃないですか、この間、そういう体力のあるうちにメスをなぞ入れなかったのか、ここが問題だと思ふんです。

おとといの、これは参議院の予算委員会、現在の証券局長はこう言っています。「山一証券に關して言えば、その当時それが受け渡し金額ベースで二十六企業、約二千五百八十億ほどそういったもの、つまりグレイゾーンの現先取引があつたと、こういうふうに松野証券局長から聞いておる

という答弁をなさつておるんですね。

九一年の十二月ごろにそういうことございまして、たか。つまり二千五百八十億ほど受け渡しベースで現先取引のグレイゾーンにあるものが山一証券にありましたか。御記憶どうですか。

○松野参考人 今の数字は私は全く記憶にございせんし、恐らくそのとき聞いたことはございませぬ。

○仙谷委員 そうしますと、巷間言われております、九一年の年末と次の年の年始にかけて証券局長が山一の方に指導をした、こういう話が新聞紙上で書かれましたが、そのことに絡んでお伺いをするわけですが、日時風に言いますと、まず、飛ばしの話は九一年の八月のこの国会の予算委員会の中で議論になつたのが大きく議論になつた話だと思ひます。つまり、損失補てんから飛ばしの問題が出てきたということですね。その後九一年の十一月に金融ビジネスが大変大きくこの山一の飛ばし問題を取り上げたんです。「口が裂けても言えない」本場の赤字額、山一証券、「宇宙遊泳玉一兆円」と。つまり、飛ばして宇宙を飛んでいるという話ですね。当然のことながらこの辺のことは御存じだと思ふ。

そして九一年の十二月二十六日には、大蔵省が大手証券四社に対する特別検査の結果を発表しているんですよ。まだこのときには山一に、先ほど申し上げた二千五百八十億円ですか、そういうグレイゾーンの現先取引があるという話は、認識はしておつたかわかりませんが、この特別検査結果の中に出てきてないと思ふんですよ。それで、年が明けてから今度は飛ばしの問題は、大和証券、コスモ、山種というふうに、これは訴訟の和解とか調停の結果払わなきゃいけないと。飛ばしであつたのが、全部そういう証券会社が実は何らかの保証があつたとか念書が入つていたとかというところで裁判になつて、結果としては裁判所を間に挟んだ損失補てん的なことが行われるという事態になつたんですね。それで九二年の二月にまた飛ばし問題が国会で問題になつた。

それで大蔵省は、飛ばしの情報開示を促して有価証券報告書に記載せよと。あるいは、九二年の四月には東証もそういうことを決めた。それから四月の二十八日になりますと、山種の飛ばし取引について業務停止処分になっています。それから五月の二十六日には、参議院の大蔵委員会で証券局長が、和解もしくは調停、訴訟の例は十五件で千七百五十五億、大和、コスモ、丸万には処分をしないという答弁をなさつておりますね。相当飛ばしのことを意識しながら物事が進んでいっているんですよ。

ところが、この山一に対する現先のグレイゾーンのもの、ここで問題になつてくるように二千五百億円か五百八十億円かはともかくとして、相当の金額があつたか、あるいはこの年の、さっきおっしゃつたように十月の三日でございまして、か、参議院で法律が、つまり損失補てんの禁止も含む証券取引法の改正ができたものだから損失補てんできないと。そこで、このグレイゾーンの現先取引の処理の仕方について松野証券局長に山一の方から相談があつたんじゃないですか、あるいは指導を受けたという要請があつたんじゃないですか。

○松野参考人 この問題、私も、六年以上前の話ですからなかなか記憶が定かでないんですが、確かに山一証券から、取引先企業との間でそういう問題があつて、いわゆる飛ばし取引に絡む相談があつたというふうな記憶はございまして。(仙谷委員「ございまして」と呼ぶ) ございまして。

それにつきましては、私は詳細なやりとりは覚えておりませんが、要するに、飛ばし取引そのものについて、これは先ほど来申し上げておりますように行政当局としてどうこうと言うことはできない取引だ。ただ、証券会社がそれについて最終的な責任を負わなきゃいけないものであれば、もう損失補てんの禁止の法律ができて、改正されて一月一日から施行されるという状況にあつたわけですから、それはその法律で認められていた証券事故という形で処理をするしかない。そう

しなければ、損失補てん、文字どおり禁止行為に該当する。

証券事故という形であればこれは損失補てんにならないということが法律に明記されているわけであって、これについてもいろいろと御議論がございまして、抜け道をつくっているんじゃないかと、かいう議論がございましたけれども、私どもとしては、証券取引の性格上、証券事故というのは必ず起こり得るので、これは避けることはできない。そうならば、それに対して補てんをしますか、トラブル解決をするために補てんをするような形になった場合、これは、それも法律違反だということになってしまつてむしろ投資家保護上問題が起るということで、一定の要件を決めまして、余り記憶、最近証券法を読んでおりませんが、忘れた部分がございしますが、たしか主な措置としては、さつきございましたように裁判をする、あるいは裁判上で和解をする、あるいはもう一つ、民事調停で調停をするというふうなそういう形をとれば、それは、それに基づいて補償する場合には損失補てんに該当しないというふうな道を設けたわけでございます。

したがって、山一証券についても、そういう方法で引き受ける場合には、処理をするということであれば適法であるということ、多分そういうふうな趣旨のことは申し上げたのじゃないかというふうな思いいます。

○仙谷委員 時間の関係で、これ以上その問題お聞きするのを控えますが、最後に、松野さん、結局これは、山一から飛ばしたの後の片づけが海外現法とか何とかというところまでいって、簿外になつて飛ばしたあけく、これ全部山一が保証しているから、最後、受けなければならぬという簿外債務になつたわけですね。保証なんかしてないければ、あるいは仲介をして、いや、うちは必ず最後は責任持って面倒見ますからみたいなことを言っていないければこんなことにならない。つまり、この背後の心理には、いつか株価は戻すだろうとか、そういうある種の安易ないうか、右肩

上がりの神話のもとでみんなやっていたというのが僕は背景にあると思ひますが、それでとうとう山一はこうなつてしまつた。

では、当時、現先が幾らあるのか、あるいは営業特金で残つて当時しつた、こういうふうに表示もしてしまつたけれども、そういう玉がどのくらいあるのか、厳しく検査をして追跡をして、山一の責任があるのであればそこで責任をとらせ、そういう厳しい検査と厳しい処分があれば山一は助かつていた、現在のような状態にならなかつたと思ひになります。

○松野参考人 仮定の問題でございしますが、それは確かにおつしやられるようなことも十分考えられると思ひます。

先ほど御指摘でございました特別検査というのは、当時やつておりましたが、これは例えば、たしか私の記憶では四社に同時に入つておりました。検査官も非常にそういう意味では手薄であつた。しかも、損失補てんでまだ報告をしていない損失補てんがないかというのにもむしろ重点的に力を入れて検査をしていた。あるいは野村証券の場合ですと、たしか例の東急電鉄株式の問題に力を入れて検査をしていたというふうなこともございまして、検査官の数が少なかつた。あるいはそういうものに重点を置いて特別検査をした。これは、一般検査では全部見るわけではございますが、特別検査ということで、かえつて非常に狭い範囲で検査をしていたということがそういうものを厳しく見ることに若干、何といひますが、時間もないし人もないというふうな状況であつたということはお察し願ひいたします。

結果として、検査で見つけて厳しく対応すればよかつたではないかと言われまふと、まさにそのとおりだと思ひます。ただ、検査で全部がわかるかというところにつきましては、これはなかなか、特に証券取引行為のように第三者の取引の仲介をするというふうな形の場合には、率直に申し上げて、先ほど言われたように取引当事者を反面調査

をしなきゃいけないという問題になるわけでございしますが、現在の証券法の調査権限からいいますと、違法行為といふものがはつきりしないにもかかわらず反面調査をするといふことは、これはなかなか、やはり行政権の行使としてもそこまでやることのできないという制約があることも御理解をいただきたいと思います。

○仙谷委員 今の一点だけけれども、違法じゃない違法じゃないとさつきからおつしやるのだけれども、これは法律違反にはなつていないかともわかりませんが、少なくとも現先取引に玉が、株式が使われているといふのは、昭和五十一年以降昭和五十九年まで出された「債券の条件付売買の取扱いについて」という通達には違反していません。

要するに、株式を現先に使つてはならない、現先売買の対象にしてはならないといふことは、つまり債券じゃないとだめなんだといふことは大蔵省が確立した原則だつたのじゃないでしょうか。それはもう答弁、結構です。

三和銀行の佐伯頭取の方へ少々お伺ひいたします。

谷内さんから、谷内さんを接待して、一つは不良債権償却証明書をもつたという新聞報道があるのですが、まず、こんな事実があるのか。谷内さんから不良債権の償却証明をもつたこととすれば、何件ぐらいそういうものもつた債権があるのか。金額にして幾らぐらいなのか。報道によりますと、九五年の二月の二十一日から二月の二十四日までの大阪本店の検査の中でそういう事実があつたといふふうに言われておるのですが、いかがですか。

○佐伯参考人 償却証明といふのは毎年、検査部から来て償却証明を出してもらひます。したがつて、新聞報道は実は昨日見たのですけれども、そういう事実がとあります。もしその人がそのときに来ていれば、当然、谷内さんから償却証明を出してもらつておるということだと思ひますけれども、ちよつと私、その数字とかあるのは何年間この人にもつたかといふのは現在把握しており

ません。

○仙谷委員 先般から、そのうち調べるみたいなことをおつしやつておるようですから、三和銀行の方でもこれはぜひお調べいただいて、国会に報告をしていただきたいと思います。といひますのは、これ、無税償却が有税償却の税に絡むんですよ。です。つまり反対に言へば、補助金が出たのと同じことになるわけですから。国民の方からいへば、入つてくる税金が入らなくなつたといふ話ですからね。だから、それはもうぜひお調べいただきたいと思います。

次に、例の、九五年四月に大蔵省が東洋信託銀行に対して行つた検査の報告書、示達書を三和銀行が、いわゆるM.O.F.担なのかあるいは企画部なのか知りませんが、入手をしたといふ事実、あるやに言われておりますが、こんな情報収集といひますか、産業スパイみたいな話があつたかどうか確認されておりますか。どうですか。

○佐伯参考人 その件につきましては、今、資料もございまして、捜査中ではございまして、私どもの方として確認はできておりません。

○仙谷委員 この示達書をM.O.F.からもらつてきたと疑惑をかけられておる方はわかつておりますね。その人には、会長なりあるのは三和銀行の中の調査委員会なりで調べていらつしやいますか。

○佐伯参考人 捜査とは別に、私どもの中でも調査をしております。

ただ、捜査中のことでございまして、我々もはつきり確認が、確定はしておりませんし、ちよつとお答えはお許しくださいと思ひます。

○仙谷委員 頭取が、もらつてきた人と何か共犯関係になつて、刑事上の犯罪に問われる可能性があるとこののののの、答弁を差し控へさせてもらひたいといふときは、はいそうですかと私も引き下がるのですが、まさかそこまで共犯関係がないと思つて、トツにこの示達書については報告をした、こういう情報も聞かえてくるのです。が、頭取自身は、この東洋信託銀行の検査結果、

これについて報告を受けた記憶がありますか、ありませんか。

○佐伯参考人 私については、指示したこともございませし、受けたこともございませし。

ただ、そのほかのところにつきましては、私がここで今知っていることを申し上げて後で捜査の結果と違ってもいけない、こういうことでございませし。

○仙谷委員 残念でございませし、時間の関係がございませしのでこの程度にいたしたいと思ひます。

頭取、三和銀行から某政党に職員が出向していることがありませし。現在してございませし。

○佐伯参考人 ちよつと質問のあれが、某何ですか、某、どこに出向している……(仙谷委員「政党です」と呼ぶ)政党ですか。政党という形では、ございませし。

○仙谷委員 優先株の引き受けの話が出ておりませし。これは報道で読ませていただいた限りなのです。会長は、全銀協の会長時代に、本来は個別銀行が市場原理にゆだねて資本を調達するのが原則だけれども、今回は緊急異例の措置であつて、信用収縮の悪循環を断ち切ることが大事だから、三和銀行も優先株を公的資金で買ひ取つてもらいたい、こういうことを三和銀行としてはお考えなのですか。

○佐伯参考人 本来はと言ひましたのは、優先株というものは、こういう制度といひませし。新しい国の資金を入れてということがなければマーケットでしか取れないわけだ、そのマーケットが締まつてしまふ優先株が出ないというのが、出せないというのが現在の状況で、したがつて本来優先株はマーケットでと申し上げたのはそういう意味でありませし。

しかし、このまま自己資本が傷つてマーケットがクランチをしていくという状況では、何らかのほかの形で優先株なり自己資本増強策を図らなければいけないのではないかと意味で私は申し上げたわけがございませし。

○仙谷委員 公刊物ですから、三和銀行の自己資本比率なりあるいはその含み益が日経平均何万円

で消えるかというの必しも正確ではなないのかもわかりませし。三和銀行は一万五千円ぐらいの日経平均の株価であれば自己資本比率が八・二〇六、こういうふうに出てくるわけがありませし。一万五千円でドル百三十円ぐらゐれば八・二〇六、株式の含み益は日経平均が一万四千七百六十三円になるとゼロになる、こういうふう

に、例えばこういう本には書いてあるのですね、書いてございませし。

つまり、決算、有価証券報告書等々から分析してそうおなつておるのだと思ひませし。他の銀行に比べてもいい方なわけだ、三和銀行は。三和銀行であればマーケットで取れると思ひませし。現に、日本興業銀行と住友銀行は、いやいや海外のマーケットで取るから公的資金要らないよ、あるいは日本興業銀行の頭取さんは、金融ビジネスの二月号で、いやいやうちはマーケットで取るから要らぬ、こう言つてございませし。三菱銀行も、最初は非常に消極的だつた、こう言われておりませし。これは劣後債のようですが、何で三和銀行が、それはどうマーケットで取れる力があるのに、公的資金を取らうとされておるのですか。

○佐伯参考人 少し俾そう言ひ方になりますけれども、金融界全体としてクランチが起つておるといひませし。海外の調達あるいは国内の調達も含めて、必ずしも、私どもの銀行が、それではぎりぎり八・〇を達成しておさまつてよろしいという形のときに、日本の金融界全体がどうなるかということも含めて考えませし。自分のお客のために使うだけではない、金融界全体のために使うという事態が起り得るということでありませし。

○仙谷委員 その種の横並びのお考え方と意識が護送船団であり、もうそれが通用しなくなつてくるのじゃないかということがずつと言われて久しいわけですよ。そこがまず第一点。それともう一つは、多分この種の発言をされた

ときには、まだ三和銀行の行員が贈賄容疑者として捜査対象に、表向きはまだなつてなかつたときです。すなわち、呼び出しは受けていたと思ひませし。捜索令状を持つてこられて、いわゆる捜索を三和銀行本体が受けたという時期ではまだないと思ひませし。あるいは現時点では、どうも大蔵省に對して、特に大蔵省検査に對して贈賄という犯罪を犯した人が三和銀行にはおらならしい、それ

も中核部だ、MOF担というところだ。そしてまたもう一つは、あぐくの果てに、他の銀行の機密書類まで横流しを受けた、こういうことがあるのですね。

それから、さつき申し上げた不良債権の償却証明についても、結論的に不正が行われたかどうかはともかくとして、接待漬けにした検査の中で不良債権の償却証明が出されておるのではないかと

いう見方はされます。すなわち、今回のこの谷内さんと御社との関係は。

そういう銀行が公的資金を堂々と導入するといふのは、国民感情から考えて、まさかのときにはこの公的資金、三和銀行が先頭を切つて他の銀行のために公的資金の導入をやる。その導入された公的資金で買った三和銀行の優先株は後になつて売れるでしよう、立派な成績を持つていらつしやるから、つぶれる銀行があつたら、これはどぶに捨てたのと同じになります。その種のお金を、まあいけば現在客疑中の三和銀行が堂々と公的資金の導入を受ける。こんな、李下に冠、瓜田にくつを入らずといふものですよ、こんなことがまかり通るとお思ひですか、世間の常識から考えてどうですか。

大蔵省に申しわけございませし。○仙谷委員 金融システムの維持ということは非常に大事です。しかし、そのお題目ですべてが許されるということではない。ここだけははっきりさせていただきたい。我々も、金融システムは維持しなければいけないし、しかし、より自由で公正なマーケットも維持しなければ、国のひもつきの金を銀行が受けるなどという恥辱に本当にあな

た方が耐えられるということ、その神経が私はわからないのです。それで申し上げておるの

です。○村上委員長 次に、河合正智君。○河合委員 新党平和の河合正智でございます。佐伯参考人、松野参考人におかれましては、御多用のところ御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。私は、この大蔵委員会に所属するものが初めてございませしので、基本的なことからまずお伺ひさせていただきますと思ひます。

松野参考人にお伺ひさせていただきます。御経歴書を見ますと、昭和三十六年、すなわち一九六一年でございませし。大蔵省に入省になり、一九九〇年六月に証券局長、一九九二年六月二十六日まで証券局長として就任されておられ、九四年の七月二十日から全国地方銀行協会の副会長に御就任の上現在に至つておられるという御経歴だと思ひます。

大蔵省入省から証券局長に就任されておられる期間、海外に赴任され、もしくは海外を視察された御経歴はありませし。もしくは海外を視察された御経歴はありませし。

(委員長退席、坂井委員長代理着席)○松野参考人 私は、西暦で申し上げますと一九七八年、すなわち昭和五十二年でございませし。一九七八年から八一年までワシントンの日本大使館に三年間勤務をしておりませし。それ以前に一回、たしか一回だと思ひませし。海外出張した経験がございませし。それで、一九八一年に帰つてまいりまして大蔵省に戻つてからは、かなり頻りに海外出張をしておりませし。これは、いろいろ金融

関係の仕事をしていたこともございまして、当時アメリカとの間の金融協議等々もございまして、かなり、ヨーロッパにも参つておりますが、ちよつと回数は覚えておりません。

○河合委員 八一年以降、恐らく今お答えになりましたのは、証券局長御在任までの話かと思ひます。

九二年の六月二十六日から九四年まで二年間のブランクを経て地銀協の副会長に御就任になつてゐるわけですが、証券局長をおやめになつた後は、海外赴任もしくは研修、講演等ございましてでしょうか。

○松野参考人 平成四年でございまして、一九九二年の六月に証券局長をやめまして、その後、日本開発銀行の理事に就任をいたしました。日本開発銀行の理事を二年やっております。今のポストに参つたわけですが、日本開発銀行の理事のときは、開発銀行も政府保証で外債を発行することが認められておりました。その外債の発行に絡んで、主にこれはロンドンでございましてけれども、何回出張しております。

○河合委員 ありがとうございます。

それから、先ほど仙谷委員の質問に対して、山一から飛ばしに關する相談があつた、このようにお答えになっておりますが、これは正確にいつ相談があつたということですか。

○松野参考人 正確な日付は実は記憶してないのでございましてけれども、証券取引法を改正していただきましたが、損失補てんを禁止するということになつた法律が通りました。たしか平成三年の十月でございまして、それを平成四年の一月一日から施行するということになつておりまして、その法律が通つた後だということでは明確に認識しております。したがって、多分十一月か十二月か、何かその辺ではないかと思ひますが、正確な日付はちよつと記憶しておりません。

○河合委員 ここからはたまたまのお答えに非常に密接に關連することになるかもしれないけれども、新聞報道でこういう報道がされております。

東京駅八重洲口前にあつた山一本社六階の役員室で、三木前社長は役員会のメンバーに對しまして、「大蔵省で松野氏に、大手百貨店とのトラブルの経緯を説明したうえで、「こちらで処理するしかないでしようか」と話した。これに對し、松野氏は「ちよつと待つて……方法があるんじゃないか」という報告がなされた」と報道されておりますが、この辺の事実關係につきましましてお答えいただきたいと思ひます。

○松野参考人 私もその新聞記事を読んだわけですが、相手方企業の名前は私も覚えておりません。百貨店だつたのかどうかというのには正確には覚えておりませんが、確かに取引先企業とのトラブルがあるという話が三木さんから、三木さんは当時まだ副社長じゃなかつたかと思うのですけれども、あつたという記憶はございまして。ただ、それに対して、その記事にありますように、山一が処理をするのを抑えたというようなことは全くございせん。

先ほど来ちよつと申し上げておりましたように、山一で処理をする場合には、それは証券事故として処理をしないと違法行為になるということに、恐らく申し上げておりますし、それから、その処理をするかしないかは、それは経営者の判断の問題だということも多分申し上げたかもしれせん。

といいますのは、現先取引そのものは法律に直接触れる取引ではございせんので、その仲介をする行為も、特別に約束などをしない限りは、これは仲介行為としても違法行為ではないわけではございまして、したがって、そういう趣旨のことは申し上げたのではないかと思ひますが、少なくとも処理をするのをやめろというようなニュアンスの話をしたということはないと思ひます。

○河合委員 さらにその先、この役員会でございまして、報道されております。もつと具体的でございまして、「外でやつてはどうか。」海外という意味でございましてね。外ならこれは見えない、大蔵検査も

見えないなどと松野氏が答えた。この点についてはいかがでございましてか。

○松野参考人 それも、今御説明しましたところからしまして、私にも理解できない。そういうふうにも受け取られるとしても、それは全く理解できないことではございまして。

と申しますのは、もし現先取引のままで継続するのであれば、それは、仲介業者として相手を見つけてくれば、証券会社がコミットをしない限りは違法行為にならないということではございまして、その相手先が国内企業であつても海外企業であつても、それは別に問題になるわけではございせんし、そもそもそれは違法行為ではないわけですから、検査で問題になる、ならないというような問題ではないというふうには私は考えておりましたし、また、恐らくそういう趣旨の話をしたのではないかと思ひますが、少なくとも、検査を受けるために海外でやつた方がいいというように受け取られるような説明をした記憶は全くございせん。

○河合委員 検査を逃れるためという具体的な指示ではないというお答えでございまして。

一般的に、この簿外処理を海外でやつたらどうかというふうなサジェスチョンされたことはございましてか。

○松野参考人 今、簿外処理というふうにおっしゃられましたけれども、それは、もし証券会社とその現先取引の対象である有価証券を引き取つて、それを帳簿に載せないと初めて簿外処理になるわけではございまして、企業間の現先取引の仲介行為をするということであれば、これは簿外の問題から起らないわけではございまして。

したがって、簿外処理ということをするというところは、これはもう直ちに証券取引法に触れる行為でございまして、そういう違法行為を示唆するということからは全く考えられないわけではございまして、違法にならない形で処理するのであれば、それは経営者の責任である、判断であるというふうな趣旨の話をしたのではないかというふう

うに思ひます。

○河合委員 さらに、三木社長はそのときに松野氏にこのように聞いたと報道されております。

三木前社長は、外為法上、有価証券を海外に持ち出す場合には日銀の許可が必要なのではと質問したことに対して松野氏が「お答えになった」ということではございまして、その答えは、返事は「問題ない」ということではございまして、このようにお答えになつたんですか。

○松野参考人 その部分は全く私の記憶にないところではございまして、どうしてそういうふうな受け取られたのかがよくわからないわけではございまして、現先取引というものの相手方が仮に海外の企業だ、あるいは海外の投資家だとしても、それは証券取引法上の問題としては特に問題はないわけではございまして、海外ということになると、当然、外為法上の問題が出てくるということでは、これは考えられるわけではございまして。まあしかし、かといつて、それが外為法上問題になるのかどうかといふのは私が判断できる問題ではございせん。

したがって、そういうふうな受け取られたというところは、私としてはどうしても理解できないわけでは、まあそれは、仲介行為をする過程において、国内企業でなくても、海外企業でも別に仲介することは行われているわけではございまして、そういうふうなことを外為法上問題がないというふうな受けとめられたのかどうか、そこは私としては全く理解できない点でございまして。

○河合委員 さらに、この場面では松野氏は「心配なら、専門家に聞いてみたかどうか。紹介するよ」とまで語つたと報道されております。この点については、答弁、必要ございせん。

佐伯参考人にお伺ひさせていただきます。

この委員会が今審議されております、最もこの国のシステムにとって大切な問題、いわゆる公的資金を導入するかどうかという問題でございまして、その前提として、不良債権の総額の数字が非常に国民にとって、わかりづらいというよりもわ

からない。全銀協の会長をおやめになった立場でございまして、三和銀行として、公表不良債権の総額と、それからいわゆる自主申告された不良債権の総額と、それから全銀協の会長としてリードされてまいりましたSEC基準による不良債権の総額、これを三和銀行の場合で答えたいだけですか。

○佐伯参考人 三和銀行という数字ですと、平成九年九月の末が最後になりますが、公表の不良債権が一兆二千七百七十九億でございまして。細かくは、破綻先が八百七十億、金利減免が千二百一億、経営支援が三千五百八十八億ということでございまして。

○河合委員 昨年九月の数字というのはSEC基準による数字でも同じでございましてか。自主申告による数字もあわせてお伺いさせていただきます。

○佐伯参考人 ただいま申し上げましたのは全銀協基準でございまして。SEC基準についてはまだ計算をしておりますので、ここには持ち合わせておりません。

○河合委員 どのくらいの金額になるとお考えでございましてか。概数で結構でございまして。

○佐伯参考人 SEC基準というのは、三カ月とか、経営支援というか、金利引き下げということで、一件ずつ計算しないといけないわけでありまして、我々として想像がつかないわけでありまして、六カ月のよりも多くなることは間違いないということでございますけれども、全然こちらとしては持ち合わせておりません。

○河合委員 自主申告された数字についてお答えがございせんけれども、後の答弁と御一緒にあわせてお答えしていただきたいと思っております。

東洋信託銀行の問題につきましてお伺いさせていただきます。

三和銀行は東洋信託銀行を合併の対象として検討されていたということですが、具体的に合併を決定するというセクションは三和銀行の場合はどこになりますでしょうか。

○佐伯参考人 合併を検討していたということはございせんし、もし合併が最後決まるとすれば、それは取締役会であろうと思っております。

○河合委員 合併を検討されていたということは、ないというお答えでございましたが、間違いないと思いませんか。

○佐伯参考人 それはございせん。

○河合委員 先ほどの答弁にもございましたけれども、いわゆる検査資料が三和銀行側に渡っていたということにつきまして、頭取として御存じなかった、指示もしなかったし報告も受けていなかったという答弁でございまして、事実このようなことが発生していることについての経営者としての責任については、どのようにお考えでしょうか。

○佐伯参考人 我々としても調査をしておりますし、捜査中でございます。事実とすれば大変遺憾なことではございますが、それ以上の実態については、ちよつと私からは申し上げかねます。

○河合委員 確認でございまして。

先ほどの不良債権の総額、自主申告、いわゆる七十六兆円という数字が出ている、その三和銀行としての不良債権はどれだけかという点と、それから経営者としての責任ですね、これはおっしゃりにくいことかと思っております。ちよつと明確にお答えいただきたいと思っております。東洋信託銀行に關してです。

○佐伯参考人 不良債権につきましては、先ほど申し上げた数字がいわゆる銀行基準でございまして、もう一つ、大蔵省の方から、二分額から四分額までということ、全国の七十七兆円という数字が出ております。

我々も大蔵省に対しては報告をしておりますが、今後どういふふうに自己査定の方を公表していくかというのは、現在その基準等をつくっているところでございます。そういう分類の方針を出すのか、あるいは数字を出すのか。もう数字を出すか公表をされているやに聞く金融機関もありまして、私どもとしては、個別銀行の分類、二、三、四分額については現在公表しておりませんので、御勘弁いただきたいと思っております。

○河合委員 質問時間が終了いたしましたので、終わります。

○坂井委員長代理 次に、西田猛君。

○西田(猛)委員 自由党の西田猛でございます。十八分間しかございませんので、的確に簡便にお答えをお願いしたいと思います。

今我が国が直面している金融システムの危機は、必ず回避しなければなりません。しかし、そのためには、過去この金融秩序の維持のためにどのような行政が行われてきたのかを明確に振り返つてみて、そしてこれからの参考、そしてこれからの誤りなきを期していかなければならないと思っております。その意味でお聞きをしたいと思います。

先ほど松野参考人は、六年以上前の話でよく覚えていないが、確かに山一証券から、取引先企業との間で、当時その用語が使われていたかどうかは別にいたしまして、飛ばし問題について相談を受けたことはあるというふうにお答えになられました。さらに、先ほどの河合委員の質問に対して、明確な時期は記憶していないけれども、平成三年の十一月か十二月、すなわち証券取引法改正法の法律が成立した以降ではないかというふうにお答えになっておられますが、そこをもう一度確認したいと思っております。今のことで間違いございませんでしょうか。

○松野参考人 記憶をたどっているわけでございますが、大体、非常に漠然としておりますけれども、そういうふうな感じで、記憶しているところではそういう感じだ。

○西田(猛)委員 他方、これは新聞記事でありますけれども、一月三十日の日経新聞の記事で、これは日経新聞の記者と松野参考人との一問一答の形式をとっております。ここで、質問「九二年一月前後、山一証券の当時の三木副社長が大手百貨店の飛ばしの処理について報告に来たとの証言があるが。」松野参考人のお答え「僕が記憶してい

る限り山一はない。」とお答えになっておられますけれども、これはいかが考えたらよろしいでしょうか。

○松野参考人 九二年の一月でございまして、ちよつと……。

○西田(猛)委員 新聞の記事は「九二年一月前後」と聞いております。

しかし、私が聞きたいのは、松野参考人は、山一はこの件について相談に来たことはいないとお答えになっておられるところでありまして、○松野参考人 それは、そのときは本場に私は忘れてしまつておりました。当時、九二年になって問題になっておりましたのは、先ほど別の委員から御質問ありました大和証券とか山種とかいうのがございまして、山一証券の件については全く失念していた、その日経の記者が聞かれたときには本場に覚えていなかったというのが正直なところでございます。

また、九二年の一月には、私は全く、これは法律が施行された後でございまして、そのときに山一に会つたという記憶は全くございせん。

○西田(猛)委員 ちよつと今のお話、私よくわからなかったのですが、山一証券の方に全く会つたことがないといふことはどういふことでしょうか。

○松野参考人 その九二年の一月という時点では会つた記憶はないということでございます。

○西田(猛)委員 それでは、この日経新聞の記事の聞き方も問題があつたのでしうけれども、ただ、この記事の聞き方は、飛ばしの処理の件で、こうあるわけですね。

じゃ、時期の件は別にいたしまして、その当時いわゆる飛ばしと呼ばれていたかどうかは別にしまして、その取引先企業の証券を用いた現先取引の件で山一証券の方が相談に来たことがある、そしてそれについて話をしたことがあるということは確実なわけですね。

○松野参考人 九一年の十一月か十二月ごろに来

たというふうに記憶しております。

○西田(猛)委員 それと、先ほど松野参考人は、特別な約束をしない限り現先取引そのものは違法な行為ではない、企業と企業との行為であつて、証券会社が絡むものではなく、証券取引法に直ちに触れるものと決めつけることはできない、仲介をしてもらは違法ではないというふうな御答弁をしてもらいます。

しかし、なぜ山一証券の方がそんなに巨額な証券現先の処理の件について相談に來なければいけないのかという件について、相談に來られた山一証券の方にお尋ねになりませんでしたか。

○松野参考人 当時の記憶はございませんが、ただ、その当時の状況から考えてみますと、証券不祥事で相当証券界に対する信用も失墜しましたし、あるいは証券行政に対する批判もありまして、証券不祥事が、たしか九一年の六月ですけれど、表面化したわけですから、それ以後、それ以降、十月に損失補てん禁止の改正法が成立するまでの間というのは、率直に申し上げて、証券局と証券界の間は非常に疎遠になっておりました。これはもちろん行政処分をしたりした関係もござい

ます。しかし、十月以降、今度は証券市場が非常に不振に陥つておりまして、その関係を修復すべきではないかというふうな要求、要請がかなりあつたことも間違いございません。私は、証券不祥事が明るみになって以降、特に十月以降は、一応国会で法律が成立したということもあつて、証券業界の人には、ともかくも何かあれば証券局に來てほしい、私もそのときはもう定例の昼食会というのを取りやめておりましたし、一切その業界の人と意見交換ができないうことは非常に困るわけでございますので、証券局長はあけてあるから、いつでも業界の人は來てくれ、來てほしいということも協会等を通じて事あるごとに、あるいは担当の課長などを通じて話をしていたことは事実でございます。

したがいますと、三木さんがそういう問題を持

ち込んできたときに、私は、そのトラブルの相談というよりは、飛ばしについての処理の一般の考え方を聞きに來たというふうに受けとめて対応をしたというふうに記憶をしております。

○西田(猛)委員 今、三木さんがおっしゃったので、それを尋ねてきた方は当時の三木副社長であつたことですね。だと思います。

それで、飛ばしの処理について一般的に聞きたい、飛ばしというふうな今おっしゃったのですけれども、それはどういふことでしょうか。飛ばしの処理について一般的に質問というのは、三木社長の方からどういふふうな形の質問なんですか。

○松野参考人 詳細はあれですが、要するに、飛ばしというもののについての行政当局としての考え方、先ほど来申し上げています、飛ばし行為が証券取引法でどういふふうにとらえられるのか、理解できるのかという問題、それからそれが、証券会社が関与したときに、証券会社にどういふふうな問題が起ころうとするのか。

(坂井委員長代理退席、委員長着席)

つまり、飛ばしというのは純粹には企業間の取引でございますけれども、仲介している証券会社がそれを引き取るということになれば損失補てんになる。あるいは、そういう約束をすれば、これは当時省令ではございましてたけれども、健全性省令という省令に違反するとかいふような法解釈上の問題。そういうふうなことを含めて、飛ばし行為についての証券法の解釈というふうなものを一般的に御説明をしたというふうに記憶しております。

○西田(猛)委員 当然、当時の証券行政の最高責任者とされて、証券取引法の改正に取り組まれたわけですから、なぜその当時証券取引法が改正されたかといふ、いわゆる営業特金といふものの存在があり、これが損失補てんあるいは利益保証の温床になるのではないかとということが言われたからであります。

そうしますと、そういう問題があるということ

を当然認識しておられて、そして証券会社の方がいわゆる飛ばしという問題について、一般的とはいへ、今おっしゃった言葉をかりれば一般的に御相談に來られた。そうしたら、その御相談の真意は、あるいはよつて立つところの原因はどういふところにあるのかという問題意識は当然持つておられたと思うのですけれども、どういふ問題意識を持つておられたか。

○松野参考人 それは、今いみじくも御指摘をいただきましたように、損失補てんそのものは、そもそも営業特金ということから発生した問題でございます。したがって、法律を改正して損失補てんを禁止するときに同時に取引一任勘定を禁止したわけでございますが、いわゆる取引一任勘定というの禁止でございますが、いわゆる営業特金というの禁止でございます。法律的に、したがって、そういふ取引一任勘定で生じた損失をめぐると、飛ばしというふうなものではないかというふうには当然認識をしたわけでございます。

○西田(猛)委員 取引一任勘定にまつわるトラブルに関しての相談だといふ認識は持つておられて、その質問に來られた副社長という最高幹部の方に、当時そう言われていたかどうかは別にしまして、証券を用いた現先取引そのものは違法ではない、それに証券会社が絡まなければ、あるいは最終的に何ら約束をしなければ違法ではないのだよということを言うということ自体は、それを聞いた、しかも聞く立場から見れば相手は証券行政の最高責任者でありますから、その方が言っている言葉をどう受けとめるかということも、やはりこれは行政の立場としてはお考えになつておられたと思うのです。

しかも、違ふ言葉で申し上げれば、そういう問題があつた上でどういふ相談に來ておられるとすれば、その相談に來た方に対して、御社が、例えば山一証券が引き受けられた一任勘定で生じた損失がこちらからこちらへ、こちらからこちらへと帳簿上移るといふような形で現先取引を仲介するのであれば、それは違法ではないかもしれな

けれども正当ではないよ、あるいは好ましいことではないよということぐらいはおっしゃるべきなのではないでしょうか。

○松野参考人 確かに、私もその現先取引そのものが好ましい行為である、好ましい取引であるというふうな考えはいたしてはございません。

ただ、当時の状況から申し上げますと、やはり企業がそういう取引を行っているという現実を無視するわけにはいかなうわけでございまして、法律に形式的に触れない行為である以上は、企業が自己責任でそういう行為を行うということが証券市場に対して、まあ損失補てんの場合には証券市場に対して非常にゆがみを与えるということで私どもは問題視をしたわけでございまして、個別の企業がそういう、株を現先取引の形で一時移しかえるというふうなことで、これが現先という形で行われているということについては、そこまで法律で規制できない以上は、これはもう後は経営者の判断の問題だといふふうに私は受けとめたわけ

です。もちろん、要するに、違法な行為をしない限りは経営者が判断すべき問題ではないか。引き取つてしまふのであれば、それは違法にならないように証券事故として処理をしないといけない。現先としてつながらなければ、それは違法にならないように仲介をしないといけないということであつて、そこはもう経営の判断の問題である、自己責任での契約の自由の問題だといふふうに私は認識をしたわけ

です。○西田(猛)委員 そういうお答えはできるのかも知れませんが、しかし、当時の状況あるいは今の状況からも考えて、そういうふうな続けていって、先ほどもお話の中にありましたが、いずれ株価が上つて帳簿上の損失が消えてしまふだろうという予測の上に立っているならばそれはいいかもしれない。しかし、どこかでその損失が露呈したときにそれをどう処理するか。それもまたもちろん企業の経営判断の問題であつて、それは経済主体の問題であると言ひ放つてしまふことはできるかし

れません。しかし、そういう行政の指導の態度が今日の山一の問題を、あるいは証券業界に対する不信の問題を生じせしめてきたのではないかなというふうに考えられるのですけれども、いかがですか。

○松野参考人 そのところはちよつと私は考え方が違います。むしろそういうものについて行政がいろいろ介入することが市場を育てないのではないか。むしろ自己責任でやってほしい。当時の損失補てんをめぐる一連の事件が起つてから、あわせて私はその当時はいわゆる制度改革法の法律案の作成の最中であつたわけであつて、証券市場をよくするにはどうしたらいいのかという点について、私はむしろ自己責任で、かつブレイヤーをふやす、銀行を参入させるといふことで証券市場をよくしていくという考え方に立ってゐたわけです。

したがって、ここは見解の相違になるのかも知れませんが、私としては、それは経営者の判断にできるだけのゆだねていく、そのかわり責任もつてもらうという方向で行政をしていくというのが証券不祥事の教訓といひますか、それを生かしていくための方向転換ではないかというふうに考えたわけですね。

○西田(猛)委員 まさにそのとおりだと私も思うわけです。

それは企業の自己責任の原則ですから、例えば証券会社が一任勘定で損失を生じしめてしまつた。そうしたらそれはその一任を委託した会社に対して、これだけ損が出ましたというのを正直に言う。そのことによってこの証券会社は運用ができなかったというリスクをみずから負うということが、これは原則だと思ふのです。

しかし、それを一たんこちらの会社、こちらへと。それは証券法上、あるいは法律上は構成として許されない行為ではないかもしれないけれども、しかしそういうことを行うといふことを当時の証券局長は知りつつ、それがいいとか悪いとかはもちろん別として、それを知つてゐた。しかも

その行為自体が今問題になつてゐる。そして当時もその直後に禁止された損失の補てん、利益の保証に絡んでゐる、それに原因した問題だということなんでしょうね。

ですから、今おっしゃつたように、企業の自主的な責任原則でいへば、こういう問題が生じてくるはずはないのじゃないかというふうに思ふわけです。だから、その当時の行政責任がやはり厳しく問われるべきではないかというのを申し上げてゐるのであります。

というのは、これはくしくも三和銀行の問題でありますけれども、きのうの新聞に出ておりました。三和銀行が不動産の仲介をされた。そのときに銀行はその不動産手数料を取ることができないから、その分を売り主から違う顧客の方に付けかえてくれと。それに対して国税局は、それは一たん銀行の所得として計上した上で交際費として支払われるものだった、したがって、所得がふえるような更正・決定をしなさいという指導をしたといふこともあるわけですね。

そういう実態もありますから、当時の証券業界が行つた行為が果たして好ましいものであつたかどうかも含めて、行政当局の指導はさらに問われていかなければならぬのだと私も考へております。

時間が参りましたので、きょうはこれで終わります。

○村上委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。きょうは、松野元証券局長に対して中心的にお伺いしたいと思ひます。

あなたは、日経の一月三十日付のインタビューで、「僕が記憶している限り山一はない。」「山一は全然聞いてない。それから、三木さんに会つたという記憶はないかと聞かれまして、「会つた」という記憶も全くない、このようにおっしゃつてゐたわけでありませう。

ところが、先ほどの答弁では、相談があつた、三木さんから相談があつたという記憶がある、こ

ういうふうにおっしゃつていただけますけれども、そうしますと、日経のインタビューというのは言い方が正確ではなかつたといふことになるわけですね。

○松野参考人 多分、その日経のインタビューを受けましたのは一月の初めだったと思ひます。記事はかなり後でございませうけれども、インタビューを受けたのは一月初めでございまして、そのときは、先ほど申し上げたように、全くその当時のことは、全く記憶の底に埋没してゐたといふふうに申し上げた方がいいのかもしれない。

ただ、私はそのときに、その記事をちよつと私も読みましたけれども、正確には覚えておりませんが、三木さんに絶対会つていないとは答えておりません。たしか、会つたか会つていないかの記憶がないと、絶対会つてないとは自信がないといふことは申し上げたいと思ひます。

○佐々木(憲)委員 記憶が、その当時はあいまいであつたが、次第にはつきりしてきたといふことかもしれない。

そこで、そこで何が話題になつたかといふことでありますけれども、先ほど一般的な飛ばしの話をされたといふふうにお答えになつてゐましたが、それだけです。山一の側の何か問題点について相談を受けませんでしたか。

○松野参考人 それは、一つ、取引先企業との間でトラブルがあるという話は聞きましたけれども、それ以外に記憶するに足るような大きな問題があつたとは思つておりません。記憶にございませぬ。

○佐々木(憲)委員 そのトラブルでありますけれども、このトラブルの内容といふのはお聞きになつてゐると思うのですが、内容なしにトラブルがあるといふ一般的な話をされたとはちよつと想像できないわけでありまして、何がトラブルになつてゐたか、お答え願ひたいと思ひます。

○松野参考人 詳細はあれでしけれども、トラブルになつて、しかもそれに関連して飛ばしの話をしたといふことは、要するに飛ばしに絡んだトラ

ブルであるといふふうに、恐らくその案件もそうではなかつたかといふふうに思ひます。

○佐々木(憲)委員 先ほどのお話をお聞きしてゐますと、外に持つていったらどうかといふことについては、そういう指導は断じてしてゐないといふふうにお答えになつてゐましたが、山一証券に対してそういう指導をしたという記憶は全然ありませんか。

○松野参考人 外に持つていった方がいいという指導をした記憶はございませぬ。

ただ、先ほどちよつと申し上げましたように、もし現先取引を続けていく、仲介を続ける、それがもちろん法律に触れるようなことでは困るわけでございますけれども、触れないような形で仲介を続ける場合に、その仲介先としていろいろな選択肢が考えられる、国内企業といふふうに限ることは別にないといふことは話の過程であつたかも知れませんが、そこはちよつとはつきり記憶はしてゐません。

○佐々木(憲)委員 その話の内容については、記憶で今お話をされてゐるわけですが、何かメモだとか、手帳、日記、こういう記録はございませぬか。

○松野参考人 そのときは、私の記憶ではもちろんメモをとつておりませぬし、六年前のことでございますので、手元にその当時の記録は残念ながら私は何もございませぬ。

○佐々木(憲)委員 客観的な証明がないわけでありませぬ。

山一証券の側は複数の元従業員の証言がありまして、いわゆる海外、外で処理したらどうかとはつきり言われたといふふうには言つてゐるわけですね。社長を初め複数の証言がありますが、山一の側とあなたがどちらが真実を述べてゐるのか、これは証明できないわけですね。今の段階では、複数の証言のある側にも説得力があるように私は思ふわけでありませぬ。

それで、あの当時のこのトラブルの処理、飛ばしにかかわる含み損、どちらがかぶるかといふ点

について、その処理の方法としては訴訟で行うのがその当時は各社に対して指導されていた、こういうことでありましたが、山一証券のそのトラブルについては、訴訟でこれは処理されたでしょうか。

○松野参考人 私が在任している間には、そのトラブルが訴訟になったという事は聞いておりません。

訴訟というのは、証券会社が現先の有価証券を引き受ける場合にはという前提があるわけでございまして、引き受ける場合には損失補てんになる可能性はある、だから、損失補てんになるのであれば、法的には訴訟、つまり証券事故としての手続を踏まないで証券法違反になるということになるわけですね。

私がいろいろなお話を、詳細を覚えていたわけではございませんが、冒頭の委員長からのお尋ねにも申し上げましたが、少なくとも、証券会社に対して証券法違反になるような損失補てんをしていいとか、あるいは簿外で処理をして粉飾決算をしてもいいとか、そういうふうなことを指導するということとはあり得ないわけでございまして、それは、証券会社としてもそんなものを認めてもらうというふうには考えませんが、私としては全く理解できないというふうに考えます。

○佐々木(憲)委員 あり得ないと言わずに、けれども、しかし証拠もないわけでありましてね。

それで、客観的にどういう関係になっていたかということでありまして、例えば、これは予算委員会に提出された資料であります、この中に山一の飛ばしの受け皿となった相手先の名称及び金額という一覧表があります。この中に、東急百貨店二百六十四億円という数字がございます。

飛ばしの受け皿になったということで、その関係で当時は三百億をどちらがかぶるかというので大きな問題になっていたというふうに聞いておりますけれども、そういうときに、どちらが引き受けるかという点で裁判がなかったわけでありまして。

それで、これは、この東急百貨店からその次に飛ばす場合の飛ばし先については調査中である、こうなっているのです。調査中ということは、相手が明確ではない。つまり、最終的には山一証券がそれを引き受けた。二百六十四億円、この分を引き受けた可能性は極めて大きいわけですね。それを簿外で処理をした、こういう可能性もありまして、その点はどのようにお考えでしょうか。

○松野参考人 今のお話は、実は私、資料を見ておりませんのではつきりしたことは申し上げられませんが、仮に山一証券が引き受ける、引き受けざるを得ない、話し合いで引き受けざるを得ないとなった場合には、当然のことながら証券事故として処理を、さっき裁判になったというふうにしたしかおっしゃられたと思いますが、裁判で処理をして引き受けるということになるわけですね、その場合には簿外になるということとはあり得ないわけですね、もう裁判になれば表されたことになるわけですね、それから、それが、簿外にすること、これは、私としてはどうも理解できないというふうに思います。

○佐々木(憲)委員 だから裁判になっていないわけでありまして。裁判になっていないから表に出ず、適正に処理されず、そしてそれが結果的に簿外で処理をされた可能性が極めて大きい。これが今回の山一証券の自主廃業の要因となった。こういうことであるとすれば、そこにとどのような形でかわったかという松野さんのかかわり方が非常に大きな問題となるわけでありまして。

これは、私は、引き続き徹底して真相を究明する必要がありますという点を申し上げまして、終わります。

○村上委員長 以上をもちまして、金融及び証券取引に関する件についての参考人に対する質疑は終了いたしました。

両参考人におかれましては、御多用中のところ、まことにありがとうございます。委員会を代表して、厚く御礼申し上げます。御苦勞さまで

ございました。

○村上委員長 次に、内閣提出、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案の両案を議題といたします。

本日は、参考人として、全国銀行協会連合会会長岸本君、第二地方銀行協会会長加藤千磨君及び日本総合研究所調査部主任研究員翁百合君、以上三名の方々に御出席をいただいております。この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれの立場から忌憚のない御意見を述べいただきたいと思っております。

なお、議事の順序であります、まず岸参考人、加藤参考人、翁参考人の順序で約十分程度御意見を述べいただき、次に各委員からの質疑に対してお答えをいただきたいと思っております。それでは、まず岸参考人からお話をいたします。

○岸参考人 ただいま委員長から御指名をちょうだいいたしました岸でございます。

本日は、預金保険法の一部を改正する法律案、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案に關しまして、私どもの意見を述べさせていただきます機会をちょうだいいただきまして、心より感謝を申し上げます。

私は、一昨日、全国銀行協会連合会の会長に御指名をいただいたばかりでございます、関係方面へのごあいさつもまだこれからというところでございます。先生方の御質問に十分お答えできるかどうか甚だ心もとないところでございますけれども、どうぞよろしく御指導のほどをお願いいたします。

さて、現在御審議いただいております金融二法

の目的でございますけれども、我が国の金融システムに対する信頼を一刻も早く回復させ、経済全体が危機に陥る事態を防ぐことにあるかと思えます。その背景には、昨年末にかけて我が国金融システムが不安定化したことがありますので、金融界に身を置く者の立場から、まずはその経緯について若干お話をしたいかと存じます。

昨年十一月、三洋証券が会社更生法を申請し、北海道拓殖銀行が北洋銀行への営業譲渡を決め、山一証券が自主廃業いたしました。このように、我が国金融界にかつてないような大型の破綻が相次ぎましたことから、内外で我が国金融機関に対する信頼が揺らいだのであります。このうち、三洋証券の破綻に際しましては、金融機関相互間の短期金融市場で初めての債務不履行が発生いたしました。四十兆円を上回る大規模な市場においてこうした事態が発生したことから、市場参加者は金融機関の倒産の危険性に非常に敏感な状況に陥りました。

その結果、一部の金融機関では、実際には健全であるにもかかわらず資金調達が厳しくなるといったケースが発生いたしました。私どもが親密なお取引をいただいております金融機関にも、マーケットの思わぬうねりにより資金調達に支障が生まれて、私どもが急遽資金をお返しするといった例もございました。また、金融機関の中には、調達に対する懸念から急激に資産を削減するといったところも出たようでございます。十二月に入りまして、こういった動きが一般企業にも影響いたしました。有力な大手企業ですら資金の取り入れを急ぐといった動きにもつながったわけでございます。

この時期の借り入れ需要は極めて旺盛でございます、例えれば私どもの銀行でございますけれども、弊行の貸し出しは、十二月一カ月の間に約一兆円増加しております。また、社債市場におきましても、従来を大きく上回る規模の調達がございます。十二月一カ月で普通社債の国内発行額が初めて九千億円を上回りました。

一方、金利面では、調達コストが欧米金融機関を大きく上回るいわゆるジャパン・プレミアムが発生いたしました。米ドル建ての三ヶ月物の調達に関するジャパン・プレミアムは、十月の末には〇・〇六%から〇・〇九%程度にとどまっております。また、金融二法で三兆円の公的資金を導入する御方針を示されたわけで、このことは市場の心理に極めて大きな影響を与えたのではないかと存じます。

以上のような我が国金融システムの動向はアジア地域に波及する気配を見せましたが、まさにそうした中で橋本総理が、日本発の金融恐慌、経済恐慌は決して起こさないと強い決意を述べられ、また、金融二法で三兆円の公的資金を導入する御方針を示されたわけで、このことは市場の心理に極めて大きな影響を与えたのではないかと存じます。

次に、金融機関の自己資本比率といわれる貸し渡りの問題について申し上げます。

BIS規制は、海外展開をする金融機関の自己資本比率を八%以上に保つことを求めています。一部に、円安、株安の影響などから、今年度末の自己資本比率がBIS国際基準の下限である八%を切るおそれが出てきたわけでございます。ちなみに弊行の場合、分母を構成する総資産の約三割は外貨建てでございまして、五円の円安によって資産が約七千億円、円建てでございまして、七千億円膨れます。一方、分子である資本金等の自己資本の中には八千億円弱の有価証券の含み益がございまして、株価の下落によってこれが目減りいたします。

こうした中で、自己資本比率を維持するために、銀行が資産を圧縮せざるを得なくなる状況があったと存じます。しかし、土地の再評価益を自己資本に算入する方法、有価証券評価に関する原価法、低価法の選択制、利益性引当金の義務づけ廃止など、自己資本比率対策を相次いでお示しいただきました。さらに、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法案では、緊急の特例措置として、万一の場合に優先株や劣後債という形で自

己資本を増強する枠組みが示されました。

資産規模の問題は、基本的には個別の銀行の経営戦略の主要なテーマの一つでありますから、全銀協という立場からの発言は差し控えますけれども、私個人といたしましては、現在各行とも、こうした対策をどのように利用するか、それとあわせて、お客様の資金需要にどのようにおこたえしていくかについて検討を重ねているものと思っております。

なお、現在貸し渡りと言われている現象の中には、こうした自己資本比率規制に関する要因から生じているもののほか、景気の低迷を背景としたしまして業績が悪化している企業に対して、金融機関が貸し出しに慎重な姿勢をとらざるを得ないというケースがふえていることがあります。こうした企業にも資金を渡らせるためには、金融機関の自己資本比率に加え、やはり景気対策、経済政策によりまして我が国経済がはつきり向上し、経営者が景気回復を実感できるようにしていただくことが最も有効であると考えます。

景気対策については、今年度補正予算を初め種々御議論を賜っておりますけれども、以上申し上げたような事情がありますことも御理解をいただければ幸いです。

さて、御審議いただいております預金保険法の一部を改正する法律案は、預金保険機構の体制を強化し、信用組合に加えて一般金融機関の破綻につきましても公的資金を導入することにより、預金者保護の手段を万全とするためのものであると理解しております。平成十三年度末まではペイオフ制度を発動しないという特例措置を確実に遂行する御方針を保証するスキームであります。これは、戦後初めて普通銀行に業務停止命令が発せられた阪和銀行や、都銀初の破綻となった北海道拓殖銀行のようなケースが今後万一再発したとしても、預金者の皆様が不安感を抱かれることがないような枠組みであると思っております。

次に、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案であります。国内のマーケットの動

向を見ます限り、ひとりの我が国金融システムに対する不安感は緩和をしております。法案の上程自体によって相当な成果を上げていたと考えます。しかしながら、ジャパン・プレミアムは足元でまだ〇・五%程度残っており、金融機能が完全に旧に復したわけでもありません。いづれ不安心理の再燃が起こる懸念されるような状況にございます。

〇村上委員長 どうもありがとうございます。次いで、加藤参考人にお断りをいたします。

〇加藤参考人 金融システムの安定に関する二法案の御審議に当たり意見を申し述べる機会を得ましたことは、光栄であり、心から感謝申し上げます。

私は、社団法人第二地方銀行協会会長として地域金融を担う者の立場から所見を申し述べたいと存じます。

公的資金を金融機関の資本に投入することは是非に關しましては、種々御議論があることは承知をいたしております。

ただ、古い事例で恐縮でございますけれども、一九三〇年代の米国におきまして、復興金融公庫が公的資金を利用した優先株等を購入した事例がございました。このとき、十五年間でございまして、政府の得た配当収入や金利収入は、政府が投じた株式投資の償却や資金コストを大幅に上回ったと報告されております。つまり、当時の国民の税金は損失に充てられたのではなく、最終的に政府に戻ってきたということでございます。

さて、今さら申し上げるまでもなく、金融システムは経済の基本的インフラであり、その安定性を確保することは、我が国経済の活力を維持していくために不可欠であると考えております。

しかしながら、民間金融機関の破綻等を契機として、金融システムに対する不安が広がっていることは御高承のとおりであります。特に、昨年後半からその傾向が著しく、金融不安ムードが社会に蔓延していると言っても過言ではありません。

我が国におきましても、金融システム不安対策を考へる場合、これが一つの参考になるのではないかと私は考えております。

今回の法律案におきましては、優先株等の買い取りスキームの詳細は今後金融危機管理審査委員会が決めることとされておりますけれども、私といたしましては、このような例をも参考といたしまして、特例措置を発動し公的資金によって優先株や劣後債を購入する際には、投資資金の回収の可能性という点に重点を置くことも一つのポイントになるのではないかとこのように考えております。

金融機関を中心として、その地域や業界に伝播し、預金の流出をもたらします。そして、個別金融機関の流動性危機が与信先に対する信用収縮となつて、不安の輪を広げていくこととなります。

加えて、風説の流布等により意図的に株価が下落させられている状況ではないかともしがたく、預金の流出が続くこととなります。

最後に、このところ私も金融機関と監督官庁であります大蔵省との関係のあり方につきまして諸方面より大変厳しい御批判、御叱責を賜っているところでございまして、この点につきましては心よりおわびを申し上げます。

以上で私の意見陳述とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

当業界は、旧相互銀行が平成元年、普通銀行に転換して今日に至っているところからおわかりのとおり、会員行六十四行は、地域と共存する金融機関として地元の中小零細企業の育成に努める使命を有しておりますが、このまま預金量の減少傾向、この一年間で二・三%減、これが続きますと、地元中小零細企業への融資という本来の責務が果たせなくなるおそれがあると大変危惧しております。

もとより、金融システムに対する内外の信頼を回復するためには、金融界における自助努力が第一に肝要であることは申すまでもありませんが、昨年来の社会に蔓延する金融不安ムードを一掃す

るためには、政府における強力な施策の発動と未来に対する明るい展望を示すことが不可欠な状況になっていると認識しております。

その第一は、今回御審議中の金融システム安定化のための強力な施策を一日も早く実施あるものとしていただくことであります。

三十兆円に及ぶ公的資金の支援があるという後ろ盾により、金融システム安定にかかわる国会及び政府の断固たる意思が明らかになるとともに、すべての預金が当面保護され、インターバンク取引等の安全が保証されることとなります。

また、資本注入等の手段によって受け皿銀行等の財務基盤を強固にするという政策は、金融不安ムードを一掃する上で大きな効果をもたらすものであります。

私どもの業界におきましては、北洋銀行による北海道拓殖銀行の道内営業の譲り受け、仙台銀行による徳陽シティ銀行の営業の譲り受け、幸福銀行による京都共栄銀行の営業の譲り受けなどのケースについて、今回御審議中の諸措置が適用されるようになることはまことに適切なことと考えております。

第二は、預貯金の多くが国家信用を背景とする郵便貯金にシフトしているような最近の事態を打開する方策に取り組むことであります。

郵貯への資金シフトは、十二月に三兆三千億円、一月には一兆円弱と言われておりますが、これらにより近時生じている資金偏在現象は、コール市場を初めとする金融市場の機能を麻痺させており、金融システムにとってゆゆしき問題であります。

この打開策として、まず、郵便貯金制度本来の趣旨に沿った業務運営が行われるよう、預入限度額の管理を一層厳正に行うこととし、また、そのための技術的手法の改善につき、責任部局において一層真剣に取り組んでいただきますようお願いいたします。

さらに、個人預貯金に占める郵便貯金のシェアは、現在約三五%と余りにも高過ぎます。これが

相当程度減少するよう、預入限度額の思い切った引き下げ、例えば従前の五百万円または三百万円まで引き下げる等の改革を行うほか、郵便貯金を取り扱う店舗の縮小や配置の見直し等の改革に本格的に取り組むようお願いいたします。

以上をどうして私の所見とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○村上委員長 どうもありがとうございます。

次いで、翁参考人にお願ひいたします。

○翁参考人 参考人として意見を述べ、機会をいただきました。ありがとうございます。

金融二法案に關しまして、四点は意見を申し述べたいと思います。

まず第一ですが、金融危機からの脱出が緊急課題であり、金融システム安定化法案、預金保険法案ともに早期成立が極めて重要であるという点でございます。

現状は、金融恐慌の一手前とも言える危機の状況でありまして、短期的には、金融システムの安定を図ることが極めて重要だと思います。そのためには、内外市場参加者の不安心理を払拭する必要があると思います。関連法案を早期に成立させ、金融システムは断固として守るという政府の姿勢を裏づけることが、内外市場の信頼を回復する上で極めて重要だと思います。そのことがまた、最終的な破綻処理コストを小さくする上でも役立つと思います。

第二の点でございますが、投入する公的資金の最終的な額、すなわち国民の負担を小さくする努力を徹底的にすることでございます。

まず、預金保険法案につきましては、金融機関整理型の公的資金投入ということになります。これは、いかに最終的に不良債権を効率的に処理していくか、高く売却していくかということがポイントになると思います。

この公的資金の回収率が高まるかどうかというのは、結局、その投入対象であります不良債権の市場価値に依存することだと思います。したがって、公的資金によるサポートというのは、市場に逆らうのではなくて、市場を補完する形で行われる必要があると思います。言いかえまして、こうした処理に対して市場原理を無視しますと、最終的に公的資金及び国民が負担するコストはより大きくなるという可能性があるということでございます。

この事態を避けるためには、現在、法案にもございますけれども、預金保険機構による回収や不良債権売却を効率的に行えるよう、整理回収銀行の改組、それから住専管理機構との関係強化を初め、体制を抜本的に整備するという必要があると思います。

また、特に重要と思われるのは、不動産の有効利用を妨げるものもろの規制の見直しということと同時に、民間活力とノウハウを利用しまして、担保不動産を流動化していくという努力だと思ひます。不良債権の担保となっている不動産に付加価値をつけて有効利用を可能にして、そしてキャッシュフローを生む価格づけができる資産として市場に売却していく、これができなければ果実を生まない不良債権の山がいつまでも残り、公的資金の所要額はさらに大きくなる可能性があると思ひます。

なお、現在、整理回収銀行は、不良債権の整理回収のためのいわゆるパッドバンクの機能だけでございますが、今後、金融機関が破綻した場合に、その金融機能を維持するため、一時的に営業を可能とする受け皿銀行としての機能も充実させておくのはいかがかと思ひます。受け皿となる銀行が見つからない場合を想定いたしますと、一時的に破綻銀行の良質債権と預金を承継する、かつての昭和銀行のような平成銀行といった受け皿銀行機能を用意しておくことが必要ではないかという点については、検討が必要ではないかというように思ひます。

第三の点でございますが、これは、金融システム安定化法に係る点でございますが、この法案とビッグバン後の日本の将来の金融システムの姿との整合性を保つということが極めて重要であると

いう点でございます。

現在の我が国の金融機関のバランスシートを統合してみますと、不良債権の発生により自己資本が大きく毀損されておりました。これが運用資産に対して非常に小さくなっているということで、貸し出しなどに伴うリスクが金融機関が十分とれないという状況になっております。その対応として金融機関が自助努力でできることは二つしかございません。一つは、分母の資産を圧縮すること、うことか、もう一つは、独自にマーケットから分子の自己資本を調達するかということでございます。

しかし、資産圧縮は、借り手企業の資金繰りを圧迫し、経済全体に悪い影響を与えます。また、独自に自己資本を調達するとコストが余りにかかり過ぎるなどの理由で、事実上調達困難と見られる先も多いことも事実です。このことは、公的資金を自己資本に注入するという最後の選択肢を残しておかなければ、国民経済的なコストが余りに大きくなる可能性が高いことを示唆していると思ひます。こう考えますと、今回の金融機関に対する自己資本注入につきましては、厳に法案にある対象先に限定することが守られるのであれば、緊急避難的な措置としてやむを得ない面もあるかと思ひます。

しかし、問題は、この措置と、それから効率的で透明性が高くグローバルな金融システムと整合的な金融システムをつくっていくという中長期的な課題とどのように両立させるかということだと思ひます。現状、我が国の金融システムは、非効率的な金融機関を多く抱えている、いわゆるオーバーストックの状態にあることも事実であり、優先株の購入は、一歩間違えれば非効率性の温存にもなりかねないと思ひます。

言いかえまして、今回の対応をいかに効率的な金融システム構築という長期的な課題につなげていくのかということがポイントとなると思ひます。その答えは、公的資金の自己資本注入に当たって、市場原理と自己責任原則の徹底という流

れを踏み外さないということだろうと思います。
そのために、私は四つの点に留意すべきだろう
と思います。

一つは、個々の金融機関の自主的な情報開示の
徹底ということだと思います。不良債権の開示額
などにつきましては、やはりグローバルなスタン
ダードと合わせますと明らかに不徹底でございま
す。自主的な開示が求められますが、特に自己資
本注入先については、厳密な情報開示が求められ
るのだと思います。

二つ目でございますが、破綻金融機関は存続さ
せないというルールを確認しておくということでご
ざいます。自己資本注入を希望する金融機関に
対しては、資産負債を時価で正確に把握し、債務
超過となつていけば、対象とせず、破綻処理を行
うということを経済化するというところでござい
ます。

三つ目は、日本の問題解決方式である譲渡船回
方式との決別でございます。優良銀行から自己資
本を注入するという考え方は、これを評価する声
がある一方で、海外からは、不透明性の復活につ
ながり、金融システムの再編が促されないのでは
ないかという懸念も見られております。

公的資金による金融機関の自己資本買い取りに
つきましては、横並びで行うことなく、個々の金
融機関が自主的な判断で申請し、客観的なルール
で選択されるという精神が貫徹されるべきだと思
います。譲渡船回からの決別こそが、結局、健全
な金融機関をより強くしていく、金融システムの
活性化に結びつくと思います。

四つ目ですが、優先株購入対象先金融機関につ
いては、経営合理化計画などを出させて、徹底的
なりストラを実施するというところでございます。
これは、当該金融機関の優先株を高く市中に買い
戻させるといふことにもつながり、結局、最終的
な公的資金の投入額を小さくすることにもつな
がります。

の売却、民営化を行った結果、民間の投資家から
の応募倍率も非常に高く、九四年の七月時点では
六百五十億クロナへの公的資金の投入でございま
したが、最終的なロスは百億クロナまで縮小す
るというように見込まれております。

最後のポイントでございますが、破綻処理や優
先株購入に関して、国際的に見た透明性や説明責
任、すなわちアカウンタビリティということをご
確保するということが極めて重要だろうというこ
とでございます。

アメリカでは、破綻処理コストの計算方法や破
綻処理のルールが事前に確立されており、Sアン
ドLという中小金融機関を処理した整理信託公
社、RTCにつきましても、事後的に公的資金の
投入について詳細な説明が議会でも求められてお
ります。また、北欧につきましても、当局は、公的
資金による自己資本注入後に、株式の市中売却の
スケジュールを極力早目に公表しようとする努力を
してきております。

我が国におきましても、破綻処理に関するルー
ルをまず確立するというと同時に、将来の優
先株売却を念頭に置いて、自己資本注入が破綻処
理を行った場合に比べて明らかに国民の負担を小
さくしたのかどうかということが事後的にきちん
と検証できるように透明な仕組みを担保するとい
うことが極めて重要だろうと思っております。

以上で意見陳述を終わらせていただきます。
(拍手)

○村上委員長 それぞれ示唆に富んだ御意見、ま
ことにありがとうございます。

以上で参考人からの意見の開陳は終わりました。
○村上委員長 これより参考人に対する質疑を行
います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。中川正春君。

○中川(正)委員 民友連の中川正春でございま
す。参考人の皆さんには御苦労さまでございま

す。

それぞれの立場で今必死に頑張っていたいて
おるわけでありまして、私たちも今の金融の現況
というのを見ておりまして、一つは、本間に危機
感を持ってこれに対応していきたい、そんな気持
ちでもおります。

もう一つは、今回の法案で三十兆円の国の保証
という枠組みをつくるということでありまして、
これをするに際して、ある意味では非常に残
念なのであります。いわば金融業界そのものが国
家管理になってしまおうという、これは当事者の皆
さんにとっては恥ずべき状況に陥つたということ
であります。それだけに、この状況に対して、真
摯な反省と、それから将来に対する本心に前向き
の議論をしてビジョンというのが出てこないとい
う、国民そのものに理解をしてもらえないのだらう、
こんなふうな思われ方をしております。

そんな観点から、それぞれの参考人の皆さん方
に、二つの項目について大きく分けてお尋ねをし
ていきたいと思っております。

一つは、今回の金融二法のスキームといいま
すか、この制度自体の有効性という観点からの質問
を幾つかさせていただきます。

そして、その後、国民の皆さんに本心にこれが
必要なんだと理解をしてもらうためには、業界自
体の自己努力というのか、どういった体質、まあ体質
そのものがこれは問われておるわけでありまし
て、ある意味ではそれこそクレジビリティ
ギャップとか信頼性の問題であります。こ
れを回復していくのに自己努力というのがどの程
度なされていくのか、そんなことを

中心にお聞きをしたいと思っております。

まず第一点は、先ほどそれぞれからお話が出
ました貸し渡りについてでありまして、これは
さっきの説明にありましたとおり、クレジットク
ランチが起きていんだということ、これは一般
的に我々も聞かしていただいておりますし、理論
的には理解ができるのです。ところが、実際の
数字を見てみますと、貸し出し総枠といいま

か、これは全体として一つは伸びているじやない
かという前提があると思うのです。

それと同時に、それぞれの中小企業の例をと
つてみますと、地域によって非常に大きな差がある
ようにも思います。現実問題、それが銀行の中
でどのような指示に基づいて現場に対して話がお
りているのか、その主体ですね、銀行の主体とし
てこれをどうつかまえて、どう指示をしておられ
るのかというのを伺いたいと思っております。
これは岸参考人、加藤参考人、それぞれお願いを
したいと思います。

(委員長退席、井奥委員長代理着席)

○岸参考人 今回の金融安定化措置法案及び預金
保険機構改正案におきまして、三十兆円の公的資
金の投入を御審議いただいております。このこと
でございますけれども、バブル崩壊後の我々民間金融
機関のダメージが非常に大きく、これをなかなか
業界内あるいは自力で回復するということが難
しくなりました。そのために非常に不安心理、不
安が不安を呼び、厳しい状況に陥りましてこう
いう御審議をいただいているわけでありまして、ま
ず、こういう状況に立ち至りました金融界の不明
というのでしようが至らなさに、国民の皆様にお
わびを申し上げなくてはならないというふうに思
います。

そして、先生も御指摘になりましたように、自
己努力、これを払っていくということがまず第一
でありますけれども、私どもは、それぞれの銀行
が不良債権の償却を早くきちんと済ませまして、
前向きな資金投入に向かつていけるようなそうい
う体力を早く回復をしないといけない。そのた
めには、先ほど御指摘がありましたようなリス
トラ努力を十分に払ひまして、そういう両面で努力
をしていかなければいけないというふうに思っ
ております。

それで、地域的な貸し出しの差でございま
すけれども、私どもの銀行に限って申しますれば、こ
の地域はどういう方針でいこうとか、この地域は
枠はこのくらいにしようとか、そういうところま

ではまだやっておりませんで、今は、三月末にどのくらいの御資金の需要があるのであらうか、これを調査し、整理をいたしまして、このうちの、例えば大企業の方が非常に融通がきくと思えますけれども、この部分はほかの調達手段でもってかえることができるのではなからうかというような御相談を積み重ねまして、三月末の全体としての着地をにらみ、その間、中堅中小企業には御迷惑がかからないようにできるだけ資金を回す、こういう方針でただいま努力しているところでございます。

○加藤参考人 私どもは地域金融機関という立場でございますので、一般的に新聞紙上等で取り上げられております貸し渋りというのは、私どもとしてはないというように承知しております。しかし、これだけ景気が低迷してまいりますと、業況不安というような取引先が出てまいりますと、そういうところにはそれなりの貸し渋り現象というのが起る可能性はあらうかと思ひます。

一つの例として、一月三十日の日本経済新聞に名古屋地区の預金、貸し出しの五年間の増減というデータが出てまして、それをちょっと御披露させていただきますと、名古屋に私たち地銀、三行ありますが、五年前と比較しますと、預金が八・五から九・六に上昇し、貸し出しは六・五から七・〇に上昇しているわけでありまして、上昇している反面、これが減少しておりますのが都銀の名古屋支店ということになるわけでありまして。

これは決してその都銀の対応が悪いということをおっしゃるわけではございませんで、先ほど御質問がありましたように、実は私も東京、大阪に支店を持っておりまして、したがって、東京、大阪においてはやはり資金を引き揚げている、引き揚げた資金を地元の取引先に回している、こういうことでありまして、どちらかといいますと、全国的にこういうことが波及しているのかもわかりません。

したがって、根本的に、今回の預金法の改正とあるいは金融システムの安定化法案等を通して

いただきまして、私たちにもそういった必要な資金をいつでも出せるような状態にしておく必要があるのではないかとこのように思っております。

○中川(正)委員 それぞれ説明をお聞きしておりますと、いわゆる学問的に言われるクレジット・ランチという意識よりも、営業方針の中で、先ほどのお話のように、それぞれ拠点になる地域、これが一番効率がよくてコストがかからないということであるから、そこへ向いて資金を集めながら運用していくような形態にそれぞれの銀行というのが今経営戦略として変わってきて、それに不況という、もう一つの資金繰りが、需要が大きいという部分もあるのかもしれないが、それが構造的なものであるのだというふうに受けとらせていただいたのですが、そういうことを前提にして、今回のいわゆる資本注入についても少しお話を伺いたいと思うのです。

この資本注入については、目的というのを私たちは二つほど大きく議論をしてまいりました。一つは、それこそ、国際的に見てもあるいは国内のそれぞれデフレ・スパイラルをとめる、こういう意味からいっても、信用秩序をここでしっかり確立していくんだ、これが一つの目的。これはいいですね。

それともう一つは貸し渋り。これに対して、さっきの話で、クレジット・ランチが起きているからその資本を充実させなければいけない、こういうことで資本注入が公的に必要なんだらう、こういう前提で議論がありました。

ところが、先ほどの参考人の御説明、特に岸参考人の御説明を聞いていますと、もともと三洋証券や北海道の拓殖等々、破綻が起きたのはどちらかというとコール市場で、インターバンクの中で資金ショートが起きて、それが、あつてはならないことがあつた、いわゆる市場が先にそれに結論を出してしまったというように、一つの大きな風説を生む、あるいはまた、いわゆる金融に対してのいろいろな憶測が流れるものであるのだ、

ここをひとつ何とかしてほしいという議論がありましたね。

私は、そういう意味からいって、この資本注入の話と、それからコール市場とかインターバンクの中でのいわゆる流動性を確保していく話とはこれはちよつと話の枠組みが違ふのじやないかというところ、これを一つ疑問に感じておるのです。

それからもう一つは、この資本注入をしていくときに、今政府としては、はっきりとこういう基準でこういう銀行に対して資本注入をしますよということはなかなか言わないで、七人委員会での基準を決めていきます、こういう答弁になっているのです。ところが問題なんです。これが問題なんです。それが、その背景の中で、自民党の政策部会、あるいはまたそれぞれ自民党の高官、あるいは報道を通じてさまざまないわば基準づくりが今提言されておるわけなんです。

その中で、基本的に出てきているのが、一つは、破綻金融機関の受け皿銀行、これのために資本注入をしますよということですね。これについては私も異議はないのです。賛成なんです。これは必要だらう、これはいいでしょう。はっきりしているからいいでしょうということなのですが、しかしもう一つは、一般の銀行に対してはABCぐらいのランクをつけて、そのうちの優良行ABCぐらいはいいでしょう、しかし、経営が思わしくない金融機関に対しては資本注入はしません、こういう基準なんです。

これに対して、それぞれ、それを受け入れるというかそれを申請する、これは申請という建前で来るわけですから、申請をする立場の銀行としてはどういう受け取り方をされているのかということですね。これでやりまして、申請した銀行によつてはそれが却下される可能性があるということでありまして、却下されればその銀行は危ないよという烙印を押されることになるわけですね。

そういういろいろな矛盾がこの制度の中に内包

されているわけですが、そういうことも含めて、このスキームをどういうふうにするかというところで、実際これが働くのかどうかということ、そんな観点からそれぞれのお話を聞かせていただきたいというふうに思ひます。これも岸参考人、加藤参考人、それぞれよろしくお願ひします。

○岸参考人 まず、最初の部分でございますけれども、これで流動性対策が万全なのかというお尋ねでございますけれども、これは先ほど翁先生もおっしゃいましたように、そういう資本と資産の状況が非常にきついバランスになっておる金融機関にそういう公的資金を投入することによつて、全体としての不足感といいますか、緊張感といいますか、そういうものを和らげる、そのことが全体的に流動性不安というものを対する緩和、軽減になるのではなからうかというふうに思ひますが、これはやはり日本銀行の金融政策と相まって効果を発揮していくことであらうと思ひます。

それから、後段の申請銀行の基準というふうなお尋ねがございましたけれども、これも全く個人の考えでございますけれども、法案には、破綻銀行の救済になる資金ではないのだというところが書いてありますし、それから、できるだけ早期に資金回収をするのだということも書いてございます。そういうことからいいますと、手を挙げて資本注入の申請をする銀行が今後数年間の間にどういった経営計画を持っておるのかということが問われるのではなからうかというふうに思ひます。

今持っております、これはそういう意味でABCというふうにおっしゃられたのかどうかと存じませんが、不確かでございますけれども、私が勝手に解釈をいたしますならば、Aというのは、一応の経営計画を持っておりまして、これを見れば数年後にはそういう注入した資本が回収される、かなり確かだというふうな経営計画になっておりますればこれはAということになるのじやなからうか。

一応こういう回収できることになっているけれ

ども、ちよつと何か違ふ、外からのショックみたいなことがあるとやや心配であるという銀行の場合には、恐らく追加のリストラ策を求められるのではなからうかなというふうに思ひます。これがいわばBグループになるのかなど。

最後は、そういう計画がかなり無理があつて、これでは資金の回収というものは難しいのではないかとこの場合にはこれは資本注入は認められないのであらうと思つてございまして、私なりにABCというふうな区分けはそういう基準なのかなど。

いずれにしても、回収できるかどうかというところがやはり非常にキーポイントではなからうかと。もし回収できれば、さつき翁先生がおっしゃられたような市場原理というものを外さずにこの政策が展開できるのではなからうかなというふうに思つております。率直にそういうことを申し上げております。

○加藤参考人 ただいまの法案が審議に入る状況にあるのと、また、預金保険機構内の審査機関がどう対応していくのかということについて私どもは全くわかつておりません。

したがって、私たちが判断いたしますのは、大蔵省から出ました今回の法案の案に出ております、一般金融機関の場合、どういった条件で適用される金融機関が決まるのかというところでありまして、その一つは、著しく悪化してない金融機関の中で内外の金融市場における資金調達に極めて困難な状況であるというのが挙げられておりまして、私はこれを判断する限りはBIS基準を適用して、国際基準を適用しております都銀等の金融機関が今回の資本注入の対象になるのかなというふうに判断しておりますが、その後、いろいろ各界の皆さん方の御意見等が出てくるに従つて、国内基準を採用しております地銀のレベルでもこの制度は使えるのではないかとこのところから、最近積極的な手を挙げておられるところもあるようでありまして、そういう意味で、ランクづけということより

も、本当にこの資金が必要だという金融機関で、今おっしゃられたようにAとかBとかいうことでなくて、本当にこの資金が回収されるのかという前提であれば、使わせていただきたいというのが私の考え方でございまして。

○中川(正)委員 これについては、もう一つは、市場で資金を獲得するという手段があるということと、先ほど御説明がありまして、しかしそれにはコストがかかるという話であります。既に最近の報道で明らかのように、海外の市場でその資金を獲得し始めておる金融機関もあるわけですね。私たちも、その辺の部分というのをしっかりと整理をした上での議論というのが大切なんだろう、そんなふうな思つております。

この問題について、翁先生、先ほど市場でのコストの問題も出されましたが、我々、本当に客観的に見ていると、大体、営業がうまくいっているところは民間市場で資金調達はできるじゃないか、普通、難しいところに対して資本注入をするんだ、しかし難しいところはリスクが高い。ということであれば、この制度そのものに内部矛盾があるわけでありまして、これをどう説明するのかというところ、これが頭を悩ますわけですが、翁先生、これはどうでしょうか。

○翁参考人 今の御質問についてですけれども、基本的には、金融機関は、マーケットから調達ができない、または調達コストが非常に高いというふうな考えれば、当然のことながらリストラをする。経営をリストラクチャリングして、経営の合理化を図ることによって資金調達のコストの低下を図るといのが本来の姿だと思います。そのリストラを図りながら、かつ公的資金のサポートを受けたいというふうな判断する金融機関のみがそういう形で申請をすればいいというふうに考えます。

ですから、あくまでも金融機関の自主的な判断にゆだねて、また、自行がきちんと経営のリストラをやつて資本を自力でマーケットから調達した

いというふうな考える先については、強制的に公的資金を投入するというようなやり方はすべきではない。あくまでも自発的な選択にゆだねるべきで、そして、個々の金融機関の経営合理化を個々の金融機関が自主的に判断して徹底的にやつていくということがまず検討されるべきだということに思ひます。

○中川(正)委員 私も大賛成ですね。一律、横並びの対応はもうこの際はだめだというふうな基本的な自己責任の原則をここでも貫いていただきたいという気持ちで私もおるわけでありまして、それから次に、それこそ肝心の自己努力の部分に話を移していきたいというふうに思ふんです。

端的にお伺いしますが、今回いろいろな不祥事が出てきて、特に大蔵省との関係というのを見直していかなきゃいけない、こういう議論が出てきております。MOF担にしたって、これは廃止していく方向だと思ひました。しかし、そのMOF担と大蔵省をつないでいたのは、またその中で本場の癒着とか、その流れをつくり出していたのは、MOF担よりも大蔵省からの天下りというものがあつたということ。これも新聞紙上で指摘をされておるところ、いろいろな方からこういう事実があるというものが上がつてきておるわけでありまして、ここでそれを繰り返すこともないと思ふんですが。

それで、これはいろいろな数字があるんですが、銀行業界には現在二百四十人ぐらいの大蔵官僚の天下りがいる、こういうことを聞いております。その中で、検査部から来ているのが何と百四十人ぐらいになるんですね、検査部が一番多いというデータもいただいておりますが、どうでしょうかと、この際大蔵省からの天下りについて業界として考え直していく、あるいはその癒着を切るためにこの際は大蔵省の天下りは採らない、そういう宣言ができますか。

○岸参考人 お答え申し上げます。お役所からのOBを受け入れて仕事をやっていただくということは、これまでも私どもの銀行で

も役員で迎え入れた方がありまして、例があらうかと思ひますけれども、銀行としましてはやはり人材というものが非常に貴重でございまして、そういう人材の受け入れ先として、今後は、勤めの流動性というのが、ビッグバンになりましたます。そういう雇用の流動性というのが高まってくるんではないかなというふうに思ひますので、これはやはりそれぞれの会社の独自の判断でやつていただきたい。

ただ、今まで言われておりますようないわゆる天下り、お迎えするけれども仕事は余りないというふうな、ただ情報ルートとしてそういうふうな受け入れるというふうなことは、これは実際減つていくと思ひますし、そういうことは規制緩和に伴つて減っていくであらうというふうに確信をしております。

○加藤参考人 私ども第二地銀協加盟行六十四行は、御承知のように、戦後の金融機関ということとで誕生した経緯もありまして、やはり外部からの人材を受け入れて、そして金融業務を円滑にしていこうということから、かなりの方が第二地銀加盟行の中におられるわけでありまして、会員行の役員として六十九名ほどということで報告が来ておりますが、私どもの銀行としても何人かの方に来ていただいてそれなりに活躍していただいておりますので、やはりこれは個別行の問題であらうかというふうに存じております。

○中川(正)委員 そういうお答えが国民にとつてどういう印象を与えるかというのが、これが大事なところではないかと思ひます。

人材がいけないというなら、こんなのは話にもならないわけですよ。実際あるわけですよ。なぜ大蔵省の人間が有用なのか、なぜ大蔵省からの天下りというのが人材として活用価値があるのかということ、これをしっかりと掘り下げて議論して、その中で、私たちはこういう基準の中で、こういう思いの中で、受け入れるんだたらこういう形で受け入れます、そこまでやらないと、今回は、それぞれたま同じことを繰り返すんじゃないかとい

うことの結論になつてしまつたやうなふうに思ふんです。

どうですか、もう一回お答えいただけませんか。(発言する者あり)

○井奥委員長代理 御静粛に願います。

○岸参考人 重ねてお答え申し上げますけれども、規制緩和の進行というのは非常に速いスピードで進んでおります。私どもも、銀行に入りましてところと今との銀行と大蔵省との関係というものを考えますと、大変に変化しております。今後規制緩和の進展に伴ひまして、そういうこれまでのような習慣はなくなつていくというふうな、そういう方向に行くということを確信しておりますので、重ねて御理解をいただきたいと思ひます。

○加藤参考人 重ねてお話しさせていただきますけれども、やはり企画力等あるいは国際感覚等お持ちの方々が求められるわけでありまして、私たちにとつては大変得たい方もあるわけですので、すぐにとかそういうことではちよつと対応できないというふうに感じております。

○中川(正)委員 この問題、まだまだ何回も出てくるでしようけれども、共通した問題意識として、官僚に対して民間がどう頑張つていくのか、ここが勝負なんです。これまでも同じような感覚で続けていくという証左なんです。さっきの答弁は、大蔵省に対して。護送船団、なかなか抜け切れないよという証左なんです。そこをこのころをひとつ肝に銘じていただきたいというふうに思ふのです。

それから次に、この金融二法でとりあえずのところ三十兆円の保証枠をつくつていくという流れができています。二〇〇一年になったらそれを清算をしていくという前提でやっています。こういうことなんです。これは本場に緊急避難的な有事立法でありまして、その目的というのがとにかく今信用秩序をこで守らないという、その共通認識というのは我々も持っています。その上で、そのための最終コストなんです。

これは先ほど翁先生からも指摘がありましたように、回収銀行であるとかR・T・C型のものを用意をして、いわゆる不良債権の回収にも精いっぱい努めなければいけない、こういう施策も一つは必要だろうと思うのですが、それで最終的に二〇〇一年で締めた時点で焦げつきが残つてくる可能性はある、まあこれからの金融状況次第であります。

そのときに、今のスキームでいきますと、その最終の焦げつきを一人は例えばN・T・T資金とかあるいは建設国債で置きかえる、その資金を捻出するという議論も出ていますが、私たちの感覚からすれば、この最終の焦げつきの清算というのは、やはりこれは国民が持つべき金ではないのだらうと。これは業界自体のいわば金融危機でありますから、最終的には業界が立ち直つた時点で、今でなくても、立ち直つた時点で、それぞれの保険料という形で預金保険機構の枠の中で返済をしていく、そんな性質のものではないかというふうに考えています。

それで、その上に立つて、これは業界に誇りがあるならば、あるいは国家管理と言われたくないけれども、逆に業界のサイドからその逆提案があつてもいいように思ふのでありますが、そのところをそれぞれどんな議論を、あるいはどんな前提で受け取つておられるか、聞かせていただきたいというふうに思ひます。

○岸参考人 金融システムの安定のために巨額の国家資金を投入していただくということは、業界としても非常に容易ならぬことでありまして、これにつきまして、私どもの業界に大きな責任がかつてくるということはよく承知をいたしております。

それで、最終的にどうだということお尋ねでございますが、保険料で最終ロスを埋めるということかと思ひますけれども、実は今、日本の金融機関はビッグバンを前にいたしまして、我々は非常に緊張感に包まれているわけでありまして、本場に毎週、外国の金融機関や証券会社が日本の銀行と提

携するなりあるいは買収するなりして進出してくるといふニュースが流されておりますし、我々は日本の金融機関としてこの国際競争に立ち向かいまして、何とか日本経済の活性化、金融の強固な安定というものを目指さなくては行けないというふうに思つております。

そういう中で、どのぐらいのロスになるのかということも全くこれはわかりませんけれども、現在臨時に増額されております預金保険料、五年間というものでありますけれども、我々にとりましては大きな負担でございます。こういう負担がさらに多くなるとかあるいは長く続くとかということになりますと、やはり日本の金融の体力が全般的に低下をしてまいりまして、ビッグバンにおける競争に勝てないのではないかとこのことを心配しておるわけでございます。そういうあたりのこともぜひ御理解をちょうだいしたいと思ふ次第でございます。

○加藤参考人 今回のこの金融システム安定化法案に基づく緊急異例の措置であるというふうに私たちが思つておりますので、二〇〇一年までには日本の景気も立ち直るし、日本の金融機関も恐らく元氣になつてくるというふうに私は思つておるわけでありまして。

今お話をしましたように、これ以上の保険料の負担というのは私どもにとつても大変きつことであるとして、平成七年から八年に七倍に上がつておるわけでありまして、この数字は、業務純益における比率からしますと、私たちの第二地銀では平均で八%強、中には一〇%を超えるところが二十行ほどあるような状態でありまして、その点を皆さん方にも御了解あるいは御判断いただきたいというふうに思ひます。

○中川(正)委員 S・アンド・Lのときには二十倍でしたが、アメリカの場合にはそれだけの保険料の上昇があつたというふうなデータもあつて、私たちが本場に重荷になつてゐるのかということ、この点を一過客観的に翁先生に聞かせていただ

きたいところだというふうに思ひます。

それから、私のさっきの議論は、今の時点でそれを負担しろということではないのです。今は国として一人立てかえすから、最終それを清算するときはどこまでいっても皆さん方がそれは払つてくださいますよ、国は保証するだけでよいということを、やはり逆に業界の方から自立をしてゐるのであれば、これから世界に対して競争していくということであれば、それだけの誇りは業界の方から持つていただきたいという気持ちを含めて、翁先生の見解をお聞かせをいただきたいと思ふのですが。

(井奥委員長代理退席、委員長着席)

○翁参考人 今の御指摘、いろいろ金融機関の不祥事などもありまして、国民感情としては非常によくわかる部分があるのですけれども、日本の金融機関、いつまた保険料が上がるかわからない、膨大な公的資金、それがまたすぐ金融機関の負担になつてくるかもしれないというふうな形で国際的な金融機関から見れば、またジャパン・プレミアムが上がり、護送船団が復活するのではないかとというような認識を与えるのではないかと、この点を少し危惧しております。

アメリカの場合は、現在、可変保険料率といひまして、リスクの高い金融機関ほど保険料が高い、そして健全な金融機関は保険料が低いというふうな形になつておりますが、現在の日本の金融機関の場合は預金保険料が一定でございますので、そうした可変の保険料をとつていけば別ですが、けれども、今のようないかなるものでん上げていきますと、また健全な金融機関の足を引っ張るという形で日本の金融機関のシステム全体が沈んでしまふという懸念があるのではないかと思ひます。

ましてや、ことしの四月からは外為法の改正がございまして、アメリカの金融機関の預金保険料はゼロという状況で、それさらに日本の金融機関の保険料が上がるかもしれないというふうなこ

とになりますと、全く太刀打ちができないという
ような状況になりかねない。

また、今は預金保険の範囲だけではなくて、金
融債なども含めて、すべてのものを守るとい
う形になっております。まさに臨時異例の措置の
ものを守る、守るものが非常にふえているのに、それ
に対してまた金融機関に負担を求めていくとい
うことであります。国民感情的な部分は非常によ
くわかるのですが、そういった形でどんな金融シ
ステムという船自体が沈んでしまつて、国益に反
する部分が出てくるのではないかと、国益に反
する部分が出てくるのではないかと、国益に反
していただく必要があるかと思ひます。

○中川正委員 時間が来たようでありま
す。これで質疑を終ります。ありがとうございます。

○村上委員長 次に、並木正芳君。

○並木委員 平和・改革の並木正芳と申します。
お三方には、きょうは御苦労さまでございます。

今デフレ色が強い景気後退と、そして巨額の不
良債権、さらには深刻な金融システム不安、アジ
アにおいては通貨・金融危機、そこへビッグバン
が始まるということで、大変日本経済は深刻な危
機に冒されているところかと思ひます。そ
うした点で、お三方の今後の御活躍に期待する
ところも大きいわけでございます。きょうはそ
ういった点ではいろいろお聞きしたいところあるわ
けなので、絞つて質問をさせていただきたいと思
ひます。そうした中で、国民が率直に疑問に感じ
ることからお尋ねしたいと思ひます。

岸参考人にお伺いしますけれども、東京三菱銀
行の頭取でもあられるわけですが、東京三菱銀
行は定款に優先株発行の規定がないといふこと
で来ています。今回定款を変更し
て、優先株の買い取りを申請する。それは今の
国民感情からすると、郵貯と東京三菱というぐ
らい貯金、預金が流入している、そういう中で、大

変不思議だという声があるのも御存じかと思ひま
すけれども、その辺については銀行独自の御判断
なのか。ある意味ではやはり今までの護送船団方
式といふか、そうしたものを残している大蔵
当局、そうしたものと相談によるものなのか。
その辺はいかがなんでしょうか。

○岸参考人 まず、優先株に対する私どもの対応
はどうかというお尋ねでございますけれども、私
どもの銀行は、御指摘のとおり、定款の中に優先
株の取り決めが入っておりません。ですから、
定款を変更しないと優先株は発行できません。し
たが、いまして、手続的にいつてもこの三月には優
先株は間に合わないといふことでございます。優
先株以外には劣後債といふようなものも用意され
ているわけでありまして、大蔵省からは何のお話も
は間に合わないといふことでございます。

○並木委員 大手銀行は十九行あるわけですが、
ごいませんし、私どもの方で優先株を発行する
といふことは全くまだ決めておりません。これか
らの検討でございます。

○並木委員 大手銀行は十九行あるわけですが、
ごいませんし、私どもの方で優先株を発行する
といふことは全くまだ決めておりません。これか
らの検討でございます。

○並木委員 大手銀行は十九行あるわけですが、
ごいませんし、私どもの方で優先株を発行する
といふことは全くまだ決めておりません。これか
らの検討でございます。

○岸参考人 先ほども昨年末に至る経済界の経過
を御説明したわけでありまして、あゝい
うものが急速に減退といふ感じが冷ややか
で、マーケットで調達ができるのじやないかとい
うお尋ねがございましたけれども、今現在の状況
は、マーケットでの劣後調達といふものはかなり
難しい状態になっております。

○並木委員 大手銀行から投入するといふのは大
蔵省の方針とも異なるわけ、皆様方がどこまで
あずかり知っているかといふところもあるわけ
でございます。その傾向は、その考え方はまさにグ
ッドバンクとバッドバンクとを選別していく、今後
のビッグバンといふものを控えての金融の分離と
いふことにつながっていくかと思ひます。

○岸参考人 今後の金融界の動向、推移を考えて
みますと、やはり非常に厳しい市場の選別とい
ふ状況にあると思ひます。大変難しい
わけではなくて、一生懸命リストラをやつて、経
営改善を図つていくべき銀行になっていく
わけであつて、あるいは時代の流れに沿つていけ
ない悪い銀行になっていくわけですから、そ
ういふ選別といふものによつてそれぞれの銀行が努力
する、そして金融全体のパワーが上つていく
といふのが一番望ましいのではないかと
思ひます。

○並木委員 選別化につながっていく、これもや
むを得ない部分もあるのかと思ひます。それな
り加藤参考人にお聞きしますけれども、そうした

中では、第二地銀の場合は、ある面では大変弱い
立場に立たされるのかといふところもあるわけ
でございます。この第二地銀の立場からして、い
ゆるスパーリージョナルバンク以下の銀行は、
銀行はむしろ海外からは撤退して、自己資本も
BIS規制等の規制を受けたい、そういう中で国内
的なテールバンクといふか、そういうところを
目指す方法が賢明なのかと思ひます。

加藤参考人は、一月四日付の朝日新聞で、「対
論」という記事がありますけれども、地銀レ
ベルで優先株購入とかは難しいだろう。優先株を購
入してほしいと名乗りを上げると、つまりあそこ
は苦しいといふふうなことで、市場の評価が悪く
なる危険性がある。うかつに手は挙げられないの
だと言つておられるわけですね。そういう意味で
は、こうした地銀のレベルでの優先株引き受けとい
うものは申請する銀行も少ないだろう。今回の法
案でも、そういう意味での効果は薄い、という
ふうにお考えなのではないか。

○加藤参考人 先ほど私もちょっと触れさせて
いただいたのですが、一月四日前後の状況は、まだ
私も全くこの法案がどういふ方向で実行される
かといふことがつかめておりません。BIS
基準、いわゆる国際基準を適用して、大手銀
行、都市銀行等に適用されるのであろうとい
う判断をお話されたわけでありまして、私どもの
ゆるローカルバンクの立場からいいますと、や
はり国内基準を採用することによつてかなり今
自己資本の充実策といふのが考えられておる
わけでありまして、そういう意味では、国内基準
を適用してローカルバンクに特化していくとい
うのは大変大きな力点かといふふうに感じて
おります。

○並木委員 その辺では、いわゆる八%のBIS
基準といふのは必要ないといふ中で、自己資本充
実が四%程度のものでいいのかといふ、私見
ですけれども、そういう点からすると、まさに今
度は貸し渋りという分子分母論があるわけな
り。それ、その辺において、地銀がこの制度を

活用して貸し渡り対策に効果を上げていく、その辺の効果というのは、現在、手を挙げるか挙げないかという話もあったわけですが、このスキームで効果はかなり見られるとお考えなのでしょうか、加藤参考人。

○加藤参考人 自己資本比率向上策としては、今回提案されております優先株、あるいは永久劣後債を私どもも発行させていただくということは大変大きな力になるというふうに私も感じております。

○並木委員 貸し渡り対策にどの程度効果があるのかなという期待は、非常に抽象的なものかも知れませんが、万全だと言った点で、お聞きしたい点で、もう一度加藤参考人にお聞きしたいと思ひます。

○加藤参考人 先ほど触れさせていただきましたように、今回の法案だけでなく、当然、有価証券の原価法の採用とか、あるいはまだ法案は通っておりませんが、不動産の再評価等を使わせていただくことによって貸し渡りという現象は恐らくなくなるであろうというふうに思っております。

○並木委員 お話が出たのであれですが、不動産の再評価というのは、いわゆる都合のいい面での含み益部分だけで、含み損とかいうのを計上しないというふうな、しかも限定的な期間の対策ということになると、むしろ不明朗なものも出てくると思うのですけれども、その辺についてはどうお考えですか、加藤参考人。

○加藤参考人 不明朗になるかどうかは、ちよつと私はその辺のことは存じませんが、いろいろ検討されている中でお聞きしますと、これは金融機関だけでなく、上場企業のある一定の資本金を持っておる企業にも適用されるということで、日本の全体の体系がそういう方向に進んでいるということかなというふうに感じております。

○並木委員 もう一度岸参考人にお聞きしますけれども、審査機関、七人の審査委員というのか、それも基準が非常にあいまいだ、しかも、今の時点では非常に情報開示も、不良債権、この間七十六兆円とか一部分公表されましたけれども、まだまだ情報開示ができていない、あるいは会計基準等も不透明さを残している。

○岸参考人 今先生が御指摘になりましたとおり、審査委員会がこれからできるわけですが、さういふ点で、どういふ基準で検討されるか私はわかりませんが、先ほど御先生がおっしゃったようなアカウンタビリティというの、さういふ透明性はやはり確保していきまないと、先生がおっしゃる通りに、かえって国際的な信用を低めるといふことも心配されるわけでございます。

それから、ディスクロージャーにつきましても、一歩一歩前進をしております、国際基準並みのディスクロージというものが徐々に行われることになっております。

○並木委員 質問がいろいろ飛んで申しわけないのですが、加藤参考人にもう一度お聞きします、第二地銀協の内部では、既に優先株等、これを申請していく、買入れを、引き受けを申請していく、そういうものが是としても議論としては決まっている、そして、そういう希望する銀行が既にあるんでしょうか。

○加藤参考人 私は、今のところは聞いておりません。個人的にそういったお話をされている方はおられるわけですが、協会ベースでそういった話し合いをしているわけではございません。

○並木委員 最後に、翁参考人にお聞きしますけれども、翁さんはいつ、公的資金を投入する場合は、破綻金融機関の処理と連続させる金融機関の自己資本充実の二つの方策を明確に峻別して検討すべきだ、そして、RTC型、いわゆる整理信託公社型の処理が望ましいとさまざまな機会におっしゃられているわけですが。

○翁参考人 やはり、平時であれば市場規律で、RTC型でやっていくということがもちろん一番重要なわけですが、破綻金融機関は連続させないというルールを守っていくということが極めて重要だろつと思ひます。

現在金融恐慌の一手手前というふうな危機であるという認識に基づいて、そういった自己資本注入型やむを得ない面もあるというふうに考えるわけですが、日本の金融システムがそれで不透明な感じを与えれば、まさに国際的な金融市場からも脱落してしまふ、脱走してしまふ瀬戸際であると思ひますので、やはり透明性、そして説明責任と

いうことの重要性をきちんと認識した上でこの法案を早急に通すということが重要であり、不透明性を保ったまま、こういった重要な、二十一世紀

の金融システムをまさに規定するような法案でございまして、そこについてはきちんと透明性を確保するということを条件として、早期に成立をさせていただきたいというふうに思ひます。

○村土委員長 次に、小池百合子君。

○小池委員 自由党の小池でございます。本日は、三人の参考人の皆様、御苦勞までございまして、先ほどの質問、問題意識を共有いたしておりますので、できるだけ重複は避けていきたいと思ひます。また、時間が短うございまして、できるだけ簡潔にお答え願ひますようにお願いいたします。

私は、木を見て森を見ないというふうなことにならないために、極めて基本的なことをまず岸会長の方に伺わせていただきたいのでございまして、けさはど参考人として前会長の佐伯さんが見えになりました。そこでも、一言、世間をお騒がせしたと。よくこういうときには使われる言葉でございますが、それじゃ、そもそも前会長は何でおやめになったと認識しておられるのか、岸会長に伺わせていただきます。

○岸参考人 銀行として、個別銀行でございまして、大蔵省との行き過ぎた交際、接待があつて、そのことを金融団体の長として反省して辞意を漏らされたというふうに承知しております。

○小池委員 それでは、一昨日岸会長が全銀協の新会長に、御就任になったばかりで御呼び立てしたわけですが、御就任の際の記者会見で、東京三菱銀行も接待や会食が全くなかつたわけではないというふうに述べられておられる。そうしますと、大蔵官僚との接待に行き過ぎがあつた、これは、スピード違反とか、たまたまそれが下手くそであつたとか、私はそういう問題じゃないと思ひます。今おっしゃいました前会長辞任の理由というこ

とでいきますと、そうすると、会長は御就任になつたばかりでございますけれども、会長自身その任を預かる立場にあるというふうに御認識なさいますでしょうか。

○岸参考人 私どもの方の銀行でもそういう接待というふうなことがあるいは会食というふうなことが過去にあったということは、もう御指摘のとおりでございます。それで、社会通念とか程度の問題とかというのもし上げましたのですけれども、それは私としては極めて不適切な発言だったというふうに反省をしております。程度の差はどうか、監督される立場にある者が監督する人というふうな会食をしたり接待をしたりするということは、やはりこれは非常に疑わしいということに相なりますので、今後はそういうことのないように反省しております。

金融機関の団体の長といたしまして、こういう難しい時期に、このように法案の御審議もいただいておりますけれども、大変さういふことはございませうけれども、何とかその職を全うしていきたいというふうに私は考えております。どうぞよろしく願ひいたします。

○小池委員 よく護送船団方式と言われるわけですが、輪番制でやっておられるこの会長職でございますね、大蔵省の過剰な接待で会長がやめるといふことになりまして、これは、私もずつといろいろな取材を通じて、銀行の方々とお目にかかることは、行状を知っているというか、それでいくと、結局、このままいくと会長はだれもなれない、逆の意味での護送船団ではないかというふうにも思ひます。

それから、全銀協の定款を見ますと、総会決議を破つたり体面を毀損した場合は除名とあるのですけれども、今回の三和の会長の件ですね、会長というか、個人ではなくて銀行ですけれども、これは除名というふうな話は全銀協の中で出ているのでしょうか。

○岸参考人 除名というふうな話は出ておりません。

○小池委員 そうすると、今回の問題は協会の体面を毀損していない、汚していないということなんでしょうか。

○岸参考人 個別銀行としては非常に問題がありましたし、また、そういうことが三和銀行さんだけではないという意味で我々猛省するところでございませうけれども、除名に値するほど金融全体の、そこまでの事件ではなかったのではないかと、このまゝに思つております。

○小池委員 大変残念に私は思ひます。今まさに金融システムを守るか守らないか、そのための法案をここで審議しているわけでございます。その対象となつておられる皆さん方がまだそういう認識にあるのかということになりますと、これは、納税者の立場からいってやはり納得いかないのじゃないでしょうか。

それから、私はここで基本に戻つてというふうな申し上げたのは、そもそも、きょうは第二地銀の方の加藤会長にもお越しいただいて、まさに業界団体というところでございませうけれども、国家総動員法に基づいて設立された全国金融統制会だということに思ひます。そして、この国家総動員法はまさに戦時体制に持つていくというところで一九三八年、そしてその後敗戦があつて、現在の全銀協は一九四五年度の九月に再スタートなさつたわけでございます。

ただ、そこでGHQの改革等もあつたわけですが、けれども、不思議なことに、金融の世界というのは、なぜか戦時体制そのままの延長線で行くわけですね。

例えば、一九四七年に臨時金利調整法という形で金利の規制が行われて、これがずつと延々と続くわけですね。この銀行へ行つてもみんな同じ、横並び、護送船団。それから、大蔵省の行政指導によりまして店舗規制というの、これは延々続いたわけですね、特に、岸会長、三菱銀行の御出身でいらつしやいますからよく御存じのことだと思ひますけれども、かつて、銀行法の改正に全銀協

が猛反対なさつたときに、まさにその後、店舗を展開するときに大蔵省からいろいろな、わかりやすく言へばいじめをお受けになつたというふうなことは承知いたしております。

まさに行政と民間の関係は、これは、例えば経済企画庁なんかでありますOTQ、これは前のガットと違つて、いろいろな不公平などを訴える機関でありますけれども、なかなか民間の人たちは、規制に対して、これじやだめだと思つておられるけれども、言に行かないのですよ。訴えに行かないのですよ。なぜならば、訴えた会社がどこであるかということ、結局江戸のかたきを長崎で討たれるとみんな思つて言わないのですよ。ね。というふうなことはこれまであつた。

それで、私が申し上げたいのは、きょうは全銀協の会長としてお越しいただいたわけでございますけれども、まさに金融ビッグバンがこれから始まる、業界団体で護送船団方式をやろうなどというのはいくらだめだということに既に御認識だと思ひます。私は、岸会長のお役目は、全銀協最後の会長をお務めになることではないか。まさに護送船団方式をやめるといふことは、この全銀協そのものを、見直しとかりストラとか、いろいろ、為替の関係の手の交換であるとか、振替の系統などいわれる金融インフラの役目を果たしていることも承知いたしておりますが、全銀協さん、そしてきょうお越しいた第二地銀さんのいわゆる業界団体そのものをおやめになることではないかと私は思ふのですが、お二方、いかがでしょうか。

○岸参考人 先ほど御指摘ありましたように、全銀協でございますけれども、これは、銀行の決済機能を守るために、一番最初、手形交換所というものが各地でスタートいたしまして、その手形交換所が同じようなやり方で全体としてうまく機能していくように、横の連絡をとらなくちゃいけないというところで、全銀協というふうな連合体が発足して今日に至つておられるわけでございます。その間、いろいろと政策問題がやつてまいりまして、これに対応してきたという状況だと承知しております。

それから、規制の問題でございます。やはり戦後、日本経済を再建していく過程で、成長通貨の供給というものが非常に大きな役割であつたわけでございますけれども、その一つの非常に大きな手段になります店舗というふうなものを野放しにいたしますと、その方面にリソースが非常に偏つて投入されまして、かえつて別の弊害が生じてくるというところで、こういうある時期の規制というものはどうしてもやむを得なかつたのではないかなというふうに私は思つております。

ただ、今後、こういう資本の蓄積も進みまして、国際競争が盛んになってくる。こういう自由化の時代でございますから、もう既に規制緩和はどんどん進行しております。今後とも規制は緩和されていくであらうと思ひます。

そういう中で全銀協というのはいかに何だということでございます。将来のことはわかりませうけれども、現在のところは、やはり金融界のいろいろな意見をできれば集約していく、できないものはできないように思ひますけれども、そして、外からの御意見もこうやつて代表してちょうだいする、そういうことも必要なのかなというふうに理解しております。

○加藤参考人 私どもは、第二地方銀行協会は、平成元年に普通銀行転換で全銀協に入れたいたわけでありまして、私どもの第二地銀協会の前身の相互銀行協会時代から、やはり共同していろいろ進めていくというところで、システムを共同化したり、あるいは商品の共同開発をしたり、あるいは調査研究等、協会を中心に行つていく動きをしておりまして、若干立場が違つておられるかなというところを感じております。

○小池委員 いずれにいたしましても、全国金融統制会というものが前身である全銀協、これはまさに時代の終えんといひましようか、これをみずから大きくリストラ、もしくはもう廃止というふうな、そういう結論をお出しになる時期ではないかというふうに思ふ次第です。ぜひとも、最後の

会長と私は勝手に名づけさせていたでいておりま
すけれども、まさに金融ビッグバンの前に全銀協
ビッグバンをやるべきである、特に、金融二法を
審議しているこの最中にやはりそういう方針をお
示しただくということが、これは最大のアピー
ルではないか、またそうするべきではないかとい
うふうに思っております。

それから、全銀協でこれまでやってこられたの
は、そのほか、銀行が出すカレンダの大きさは
何センチ掛ける何センチで一枚紙にしろとか、景
品が幾らとか、何か本当に、為替などの金融イン
フラの部分もありませうけれども、ちょうど大蔵省
との仲介役といひませうか、メッセンジャーとい
ひたら失礼かもしれませうけれども、そういう
役目をしておられたような認識が私はあるんす
ね。ですから、まさに護送船団の母港、母なる港
がこの全銀協ではないかというふうに思います。
一刻も早くこの見直し、リストラを進めていた
くように強く希望いたします。

それから、先ほどからも出ているわけですが、
でも、東京三菱会長として何うわけございま
す。先ほどから優良行、よい銀行、悪い銀行、そ
の他出ておりますけれども、今市場ではトップを
ぶちぎりで走っているわけですが、その東
京三菱さんが定款を変えてまで優先株で公的資金
をとってお話、これには私はやはりひっかかりま
す。なぜならば、先ほど御答弁でございました
けれども、海外市場での調達に非常に難しいとい
うお話です。ところが最近、住友銀行とか興銀さ
んとか、東京三菱よりも格付の低い銀行が海外市
場で自分たちで、自分で資金を調達しようとして
いる動きがあるわけですね。じゃ、トップである
とだれもが認めている東京三菱さんが優先株を引
き受ける理由は一体何なんだという話になるので
すが、いかがでしょうか。

○岸参考人 まず、優先株の問題でございますけ
れども、私どもの方は、まだ定款にその規定がご
ざいませんで、優先株の申請をすることはでき
ませんものですから、その点は申し上げておきま
す。

それから、海外の調達でございませうけれども、
おっしゃいますように、コストを相当かけて、極
端に言うとも幾らでもないんだというようにこと
でございませう、それは調達の道があるかと思
いますけれども、やはりこれは今後の経営にとりま
して、そのコスト、利払いというものは相当の負
担になりますし、我々の経営に役立つ範囲内での
コストで調達をしたいというふうに考えておりま
すので、これはもう個別行の判断でございませう
から東京三菱銀行だけの判断でございませうけ
ども、そういうふうにご考えております。そういた
しますと、先ほど申し上げましたように、国内の機
関投資家の投資マインドというものが相当冷却し
ているのが我々にとって非常に厳しいということ
でございませう。

○小池委員 その辺のところは、どうもそれぞれ
の各行の判断、これはまさに護送船団方式からの
脱却ということ、それぞれの経営判断で結構か
と思うのですが、それは、今回のお金の意味が、
きのうの東洋経済で会長のインタビューでした
か、私、見させていたでいて、国は大きな機関投
資家じゃないわけですから、そのお金の出どころ
は一体何なんだということをもう少し認識してい
ただかないと、この貴重な原資というものが本当
に生かされないのではないかというふうに思いま
す。

もう時間がございませんで、最後に一点。先
ほどからお話を伺っておりますけれども、貸し
渡りの問題で、早期は正措置一年先送りというふ
うに言われているんですが、加藤会長の方に伺
います。

先ほど名古屋の例も伺わさせていただきました。
しかし、普通、経営者であるならば、この是正措
置が一年先送りになったら、むしろその一年先に
備えようとして、貸し渡りは直らないんじゃない
か、もしくは問題の先送りだけになるんじゃない
かと思うのです。御行の場合はどういう計画を

立てておられるのか、教えていただきたい。
○加藤参考人 先ほどお話しさせていただきまし
たように、貸し渡りは私どもはないというふう
に認識しておるわけでありまして、地元の金融機
関の立場から、地元の企業にはそれなりに資金の融
資をさせていただいていっているというふうに思
っております。

○小池委員 時間が参りましたからこれでやめさ
せていただきますけれども、しかし、問題の先送
りをすればするほど、また情報開示がこれだけ
とが今これだけの大きな傷になって、そして国民
の大きなお金、政府のお金を使わなければなら
ない事態に陥ってしまったこと、これはまさに癒着
行政の結果であるということを一言申し述べま
した。終わらせていただきます。ありがとうございました。

○村上委員長 次に、佐々木陸海君。

○佐々木(陸)委員 日本共産党の佐々木陸海で
す。

一昨年の住専の処理に六千八百五十億円の公的
資金を投入するということに関して国民の強い批
判がありました。当時政府は、もうこういう投入
はしないんだ、信用組合の關係はやむを得ないに
しても、こういうことはあり得ないということ
約束をしておりました。

ところが、今回、税金投入を含めて三十兆円の
銀行支援策と私たちは特徴づけておりますけれ
ども、そういうことが行われてきた。しかも、この
間長い間低金利政策をとって、これもまた銀行を
利してきたと多くの国民は受けとめている。もち
ろん、国民感情だけで問題を論ずるわけにはま
りませうけれども、同時にまた、日本の金融シ
ステムでありますから、日本の国民がそれを信認
するの、信頼を寄せるのかどうかということは大
変重要なことになっていっているわけでありま
す。そういう立場から御質問をさせていただき
たいと思っておりますが、何分時間が限られてお
りますので、きょうは岸会長中心にお聞きする
ことをお許し願いたいと思っております。

最初に、確かに日本の金融システムの信認が内
外で揺らいでいることはもう間違いない事実で
ありますけれども、その信認が揺らいでいた最大
の責任は、では一体どこにあるのかという問題に
ついての岸会長の御認識をお伺いしたいと思
います。拓銀のような個々の銀行にあるのか、あ
るいは銀行業界全体として責任を負わなければ
ならないのか、あるいは政府なのか、国民なのか、い
ろいろな考え方はあると思っております。私たちは銀行
業界全体が、あのパブルの行動も含めて責任を負
うべきではないかと考えるのですが、会長のお考
えはいかがでございませうか。

○岸参考人 大変難しい御質問でございまして、
これだけ大きなマグニチュードで日本の経済、金
融というものが大きくいつとき上昇し、またその
後下降したということでございますので、一体こ
れがだれの責任だったのかというふうにお尋ねに
なれますと、なかなかこれは特定が難しいうご
ざいまして、もちろん銀行のビヘービアにも行き
過ぎがあったと思ひますけれども、やはりいろ
ろなところの原因が合成されてこういう状況に
なっているわけでありませうのですから、はつき
りとこれ、この人が責任ということとはなかなか申
し上げにくいので、お許しをいただきたいと思
います。

○佐々木(陸)委員 私は、少なくとも銀行業界の
責任というものは重大なものであるということ
を指摘するだけにとどめておきたいと思ひます。
前の銀行協会の会長さんは、現在の銀行の不良
債権の問題に関して、全体としては債権は終わり
に近づきつつある、もちろん個々の金融機関に
とって事情が違ふことも当然あるけれども、全体
としては債権が終わりに近づいているという認識
をお示しになりました。それから、大蔵省の銀行
局長も国会の答弁で、つい最近の答弁ですが、金
融機関は全体として見た場合、十分な償却財源は
持っている、もちろん個々の銀行に問題はあ
るけれどもという認識を述べておられるのですが、こ
の点について岸会長の御認識はいかがでござい

か。

○岸参考人 不良債権の処理の問題でございませうけれども、これは全体的なことは私どもの方でもなかなかつかみにくいわけでございませうけれども、一定の基準で公表されております公表不良債権から債権償却特別勘定、引当金でございませうね、引当金を引いた、今後問題として残っておりますという金額は年々減少してきておりまして、この四月から導入されます早期是正措置に伴いまして、さらに今年度一段と処理が進むであろうというふうに思っております。

○佐々木(陸)委員 そうすると、銀行局長が言っているように、全体として見た場合に、金融機関が債権財源は十分持っているという認識は正しいと言っております。

○岸参考人 債権財源をすべての銀行が持っているかどうかというところは……(佐々木(陸)委員「全体として聞いていますのです」と呼ぶ)ちよつと私も全体のことがわかりませんので何とも言えませんが、銀行局のおっしゃることが正しいのではないかとこのように思っております。

○佐々木(陸)委員 協会の会長に就任されたばかりなので、協会全体のこととはわからないという立場なのかもしれません。しかし、銀行局長の言っていることが間違っているのではないかとこのようにおっしゃったのを受けておきたいと思っております。

一つの原則の問題として、私は、今、日本の金融システムが揺らいでいる、信託を内外で失っているというのですが、この預金者の保護とか、あるいは借り手の保護とか金融システムの危機管理だとかといったものについて、やはり第一義的に責任を負うべきところは金融業界自身ではないのか。そして、そうである以上、そのシステム安定の費用の負担はまず第一義的には金融業界自身が可能な限り負っていくべきではないのか、これが原則ではないのかというふうに私は思うのですが、会長はいかがでしょう。

○岸参考人 銀行業界全体でどうか、こういうこと

とでございませうけれども、基本的にやはり銀行はそれぞれ自己責任で経営をやっているわけであらうけれども、今後、外国との競争、国際競争の中で日本の金融機関として金融の機能を立派に果たすというためにはまず自己責任原則の方向に向かっているわけでございませうから、何か問題が起きたら業界全体でプールして処理をする、こういう考え方には私はちよつと賛成いたしかねるところでございませう。

○佐々木(陸)委員 そうすると、個々の金融機関が破綻して、それで金融システム全体が不安に陥るといふようなことがあつても、それは金融システム全体として守るといふようなことではなくて、勝手にしないといふことになつてしまふわけですが。

○岸参考人 これまでそういう金融破綻が起こりました際に、私どもの方はいろいろ、例えばみどり銀行の出資でありますとか、これに人材を派遣するとか、いろいろな面でできるだけの御協力は申し上げておまして、今後ともそういう限りの御協力はしなければならぬ、こういうふうに思っております。

○佐々木(陸)委員 預金保険機構というののももと、大蔵省の銀行局長に言わせても、銀行業界の相互扶助組織だという位置づけもしているわけですね。だから、あの預金保険機構というふうなものを通じて業界全体としてシステムを守っていくというのが、そしてその費用負担も、これまでその保険料で賄つてくることをやってきたわけですから、基本的に業界が責任を持つというのが原則だということとは間違いないことじゃないでしょうか。それは全然違うと言われるとちよつと話が

大分こんがらかってくるのですけれども。
○岸参考人 おっしゃるとおり、預金保険機構には、金融界のシステムの支障が生じないように一定の比率で拠出しておりますわけであらう。私が先ほど申し上げましたのは、無限にないものでしょうか、出たものは全部ということになりますと、先ほど翁先生がおっしゃったように、

日本の金融機関の格付みたいなものが、今後幾ら負担が出てくるのかわからないということでは非常にグメージを受けると思ひますので、そこはもうぜひ御理解をいただきたい。

○佐々木(陸)委員 私も無限にということをお願いしているのではなくて、通常の原則としては、業界が業界内の負担でシステムを守つていかなければならぬ、それが原則だろうということをお願いしているわけですね。もちろん、異常な事態が発生すれば、異常な事態に対応した例外的な対応も当然あり得る、原則とはそういうものだと思ひます。そういう意味での原則かということをお聞きしているわけで、それはよろしいわけですね。

今度の事態に關してです。

昨年の十一月以来のこの金融システムの危機と言われているような事態の中で、それでは、業界がそれに対応する実質的な対応としてどんな対応をしてきたかということが問題になるのですが、それは、まだ会長になったばかりですから、どんな対応をしていたかは全然御存じないということになるのでしょうか。

○岸参考人 先ほど申し上げましたように、私どもの親密な金融機関の決済、資金調達の危機的な場合には我々も御支援を申し上げましたし、我々としては、先ほど申し上げましたように、金融界で起こる事態につきましてはできる限りの御支援、御協力はさせていただきます、こういうことでございませう。

○佐々木(陸)委員 一昨年、保険料も七倍に引き上げるといふようなことがあつて、今の事態に対応してくるということをやつてきていることは私も重々承知しているのですが、去年の十一月以降の事態の中で、それじゃ、業界としてどういう対応を、全体としてシステムを守るために努力をしてきたのかという点については残念ながら何も聞いていない。

そして、政府や自民党などがこういう税金を投入するシステムなんかを打ち出すと、これは岸さ

んの一月十三日付の日経に載つた発言ですが、「政府・自民党の金融安定化策をどうみるか。」これはまだ会長になられる前ですからなんなんですが、「全体としてかなり評価できる。事態の難しさを認識して対策を打ち出しており、いままでは上に腰を入れてはいる。バックアップとしてできた点もよい。」何か、自分はその金融システムの外にいて評論しているみたいな感じに受けとめざるを得ないのですが、私は、やはりこういう姿勢ではうまくなのじやないか。これから会長としてやつていかれる以上、やはり業界全体のリーダーとして、業界としての責任を最大限果たしていくということをしきりとやつていかれる必要があるのじやないかと思ひますが、その点いかがでしょう。

○岸参考人 大変不適切な言葉遣いがあつたとすれば大変申しわけないことで、そういうようなこととで申し上げたつもりはなかつたのでございませうけれども、今後とも、そういうことについては十分注意して、まず我々の力をそれに注ぐというつもりでやつてまいります。

○佐々木(陸)委員 時間になりましたので、終わります。

○村上委員長 以上をもちまして、両案についての参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位におかれましては、御多用中のところ、まことにありがたうございませう。

午後一時三十分より委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時三十一分開議

○村上委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案の両案を議題とし、質疑を続行いたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、本日、参考人として日本銀行理事本間忠世君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○村上委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。平田米男君。

○平田委員 まず、新大蔵大臣に就任して、このような状況の中で勇気を持って大臣に就任をされました、そういう大臣に対して、敬意を表したいというふうに思います。

火中のクリを拾うといいますが、大変な重い責任を負われる覚悟で大蔵大臣に就任をされた、このように私理解をされているところでございます。そういう意味で、今国民から期待をされております大臣のその責任をぜひとも全うしていただきたいと心から期待をするところでございます。

今回の大蔵の不幸事は、これまで、戦後の中で役人の不幸事も幾つもございましたが、また政治家のスキヤンダルもありましたが、私は、国家の屋台骨の幾つかのうちの一つが腐った、このように見て、まさに国家の存亡にかかわるような大問題である、こういう問題意識を持っておるところでございます。そういう意味で、それを立て直して、そういう成果をぜひ上げていただいて、松永大臣の成果としていただきたいと思うわけであります。

そのあたりの御認識、どのような御認識また覚悟、決意をお持ちなのか、まず大臣からお伺いをさせていただきますかと思ひます。

○松永閣下 答えを申し上げます。

今、激励の意味を含めた質問をいただきました、ありがとうございます。

私は、やはり政治家として、火中のクリを拾うことになることが予想されても、与えられた使命

は懸命に努力するというのが政治家の生き方だろう。実際の話、考えることもなく、急いで決断せざるを得なかったもので、大蔵大臣就任要請を引き受けたわけであります。

私の大臣就任と同時に、総理からは、大蔵改革を断行して、大蔵省を生まれ変わらせることによつて国民の信頼を回復するよう、そういう強い指示を受けました。私は、この指示を受けまして、綱紀粛正を徹底するとともに、いわゆるMORF担などの存在を必要としない、そういう行政に転換していくことが私の使命であり、いかなる事態になつても、一身をかけて綱紀粛正を徹底し、国民の信頼の得られる大蔵省に立て直したい、そういう決意を持って臨んでおる次第でございます。

○平田委員 総理からも、大蔵省を生まれ変わらせてもらいたい、そういうお話であつたということとを引かれまして、決意を述べていただいたわけでございますが、要するに、このモンスターのような大蔵省にお一人入つて大改革をやるというのは大変なことだということに私は思ひます。

武村元蔵相も、経済問題、財政問題で突然言われると、結局は役人に引張られてしまった、こういうことを述懐しておられた記事もございましたし、また、さきの中島、田谷、二氏の大蔵キャリア官僚の不幸事の処理についてもやはり中途半端だったな、こういう印象も漏らしておいでになる。今度、松永大臣も、結局やはり巨大組織の大蔵官僚の前には大臣一人ではなかなか戦い切れなかった、こういう述懐とか、あるいは一生懸命やっただけでも不十分だった、こういう御発言がないようにぜひともしていただきたいと思うわけであります。

そういう意味で、大臣が就任されたときの大蔵省でのあいさつでこんなことをおっしゃつておいでになる。前蔵相の辞任で大方は済んだと言えくらゐ重みのある辞任であつたとか、あるいは、三塚前蔵相に比べると私は小さくて軽量だが一生懸命やるので皆さん支えていただきたい。大変

謙遜されておっしゃつたんだと私は理解をしたいとは思ふのですが、私は、こういうときは余り謙遜して言つていただきたくない。これは国民の期待を、また我々は野党ではありませんが、橋本内閣の命運を背負つて大臣に就任されたというお立場なんだろうと思ひますから、私は、このような遠慮とか謙遜の心というのは抑えていただいて、もつとやはり国民に御自身の考え方がはつきりわかるようにぜひ御発言をしていただきたい。これはあえてくちやくちや質問しませんが、このような報道もありましたので、私自身は非常に気がかりな思ひます。

それで今、金融二法が審議をされているわけですが、今回の不幸事あるいはまたいろいろ報道の記事、こういうものを国民がどう見ているかといふと、金融二法は、確かに預金者の保護とかあるいは金融システムの安定だとかいふ大義名分はあります。しかし、もう一方から見れば、大蔵省と銀行が接待して、接待されて、そして談合してつくつた法案だ、こういうふうに見るの私は大きな見方だろうと思ふのです。また、やむを得ない見方だろうと思ふわけでありまして、その辺を……(発言する者あり) そんなことないと言つて与党の方から声が出ましたが、そういう見方をしないと、本当にこの問題の本質まで突いた解決はできぬと私は思ふのです。この法案さえ通せばこれで大蔵省の不幸事問題はのど元過ぎて終わるんだ、こういうような姿勢にもなつてしまつたなら、我々国会に籍を持つ者として、与党であろうと野党であろうと国民に対しての責任を果たしたことになるかと私は思ふんです。

住専のときに国民は何で反対をしたのか。住専も実は同じ構造だつたわけですよ。農水省と大蔵省の役人同士が勝手に覚書を取り交わし、そして住専に天下つた人たちはほとんど大蔵の高級官僚であつた。もし野党が言うように法的処理をしたら個人責任が経営者として問われる。それを免れ

るために、まさに役人同士で、また業界と一緒に、責任逃れのためにつくつたのが住専の処理スキームではないか。

今、中坊さんが国民の立場になつて銀行の責任を追及しています。銀行の経営者の責任を追及しようとしています。借り手の責任も追及している。しかし、あれは中坊さんがなられたのでよく国民の期待にこたへられるように住管機構が動き始めたわけでありましたが、大蔵省のスキームにはそんなようなものはなかつたわけでありました。したがつて、住専の処理スキーム、これは国民は認めなかつたわけですよ。

今回の金融二法も、こんなに金融破綻になつて、もうアジアの金融危機が大変な状態だ、日本が世界恐慌の引き金になるかもしれない、こういう土壇場になつてきて、大蔵省が大変大変だと、六千八百五十億以上は一切公的資金は出しません、と国民の前に約束したにもかかわらず、それを一気にひっくり返してしまつて、三十兆もの金を簡単に出す。しかも、補正予算との絡みでとんとと審議してくださいます。こんなばかな話がありますかといふのが国民の素朴な感情です。

それにこの金融不幸事、とんでもない接待をしている。ただ、審議では各役人は否定しておいでになるようですが、国民はその官僚の答弁は全く信用していません。こういう状況の中で、こんな金融二法を簡単に通そうなどという姿勢は私は許されたいといふことも特に強調しておきたい。

それで、大蔵改革に取り組まれる松永大臣にお伺したいんですが、今回の不幸事、表面的にはノンキャリアが二名逮捕された。ノンキャリアの一人が自殺をされた。まだこれだけです。具体的事実、確定した事実としては、しかし、そういう中から、こういう事態になつてきた。また、大蔵行政の結果として三十兆もの公的資金を導入しなければならぬといふようなところに追い込まれたと橋本内閣が判断をしなければならぬ状況に至つた、そういう事実から、今回の不幸事の問題、原因といふものを何だといふふうにお考えな

のか、これを私ぜひ伺いたいんです。

まず、私自身の考え方を申し上げておきたいと思うんですが、まず一つは、大蔵省に権力が集中した。思ひ上がってきたんです。絶対的権力は絶対的に腐敗をするというのはいささか古い言葉ですが、しかし真実なんですよ。これは政治権力だけじゃないんですよ。行政権力だって、権力が集中し、官庁の中の官庁と言われて、高い使命感でまじめに仕事をやっている分にはよかったですよ。パブルのあのめっちゃくちゃな社会で、経済状態の中で、まさに士気が緩み、そういう中でおごり高ぶってしまったのが、私は、大蔵省がこのような事態に立ち至った、また行政の大失敗を重ねてきた根本の原因だ、権力集中だ、このように思っています。

それから、逮捕されたのはまだノンキャリアですよ。こつこつこつこつ仕事をやってきた方だと思えます。本来は、ノンキャリアが真つ先に腐つて、キャリアが全くそれとは縁のない状態ですつきりやってきましたなどというところは、国民はだれも信じませんよ。大蔵省をおかしにしたのはキャリアなんです。キャリアが腐つたがゆえにノンキャリアが腐つたんです。逮捕されているとかされていなくてというところで区別される問題ではない。キャリアが腐つたんだ、ここを正しく認識をしなければこの問題の本質をえぐったことにはならないと私は思っています。

それで、一つの提案であります。もう既にいろいろ言われております。与党内でもそういう御発言もありません。権力の集中を改革するの分離ということが言われております。与党内でもいろいろ議論があつたけれども先送りになりました。私は、今回の行政改革をやる際にはつきりやるべきだと思いますよ、この通常国会で。

それから、もう一つは国税庁の分離です。これまで大蔵省は、マスコミが批判する、あるいは議員が追及する、そうすると国税庁を差し向けて圧力を加えてきたと言われています。また、

キャリアがいろいろな税務上の疑惑があつたとしても、税務調査を受けたという報道は我々は受けていない。権力を持っているがゆえに、何やっても、批判を受ければ国税庁を差し向けて圧力を加える、自分たちは正当な調査を受けようという、こういう実態をつくつてきた。具体的事実を挙げると言うなら幾らでも言えますよ。こんなものお調べになればすぐわかることです。マスコミも何度も書いています。しかも、橋本総理は、もともとは行政改革で国税庁の分離ということとを明確に言つてこられた。それを大蔵省が反対をしてつぶしたんじゃないですか。

橋本総理が、橋本内閣が本当に大蔵改革をするんだ、松永新大臣に生まれ変わらせてくれとおつしやうとするならば、私は、国税庁の分離というものが当然その中に一つのテーマとしてあるのは当然だと思つていますが、それについての考えも伺いたい。

それから、今約五百人の金融部局関係のキャリア、ノンキャリアの調査をしておいでになるといふお話はもう何回も聞いておりますが、今問題になつておるのは、大蔵省のキャリアの私有財産の形成の疑惑ですよ。衆参の委員会でも、特定の局長についてそういう質問が投げかけられていいます。その答弁はだれも納得できるものじゃない。

どのように資産をつくつたのか。たかだか年収一千万前後の課長補佐とか課長クラスで何で立派な家が建つんだ、借金もせずに。私も臆本をとつてみました。担保なんか何もついていない。こういう疑惑に対してきちつと答えなければ、本当に国民に疑惑を明らかにしたことになる。

私は、そういう意味で、大蔵省の審議官以上の、地方にも出ておいてになる方もいるから審議官級以上と申し上げよう、そういう方々の資産公開、それからその資産づくりについてきちつとした文書でもって直ちに説明をしていただきたい。こういうお考えがないのかどうか、これもぜひお伺いしたい。

昨年の臨時国会で決算行政監視委員会というの

ができました。それに合わせて各委員会は予備的調査というものを要求することができるようになりました。委員会だけじゃなくて、議員四十名で要求すればそういう報告を求めることができるようになっていきます。まだ予備的調査は行使されておられません。もし大蔵省がやらないと言ふのだつたら、予備的調査第一号にこの大蔵省の資産公開と資産づくりについて、私はやるべきだ、回答次第によつてはそのような対応も考えざるを得ない、このように思つております。

先般マスコミに聞きましたら、実は、三年ほど前、大蔵担当をやつていた、毎晩夜回りしていた。どこのお役人のところ、局長、審議官クラスでしよう、毎晩帰ってくるのが遅い。帰ってくるどハイヤーでお帰りになる。そして、もうぐでぐでに酔っぱらつて帰ってきた。それをマスコミ自身が目にしていたのです。だれじゃないですよ、ほとんどの大蔵官僚がそうだったと言つてい

るわけですよ。こういう実態がある。それを踏まえて、ぜひ大臣、今の私の提案、質問に対して、まさに総理から言われた、生まれ変わらせる、そういう構想のもとで明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

〔委員長退席、浜田(第)委員長代理着席〕
○松永国務大臣 いろいろなことの御質問をいただきましたので、それぞれについてお答えしたいと思います。数が多かったものだから抜ける点があるかもしれませんが、その点はお許しく

ださい。まず、金融二法が通つてしまえばそれでいいんだということであつては絶対ならないのです。私の申し上げておる大蔵省を生まれ変わらせるといふのは、本当に私はそうやっていくつもりでありますから、それはぜひひとつ御了解願いたいと思ひます。

それからもう一つ、私が就任して翌日から翌々日に、新旧大臣交代のときに職員にあいきつしたときに私が申し上げたことは、とにかく前大蔵大

大臣が、三塚さんの気持ちとしては、部下の分まで含めておれは責任をとつてやるのだという言葉があつたわけですよ。その三塚さんの、前大臣の言葉を重く受けて、そして大蔵省の職員全部が意識の改革をしてもらいたい、こういうことを申し上げたつもりなんです。

そしてまた、やはり私、謙虚な人間なものですから、三塚さんと比べると、実は体も小さいし、それから立場が向こうの方が重いのです。私は軽いものですから軽量と申し上げたわけでありまして、国民に与える影響としてはそれはまさかたかな、そういう気持ちもないわけじゃありません。

いずれにせよ、この金融二法が通つたらそれでこの大蔵改革はおしまになるなどということとは絶対ありませんし、そうさせません。

そこで、今大蔵省の職員二名が逮捕されておるわけでありまして、まことに遺憾千万なことでありまして、そこで、これも三塚さんが残してくれた、つくつてくれた仕組みなんでありまして、おやめになる日の朝、金融服務監督官という制度をつくつてくれました。金融服務監督官。これは室長を中心にして十名でございますけれども、これを中心にして、地検その他の捜査当局から被疑者として調べを受けた否にかかわらず、過去五年さかのぼつて金融関連部局に在職した全職員について調査をしようということでありまして、その調査の結果を待つて厳正な処置をするというのが私のものの方針であります。

また、被疑者として逮捕された人等については、捜査当局の捜査の結果を見て、法令の範囲内でこれまた厳正に処置をしていく、こういうこと

であります。今委員のお話の中にありました、何でもこれほどの腐敗した状態が起つてきたのだらうかと。その原因にさかのぼつて考えていかなければならぬ

わけでありませんが、委員も御指摘になりましたように、どうも大蔵省が、権力が集中して大きくなり過ぎたという点は否めないと思うのです。

大蔵省の改革としては、組織の改革をぜひやっていかねばならぬわけでありまして、その第一弾として、御案内のとおり、金融に対する検査監督の部局は大蔵省から離れて、総理府のもとに設置される金融監督庁、そこに金融機関に対する検査と監督の業務は移管することになります。そして、同時にまた、銀行局と証券局は統合して、大蔵省から証券局と銀行局はなくなるわけですが、そして金融企画局というやスリムな一つの局ができる。これもスリム化の一つであります。そして、大蔵省に残すのは、金融の關係については企画立案部門だけ、こうなるのがこの六月までになされる改革の第一弾であります。

ほかの省庁はまだそこまでの改革は——手順からいえば、ある意味では大蔵省は先にそれをやるわけです。

第二弾としては、これは与党三党で合意がなされておるわけでありまして、金融に関する業務の中で、実は、破綻処理ないし危機管理に関する企画立案だけを大蔵省に残して、あとは全部金融監督庁の方に持っていく、これが第二弾の改革であるわけです。

委員御指摘の国税庁を大蔵省から分離しろという話でございますが、この点は随分あの行革の場合に議論の対象になったところでありまして、分離した方がいいという意見も随分あったようでありまして。ただ、分離した場合には、地方税の徴収まで一括して全部それにやらせてしまったらどうだというのが相当強い意見のようでありまして、しかし、そうなりますと、地方税関係の方との間でなかなか議論がまとまらずに、結局、検討事項というわけに残っておるわけでありまして、けれども、これもこれからの検討事項でありますから十分検討されると思うのでありますが、そうした行革の方の絡みで話がまとまったことが出てくれば、私の方は思い切って第三弾目の改革を進めていきたい、こう考えておるわけです。それが仕組、組織の話であります。

もう一つは、職員の意識をこの際変えてもらわなければならぬと思う。

先ほど委員の話の中にもありました、官僚の中の官僚とかという言葉ですが、これがいつの間にか自分は官僚の中でも一番偉いのだ、だから民間から接待されても不思議なことではないのだなどという意識になった人がある程度いたのではなからうか。それがだんだんだんだんはびこってきたのが、私は、今度の供給接待を多額に受けたということのよって来るものはそこにあつたのではないかな、こう思うのであります。そこで、より大事な仕事に従事している人ほどより高い倫理観が求められる、当然のことではあります、その公務員倫理の原点に立ち返って、そして使命感と倫理観をしっかりと身につけて行政に当たってもらいたい、そういう意識改革をぜひやり遂げたい、私はそう思っております。

そういう考え方でこの問題に対応してまいりますので、ぜひひとつしばらくの間見ておっていただきたい、全力を挙げて頑張っていく所存でございます。

○平田委員 要するに、私の提案に対しては何もお答えにならなくて、間接的にやらないということをおっしゃっているわけですね。

では大臣、生まれ変わらせるといふことは、要するに倫理倫理と言つていけば生まれ変わるといふことなんです。金融監督庁を分離するといふ話は、もうそういうのはくどくど御説明されなくても私自身はわかつておるわけで、今申し上げているのは完全分離をもうやりなさいと申し上げているわけですね、国税庁の分離は総理がおっしゃった提案なんだから、もう一遍やるといふぐらゐのこの構想を新大臣が持っていないければ、大臣になられて何をやるおつもりなんですか。単に五百人の調査をする、そして厳正な処分をする、それ以外今のところないじゃないですか。公務員倫理法は、野中幹事長代理が中心になって自

民党で委員会をつくつておいでになる、野党でも私たちがやっていますがね。それは大臣のお仕事じゃないわけですよ。

一体、大臣として何をやりになるのかというのが今全然明確じゃないですよ。今までのレールにただ乗っかっています、ただ内部調査はやりますと。だけれども、内部調査はもう武村さんのときだつてやったわけですよ。二番せんじじゃないですか、そんなのは。ただ規模をふやしました、それだけの話ですよ。何にも新しいものはない。大臣に就任されて、こういう新しいことをやりますというものはないですよ。内部調査をやりますというのは三塚前大蔵大臣のときにおっしゃった話なのであつて、松永大臣になられてから新しいことを、私ははつきり言つて何も聞いてないなという印象なんです。

今の御説明を伺つても何もないじゃないですか。それで何が生まれ変わらせるといふんですか。うしたら三塚大臣がずっと続いていたつて生まれ変わるという話じゃないですか。単なる大臣の首を切つてそれで終わりだ、残つた官僚、まあ次官はやめられましたが、あと腐つたキャリアの皆さんはそのまま残つちやうというわけですよ。制度改革をちゃんとやつてくださいよ。今までの議論では不十分だつた、こういうところから出発しなければ改革なんてできないじゃないですか。今の大臣の答弁なんというの、先ほどの改革の決意を述べられた大臣の御発言とは思えない。全く思えない。

残念ながらきょうはNHKの中継じゃないのですが、ぜひ聞いておつてもらいたかつた。こういうことをやつてやいかぬのですよ。片一方では、抽象的には決意を言う、具体策は何もない、これの繰り返しだつたじゃないですか、今まで日本五十年というのは、それでこのぎりぎりのところまで来ちやつたんですよ。大臣がその気になればできるんじゃないんですか。なぜ、自分の責任で国税庁の分離、これを新たに提案してみたい——それは与党があることですから、与党が反対

されれば大臣お一人の力ではできないでしょう。しかし、私は首をかけてでもやるんだとおっしゃれば、実現できる可能性は極めて高い。財政と金融の分離だつてそうですよ。金融監督庁をつくるだけで私の在任期間は終わります、いや、またちょっと考えますけれども、もうちょっと時間をください、旧来のレールのまま歩きます、これでは大臣、あかんですよ、本当に。みんな何も期待していないですよ。

あした何か総理が中間報告をされるという話がありますが、こんな話聞いておつたら、あしたの中間報告つて一体何が出るんだ、中身は何もないじゃないか、こう言わざるを得ませんよ。一番期待をかけられてゐる新大蔵大臣がこんな状況では、国民に期待をしろ、安心しろ、見ていてくださいと大臣言われても、説得できないんじゃないですか、大臣。説得できますか。内心はできないなと思つて顔を上げられたんだと思いますが、まあ、私は話を聞いていて情けなくなりましたよ。

予備的調査、先ほど言いましたが、もう予備的調査やるしかありませんか。大蔵キャリアの資産公開ぐらいできないんですか。もう公務員倫理法の中にそういうのを入れようと言つてゐるわけでしょう。大蔵省はこういう不祥事を起こしたんだから、前倒しに先行的に任意でやつたつていいじゃないですか。法律ができなければやれないという話じゃないでしょう。大臣が、やつてくださいます、それが大蔵省が変わりましたということ国民にわかつてもらふために必要なんだと、こう言つて決断されればできることじゃないですか。何も官僚と相談することじゃないでしょう。大臣自身が孤立してゐるのですよ、あなたは。腐つた大蔵省の中に、ひとりあなただけが期待をかけられて入つた唯一の期待の星なんです。やるかやらないか自分で決めてくださいよ。

与党でさへ資産公開等も含めた公務員倫理法をつくらうという動きの中で、前倒しで大蔵省の高級官僚だけの資産公開、資産づくりの説明をする

ということぐらいいけないというのだった、一体何ですかという話ですよ。じゃ、私はただ待っている人、改革の先頭に立つわけじゃありません、全体的な政府・与党の動きを待っているだけです、こういう話じゃないですか。予備的調査をやらせる第一号になる不名誉を受けられるという覚悟ならいいですけどもね。

大臣、明確にもう一遍答えていただけませんか。

○松永国務大臣 高級公務員に関する資産公開、特に大蔵省の高級職に対する資産公開、大変示唆に富んだ御意見、十分拝聴させていただきまし

た。自民党の中でも、あるいはまた与党三党の中でも、公務員倫理法、これが急いで議論されておりますので、その議論がまとまって、恐らく今国会に法案が提出される可能性が高いと思っておりますけれども、そういったものができるとを私は期待をしているわけでありまして、その法律ができましたならばそれに基づいて、それはそれなりにきちっとやっていきたい、こう思っております。

それから、国税庁の分離の話であります、これは行政改革会議との関連の話でありまして、大蔵省だけで話をまとめることはできません。特に、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、地方税の徴収と一緒にやらなければ意味が半分以上ないという意見等もあって、それが実は議論として残っているところだと私は承知しております。そういったことがきちっと議論がまとまっていくことを私は期待をしておるわけです。

○平田委員 今お話を伺っていて、落胆以外の何物でもないですね。まあ本当にこれ以上質問することが情けなくなってきましたね。公務員倫理法ができなければ資産公開やらされない。そうですか。国税庁の分離についても自分で御提案もできない。国税庁が分離された後どうするかという議論は、それはあるでしょう。しかし、権力の集中が問題だと言っているわけですから、それもお

認めになったわけですから、まずやらなくちゃいかぬじゃないですか。

ちよつと横道にそれるかもしれませんが、公務員倫理法の中身の議論をやっている中で言われるのは、政治家並みにしなくちゃいけないというのですよ、政治家並みに。公務員だけ厳しくするのはよくないです。とんでもないと私は言っているんですよ。どうするのがいいのか、最適なあり方、中身というのを議論して公務員倫理法をつくるべきだ。そして政治家のいわゆる倫理法がおくれているんだしたら、そっちを改正しない。政治家の倫理法の方が低いからそれに合わせるなん

というの、本末転倒の議論だ。今の議論と同じですよ、それは。そんな、国税庁が分離された後、地方税との関係がまだ結論が出ませんので分離ができまじやんと。分離すべきだとまずおっしゃればいいじゃないですか。そこから議論が始まるんですよ。

行政改革会議があるから、その結論を待ちますと言ふ。あなたは、大蔵省改革という立場で御発言する立場でしょう。行政改革会議の指示を受ける立場じゃないでしょう。行政改革会議は改革会議でいいじゃないですか。大臣は、大臣としての、政治家としての、また省を預かる最高責任者としての御自身の見識で御発言いただくのが、国民の期待にかなうことじゃないでしょうか。こういうことを何遍言っても御答弁は一緒なんじゃないけれども、情けない限りですね。

山一証券、拓銀が昨年つぶれました。これについて、大蔵省はだれも責任をとっていません。実は、一月十五日に平和・改革は、北海道札幌で貸し渡りの問題の公聴会、いわゆる私的な公聴会ですが、やりました。そこで、拓銀がつぶれたことの大きさというのを初めて肌身で感じてまいりました。

北海道では、拓銀の預金量というのは、拓銀さんと北海道では言われているんですが、この拓銀さんの預金量は二五％なんです。その銀行があつという間になくなっちゃったんですよ。銀行

局長ですか、市場が淘汰したなんというのんきなことを言っていましたよ。でも、全国的に預金量二五％の銀行がつぶれるというのはどういふことなのか。ちなみに、主要十九行だけの預金の二五％はどこかという、東京三菱と第一勧銀ですよ。要するに、北海道の拓銀がつぶれたということとは、北海道の人たちからすれば、日本国民にとつては東京三菱と第一勧銀がつぶれた、それ以上のことなんです。

こんな重大な結論を出しているにもかかわらず、北海道に対して何の手当でもしていません。いや、二十五兆融資ができるように手当てしましたと言ふ。公的金融機関は一〇〇％融資はしてくれぬのです。いろいろな規制があつて、その上で五〇％ですよ、七〇％ですよ、こういうことをやっていますよ。北海道だけ特別扱いしますな

んということはやっています。したがって、宣伝文句だけを聞いてみると、ああ何か対応策ができていふなというふうに思いますが、現場へ行く、こんなことでは公的資金も借りられまじやんと、民間銀行が一緒に貸してくれなければ貸してくれないんですよ、借りられないんですよ、みんな悲鳴を上げています。

したがって、拓銀の連鎖で、幾つかの北海道にすれば大会社がつぶれていきますよ、貸し渡りで、それで、その会社の地元の町役場は、もうしょうがないから、税金で商品券を買って町民にそれを配って、これを使ってくれ、このような緊急措置までやっていますよ。そんな実態を大蔵大臣は御存じですか。

私たちが質問すると、いや、公的金融もきちつと対応しています、貸し渡り対策は今度の金融二法でやりますよ。そんな話じゃないんです。窓口規制というのがあるんですよ、窓口規制というのが。窓口規制を北海道だけでも緩めないと、要するに、民間の金融機関が四分の一が吹っ飛んじやったんですから、それにかわつて前面に公的金融が出てこない、北海道はお金が回りまじやん。経済の血液が回らない状態になつてますよ。

そういう実態をよく御理解いただいて手を打ってもらいたいんですよ。

同時に、山一証券、拓銀をつぶした責任をちゃんととつてもらいたい、大蔵省に。三塚大臣がやめただけじゃないですか、銀行局長と証券局長は何も責任をとつておらぬじゃないですか。それで、金融機関は市場原理の中で淘汰されるべきだと言つていたのが、突然国際金融局長が、もう銀行はつぶすべきじゃないと言ひ始める。アメリカだつて、小さい銀行は何百とつぶしましたよ、町の小さな銀行ですよ、それは何百とつぶしましたよ。しかし大銀行は、経営者の責任を追及しながら、その銀行そのものは、経営陣をかえ、あるいは経営主体をかえ、あるいは資本関係もかえて存続させていますよ。そんなこと知つていてですよ、銀行局長も証券局長も。日本だけですよ、大銀行をつぶしているのは。たしかイギリスに銀行

がありましてね、万やむを得ずつぶれた銀行が。日本は、一年で立て続けに都市銀行一つと四大証券の一つをつぶしちゃつた。この責任はだれもとつていないですよ。護送船団方式ですつとやってきましたんですよ、それを要する要するとはおっしゃっていますから、それを変えろとはおっしゃっていますから、今までのツケは全部護送船団方式のツケなんですから。

松野元証券局長は、きょう午前中いろいろおっしゃっていました。話を聞いていたら、いろいろアドバイスしたんじゃないかという印象を私受けましたよ。相談を受けた後のフォローなんか何にもしていないじゃないですか。きちつとフォローしていれば、変なことをやっているということとはわかるはずですよ。ただ、私は適法な処理をする

ことは経営者の責任ですと言ひました、こんなばかなことを言つていたという。めっちゃくちゃですわ。それでしゃあしゃあと、地銀の副会長ですか、やつておいてになる。

だれも責任をとつていないですよ。小村次官はおやめになりましたが、あの人だけが詰め腹切るなんてとんでもないですよ。銀行行政、証券行政の当事者、最高責任者はちゃんと責任をとつてく

ださい。それをとらせるのはまた大臣の責任だと思ひますよ。信賞必罰、改革の一番の原則は信賞必罰ですよ。何をやってたつてとんだん出世していく、エリートはどこまで行つてもエリート、最後に次官になれるかどうかはわからないけれども、局長までは行ける。どんな暴言を吐こうと、どんな態度をとろうと、どんな失敗、失敗をしようにと、汚職で捕まらない限りはとんだん上がっていく。こんなことをやっておつてはいかぬですよ。それが綱紀粛正じゃないですか、大臣。

どうですか、山一、拓銀のつづれた責任をきちつと究明して、そんな接待の話じゃないですよ、接待の話じゃありません、行政担当の責任者としての責任を調べた上で追及されるお考えはございますか。

○松永國務大臣 先ほどの、拓銀の破綻による北海道の経済界、なかんずく中小企業に与えた影響が極めて甚大であるということは御指摘のとおりでございます。

そこで、その当時私は自民党の中小企業調査会長でございましたが、特に中小企業に対する対策を強化すべしということになりました。政府の方も真剣に取り上げてくれて、政府系金融機関、国民公庫、中小公庫、商工中金、それから中堅企業のための北東公庫、こういった政府系金融機関の資金、融資の必要量を確保すると同時に、それぞれの政府系金融機関の支店に相談窓口を設けまして、その相談窓口に行つてもらつて、しかもそれは窓口だけで処理するのではなくて、必ず支店長まで上げて対応するよという事で、去年の十二月以降そういう作業がなされておると承知いたしております。

その結果として、これは全国的なことでありましたが、昨年かことしにかけて、前の時期に比べると、政府系金融機関の融資件数それから融資した金額、いずれも二割ないし三割増加しているというところもあるわけでありまして、北海道についてどうなっているか、詳細な点は事務方から答えさせますけれども、努力をしているということはお認め願ひたいと思ひます。

○平田委員 山一の話はどうですか。山一、拓銀の責任は。

○松永國務大臣 山一の関係につきましては、実は証券取引等監視委員会が今行われていて、そのところでありまして、その検査によつて、倒産の原因またその責任、これは結果を見れば明らかになつてくる点があるかと思ひますが、その結果を見て対応したい、こう思つております。

○平田委員 大臣、一度札幌に行つて下さいよ。僕が地元の人から言われたのは、野党が真つ先に来るなんておかしい、与党が何で現地に調査に来ないんだ、こう言つておられましたよ。大臣みずから一遍北海道へ行つて、地元の人話を聞いてあげて下さいよ。

そんな抽象的に融資金額をふやしますという話じゃないのですよ。二五%の預金量を持った銀行がつづれたのですよ。それで、公的金融機関が二割か三割ふえました、そんな話じゃないのですよ。そこで取引したのは一万数千社あるのですから。そういうところがばつと資金繰りにもう行き詰まつたわけですから。新たな事業展開をやるうと思つたつてでなくなつてしまつていくわけですから。北洋さんに行つたつて、昔のつき合ひとは違ひますから、新規取引と一緒に、厳格ですよ。公的金融機関の融資額が二、三割ふえているというの、二、三割しかふえていないと見なくては行けないのですよ。二倍、三倍、五倍とふえましたというならわかりますよ。一遍それをきちつと調べてみて下さい。一遍北海道に行かれるお氣持ちはないのですか。

それから、大蔵だけじゃなくて通産絡みもあるのですが、要するに中小企業の金融機関の窓口規制。条件は幾つかあるのですが、これは全部通達なのです。法律じゃありませんよ。役所がちよつと変えようと思へばすぐできるのです。通達は変わるのですから。だから国会にけななくたつて機動的な対応ができるわけですから、ぜひやつていただきたい。これだけ簡単にちよつと答えてくだ

さい。

○松永國務大臣 北海道の実情を視察すべしという御意見でございますが、こもつとも思ひます。今はしかし、国会の方は御存じのとおり、予算委員会そしてこの委員会等々、しばらくの間は委員会に体全部、あるいは本会議で体全部とられてしまひますので、すぐというわけにいきませんけれども、行ける時間帯がとれましたならばぜひ実情を見てみたい、こう思つています。

○山口政府委員 北海道拓殖銀行が破綻しまして、大蔵北海道の皆様方には御心配をおかけしておるわけでございますけれども、日銀の特別融資等を使ひまして、その窓口はあけたまま今対応しております。したがつて、融資が正常な先については統括しておられますし、それがいづれは北洋銀行の方へ引き継がれるわけでございます。そういうことで、その影響を最小限に食い止めるという努力をさせていただいていられるところでござい

ます。

それから、融資について、窓口でいろいろ規制しているというのはいけませんで、あるとすれば大口融資規制等があるだけでござい

ます。

○平田委員 体があいたた行かれるというお話ですが、御本人が行かれなくても、銀行局長をやるなり、やめてもらいたい私は思つていますが、あるいは政務次官も一人おいでになるわけだから、すぐになつて対応できると思ひますので、ぜひやつていただきたい。

大口規制があるとかというそんな話じゃないのですよ。それは時間がなくなつてしまひますのでよく調べてみて下さい。それは、だから北海道に行かないとわからないですよ。もうみんな悲鳴を上げていますから。

あとまだ二つ重要な質問が残つていますので、まず全銀協。この間会長さんがかりました、私は会長なんかやる必要はないと思つてゐるのですよ。全銀協はもうやめた方がいい。要するに、金融機関と大蔵省の談合の集じやないですか、ここは。護送船団でやつてきたのでし

よ。

これから護送船団やらないというのだったら、全銀協は要らない。それから政治献金の窓口でしよう。これも要らない。それから天下りの受け皿でしよう。天下りが批判されているのですよ。

大臣どうですか。もう全銀協なんて要らないと思ひになりますか。全銀協の存在意義は、大臣としてはどんな理由で認めておいでになるのですか。

○松永國務大臣 お答えいたします。

全銀協というのは大蔵省がつくらせた団体でもありませんし、言ふなれば民間銀行が自主的につくつておる団体でありますから、御存じのとおり。したがつて、こちらの方でこれはやめろ、解散だというふうに言ふわけにはまいらぬ点もあるわけでありまして、必要性があるかどうか、それは向こうさん側で判断していただいて適切に対応していただければいい問題じゃないか、こう思ひます。

○平田委員 では、今後は全銀協は大蔵省としては相手にしない、こういう態度はお決めたいただけますか。

○松永國務大臣 民間の人たちが自主的につくつた団体でありまして、みんなの意見を何か言いたいというのであれば相手にせぬというわけにもいかなひでしょうね。やはり必要な意見は承るといふことになるのだと思ひます。

○平田委員 もう一つ重要な質問がありますので、もうこれはこのままにしておきますが、今後また時間をいただいで再度やりたいと思ひます。

もう一つは整理回収銀行の問題ですが、これはずつと見ますと、役員が、社長と常務は大蔵出身、専務と常務は日銀出身、その他の役員も一人を除いて金融機関の出身です。一人のみ大阪の弁護士さんで、昨年の六月に就任をしておいでになつた。それから弁護士さん、まあ顧問弁護士としてはいろいろ使つておいでになつたという話は聞きましたが、これは、住信機構と比べて非常に大蔵、日銀、金融機関の影響力が物すごく大きい。しかも、ここに今度、三兆円でしたか、使つて

優先株を買わせよう、劣後債を買わせる。要するに、銀行の持ち株会社に整理回収銀行をさせる。要するに、大蔵省から天下っている人たちが社長をやっているところを金融機関の持ち株会社にする、こういう構想ですよ、今回の金融安定化法というの。これはとんでもない話です。住管機構のような役員構成にせびしていただきたい。これが一点です。

(浜田(靖)委員長代理退席、委員長着席)
それから、回収能力等も非常に弱いの、職員の人たちも厳しい状況に置かれているのでなかなかその回収も思うようにいかない。全部不良債権だということもありますので同情すべきところもありますけれども。

一つは、事業部がつぶれた金融機関ごとにできるんですよ。それで、その事業部に配属される職員は、従前に勤めていた金融機関の職員の何人かが二年契約で採用されるわけです、整理回収銀行に。そのつぶれた銀行の回収が終わると、本人は仕事がなくなくなるからやめなければいけぬわけですよ。二年ごとに契約更改されるということでもず地位が不安定。それから、自分が一生懸命回収すると仕事なくなるから首になっちゃうんですよ。これで一生懸命回収しないと言ったって、これはなかなか人情として、一生懸命やっておいになると私は思いますが、システムとしてはおかしいと私は思いますよ。この辺ぜひ改革していただきたい。

それから、もっと弁護士を採用しなければいけません。社長に中坊さんみたいな有能な人が日弁連から出てくるかどうか分かりませんが、社長、専務にそのくらいの人を起用して、整理回収——これから拓銀もやらずにいかぬわけですよ、阪和銀行もやらずにいかぬわけですよ。今までの整理回収銀行と質的に整理回収銀行は変わるんです。しかも、優先株を購入したら持ち株会社になっちゃう。こんなのを日銀や大蔵の天下りの人たちが支配するよう、そんな形で存続させるなどというのは、それだけでこの金融二法の

おかしきがありますよ。

大臣、これ改革されるお考えでございますか。住管機構のように大改革してくださいますよ、住管機構やっただけですから。

○松永国務大臣 今お話のありました、回収すれば自分の仕事なくなる云々の話は、実は、一月ぐらい前のある場所中坊さんと会ったときに、そのことを中坊さんからも住管機構についてそういう話を聞きました。その場合に中坊さんが言ったことは何であつたかという、預金保険機構に住管の債権についてだけ罰則つき立入検査権、これがつけてもらえた、それで回収が強制的に相当進められたという話を中坊さんしておられました。

今度法律を制定させていただければ、この整理回収銀行の行く債権回収事業についても住管処理機構に罰則つき立入調査権をつけてもらえますので、回収については一歩も二歩も前進になるといふふうに私は思っております。(平田委員「役員の話ですよ、役員の話」と呼ぶ)

○山口政府委員 大臣の御答弁の前に、ちよつと過去の事実を申し上げたいと思ひますけれども、整理回収銀行は仕事自体が大変つらい仕事でございます。破綻した金融機関の債権を引き取つてそれを回収する。その中には、大変難しい事案、非常にこじれた事案、ときにはやや身を危険にさらされるようなこともございます。そうしたときに、どなたか適当な方をぜひということであろう探しまして、それで今の方々にお願いを申し上げたという次第でございます。

先生のおっしゃるようないろいろな御批判も私もはあるということも承知しておりますけれども、今そういう方々が大変一生懸命やっておりますというところもぜひ御理解願いたい。

それから、各銀行や信組の人たちが事業部ごとにおりますけれども、それは、その人たちが一番よく貸出先のことを存じておられます。そうした方々にその回収の実を上げるためにお力になっていただいているというのが現状でございます。

○松永国務大臣 整理回収銀行の役員、私は詳細には知りませんが、水野さんという人が社長だとおっしゃいましたけれども、あの人は面つきから見てなかなか厳しい人だ、私はそういうふうな、昔から知つておつたわけでありまして、いずれにせよ、適材適所に人材を配置するのが妥当であるというふうに思ひます。

○平田委員 もう時間が参りましたので終わりますが、今の答弁を伺つておると、橋本内閣または松永大臣が大蔵改革に取り組もうという熱意が全然私感じられませんでしたので、次質問させていただきます。ときにはその熱意が感じられるようにぜひ御努力をいただきたいと最後にお願い申し上げます。

○村上委員長 次に、鈴木淑夫君。

○鈴木(淑)委員 自由党の鈴木淑夫でございます。御承知のように、日本経済、戦後例を見ない危機状況に陥つておりますし、また金融システムは、昭和二年の金融恐慌以来の深刻な事態に陥つておるわけでありまして、こういうときに新たに大蔵大臣の重責を担われました松永新大臣に対しては、まず敬意を表しますと同時に、国民の期待が非常に大きいということを、十分御承知だと思ひます。

が、私からもそのことを強調させていただきます、適切な施策をこれからおとりいただくよう、質疑等を通じてお願いをしてみたいというふうに思ひます。

新大臣は、就任以来、大蔵省の綱紀肅正、機構改革等について発言される機会が多いわけでありまして、申すまでもなく、これと並んで、今申し上げました危機状況の日本経済に対する財政面からの対処策、それから金融不安に対するシステム安定化策も今喫緊の課題であるわけでございます。現在当委員会では質疑の対象になっておりますもの金融二法でございますので、私は、きょうは時間に限られておりますから、この金融二法に沿つた質問をさせていただきますと思ひます。昨年ちよつと一年前になるかと思うんですが、昨年

の二月十日の予算委員会の議事録がここにございます。ここで私は、橋本総理と三塚大蔵大臣に対してこういうことを申し上げて確認したんですね。それは何を申し上げたかという、橋本内閣の金融システム対策というのは、まず第一に、住管を初めとするノンバンクにはもうこれ以上公的資金を入れません、二番目に、預金取扱金融機関も、信用組合の破綻のケース以外は公的資金を入れません、三番目には、二〇〇一年三月まではペイオフをいたしません、預金等を全額保証します、そして四番目に、大銀行はつぶしません、こういう骨組み、フレームワークになっておりますが、景気の現状を考えると、これは去年の二月十日ですが、四月以降、日本の経済はゼロ成長に落ち込むことは目に見えておると。事実、政府はこの前改定して、この九七年度の成長率〇・一%とおっしゃつたから、一年前に私が予言したとおりぴたりとゼロ成長になつちやつたわけですが、そういうことを考えるとこの枠組みでは足りないではないかというのを質問したわけでありまして、それに対して総理が主としてお答えになつて、公的資金を投入するつもりはないということ、それから鈴木委員が言うほどデフレが深刻になると思われぬ、ゆえに金融三法を基本とするこのシステム対策で十分であるというお答えをいただきました。私は、ではひとつ今のことを覚えておいてくださいな、もしそうでなくなつて、私が言うとおりになつたら責任をとつていただきますというのを申し上げたわけでありまして。

新大臣はもうそんなとき聞かぬでいいわけですが、予算委員長にもおなりになる前でありまして、しかし自民党の有力な指導者でございますから、当然この政府の方針というのは自民党の方針であつたわけでございますので、以下のことをお伺ひしたいのです。

それは、一年前にこれだけきつぱりと言つておきながら、今ここに出てくる二法案というのは完全に一年前に言つたことを変更する法案であります。つまり、この三十兆円のうちの十七兆円とい

うのは、信用組合以外の預金取扱金融機関の破綻で預金を全額保証できなくなる場合に備えての公的資金の投入であるわけですね。残りの十三兆円は資本注入であります。

まずお伺いしたいのは、松永大臣、何で橋本内閣は、あるいは自民党は、こういう百八十度の政策転換を金融システム対策についてなされようとしているのですか、何が原因でございませうか。お答えいただきたいと思ひます。

○松永國務大臣 お答え申し上げます。

昨年、二月十日になりましたが、私、予算委員会をしておりましたので、委員の御質問の場合に、私も非常に興味と関心があるもので、大抵予算委員会に出てメモするぐらいに熱心に聞いておりましたが、今申されたようなことで橋本総理を責め立てておられたという記憶がございませう。

そこで、なぜ今度は、今御審議を願っている二つの法案を出して、そして十七兆の公的資金で国民の預金をしっかり守る、十三兆で資本注入をやる、こういうふうにしたのかという話でございませうが、私思ひますに、去年の秋以降、大規模な銀行の破綻等もありまして日本の金融システムに対する内外の信頼が大きく揺らいできた、このままではえらいことになるという大きな事情の変化もありまして、今度の新しいスキームをつくることになったというふうに理解をいたしております。

○鈴木(淑)委員 それはおっしゃるとおりでございませうが、その大きな事情の変化というのは、一年前に少なくとも私とそれから旧新進党の人たちは予見をして、警告をしていたわけでありませう。ですから、ここで、まことに恐縮でございませうが、新大臣も、そうであつたなら、見誤つた、予想を間違えた、樂觀的に過ぎたとその非をお認めになつた上で、つては、やや遅くなつちやつたけれどもこれを出すのだ、この二法案を出したのだ、通してくれ、こうおっしゃるの筋ではないかと思ひます。やはり私の言つていたとお

りではないですか。ちよつとそれは一度お認めいただいて、自分の方が間違えた、しかし間違えたのに気づいたら大急ぎでそれを正すための法案をこつとつてつづいたのだから通してくれ、こういうおあいさつが当然あつてしかるべきだと思ひますが、恐縮でございませうが、やはり見通しは誤つたのですか。いかがですか。

○松永國務大臣 去年の二月の予算委員会の総括質問の一部でなかつたかと思ひますけれども、そのときの激しいやりとり、私、少し記憶にありませう。しかし、そのときには、あの委員の御指摘、それほど私にはびんときてなかつたことは事実であります。夏以降、大変厳しくなつてきたというのを私自身も痛感するようになりまして、こつとなつてきたならば何としてでも日本の金融システムの安定性を守つていかねばならぬ、したがつてお願いしておる、こういうふうなことでありますので、御了解願つて、ひとつよろしくお願ひしたいわけですね。

○鈴木(淑)委員 見通しを誤つたかどうかは別としてというところが氣に食わないうけでございませうね。見通しを誤つたと男らしく言つていただきたいと思ひますが、これ以上このことには時間をかけないで、先に参ります。

見通しを誤つた、ごめんなさい、しかし氣がついたからこういう法案を出してきた。さあこの法案でございませうけれども、ここで確認をしていきたいというふうに思ひます。

三十兆円の金を用意した、そのうち十兆円は欠損が出たときに備えているわけで、政府保証に伴う借入れの二十兆円が預金の保証あるいは資本投入に使われていくわけでございませうが、これだけのお金を用意して投入するという以上は、その対象となつております預金保険機構並びに整理回収銀行について、これから私がお尋ねする程度の情報の開示があつてしかるべきというふうに私は思ひますので、質問をさせていただきます。まず、今度、信用組合の關係の特別勘定とそれ

以外の一般勘定を両方にして特別業務勘定にして、ここから預金保証のための公的資金の注入をするというわけですね。それで、そこに十七兆のお金を用意したわけですが、大臣、現状において、一般勘定、特別勘定両方足した、この法案が通れば特別業務勘定になるこの責任準備金というのは、例えばこの二月末の状況でもいいのですが、一体幾らぐらいあるのございませうか。赤字なんぞございませうか、お答えください。

○山口政府委員 九年度末で四千億円の赤字という状況でございませう。

○鈴木(淑)委員 わかりました。そして、この赤字を前提にして、ここから先年々入つてくる預金保険料というのは四千六百億円ぐらいでしょう。他方、今もう公表済みの破綻処理案件だけ考えても、私、ちよつと拾つてみると、朝銀大阪信用組合とか田辺信用組合、京都共栄銀行、拓銀、徳陽シティ、静岡商銀信用組合等々、ずらずらとあります。これだけ考えてみても相当なお金が預金の支払い保証にかかると思ひますが、もう既に五千億の赤字になつていて、この先どういふ推移をこの特別業務勘定はたどるのでしょうか。逆に言えば、特別業務勘定がこれだけ赤字になつていくということは、すなわち、今度準備する十兆円をどんどん使つていくということにならうかと思ひますが、その辺のお見通しはどういうふうになつていますか。

○山口政府委員 これまでしばしば私が申し上げていたようなベースでのお話を申し上げた方がわかりやすいと思ひますので、そういうベースで申し上げますと、八年度から十二年度までの財源見込みが二・七兆円あるとしばしば申し上げました。うち一・四兆使つて一・三兆残つていて、これが昨年の臨時国会での御答弁申し上げた内容です。それで、現時点では、一・五兆円金銭贈与を使つておまして、一・二兆円が残りという状況になつております。

それで、今先生が御指摘になりました、破綻が表面化した金融機関で今後処理を要する機関は六機関、既にございませう。そういうものの債務超過状況を見ましてと計算しますと一兆一千四百六十四億、つまり一兆一千五百億弱が債務超過額ということになつております。もちろん、以前のスキームにおきまして、信用組合の分は政府保証というのをつけさせていたわけでございませうので、その二・七に政府保証分というものが、余裕としては理念的にはあつたわけではございませうけれども、いずれにせよ、御指摘のような機関の数字を見まして、かなりの額に上る。

今後、どういふふうな状況で破綻が起きるかということについては、ちよつとこれはなかなか読みづらい、まあ、ないことを願うと言ひしかなないのでございませうけれども、そういうのが現状での御報告でございませう。

○鈴木(淑)委員 今の数字の中では、拓銀の債務超過額というのを多分八千四百億ぐらい考えていますか。これについては、私はまだどうなるかわからない数字だと思ひます。もつと拡大する可能性あり。

それからもう一つは、去年の暮れに預金保険法通つちやいましたから福徳とにわの特定合併が実行できますね。このときも資金援助をしなかりませうが、これは入つていられるんですか。以上二点。

〔委員長退席、坂井委員長代理着席〕

○山口政府委員 特定合併の場合は、臨時国会でも御説明いたしましたように、金銭贈与はございませう。資産の時価での買い取りでございませうので、二次ロスが出た場合はそのロス埋めの財源が必要という形になるわけではございませうので、アブリオリに、特定合併即金銭贈与ではございませう。

○鈴木(淑)委員 そうしますと、とりあえずは、この法案が通りますと、借入れの政府保証枠を使つて借入れを実行してつないでいくという形になるわけですね。その辺の御計画はどうなつて

いるんですか。
これは、債務負担行為という形ではこの前通った補正予算に出ていたが、実際の実行をすくやらないと間に合わないかと了解していいですか。もしそうなら大体幾らだということを教えてください。

○山口政府委員 スキームといたしましては、必要額が生じたときに国債の償還、つまり現金化でもってお支払いするというところでございますが、ただ、保険料が将来入ってくる部分がありますので、そういうのを優先して充てるといふ考え方はずっと貫いております。ただ、そういった穴埋めを先送りしてしまうというわけにはまいりませんので、そういった、その都度その都度対応していくという考えであります。ただ、保険料の見直し、十年度末までという要素も一つ加わっております。

○鈴木(淑)委員 一般論は僕もわかってはいるんですが、とりあえず、目先、十年度に入ってくる四千六百億ぐらいの保険料じゃ足りないことはもう見え見えですよ。だから、必ず使うわけですね。

なぜ僕がこんなことを聞いているかという、それを使うと、これ財政赤字ですから、予算にどうはねてくるの、それでそれが財政構造改革法の絡みでどうなるのか、ここまで聞きたいから聞いているんです。もうそこまで言っちゃいましたから、どういふ形で赤字が出てくるの、十年度、必すこれ使うでしょう。いかがですか。

○山口政府委員 今申し上げた見込みは、これからいろいろ清算検査等をしてのことでございますので、まだ十年度に幾ら出るのかということまではちょっと定かに申し上げる段階ではございません。

○鈴木(淑)委員 本当はそんなはずないと思えますよ、大体の見込み額わかっていると思うけれどもね、私の方でちょっと計算してみればわかるのだけれども、じゃ、金額はいいが、とにかく

出ます、必ず。この財政赤字の処理どうするの、ということ、これはもう銀行局長ではないのかもしれないけれども、来ておられないから、これ赤字としてどう処理されていくんですかね、予算上。

○山口政府委員 償還して現金化された段階で歳出になりますので、ただ、それが赤字かどうかという話とはまた別の話だと思えますけれども。

○鈴木(淑)委員 それは赤字だよ、だって国債整理基金がへこむんだもの。そうでしょう。ほら後ろでちゃんと国際局長がうんと言っていますからね。それはそうだよ、そんな常識だよ。だから、それは赤字なんですよ。ですから、私は、これは財政構造改革法との絡みが出るんだぞということ。じゃ、これは時間も限られているから、まだまだこの法案の審議をしなきゃいけないわけですから、次の機会までにきちっと準備をしていただきたいと思います。とにかく、この法案の關係で財政赤字の拡大が出てくることは間違いないんですよ。それが財政構造改革法との關係でどう処理し得るのか、あるいはできないんじゃないかと私は思っています。そこをどうするの、ということ。先へ行きます。でも、必ずこれは後で同僚に聞いてもらいますよ。

それで、先に行きます。
今は金繰りの話をしているんだけれども、さっきも銀行局長ちやうと言ったように、もう一つ、損失が出たという話があるわけですね。それで、それを埋めるための十兆円の交付国債もあるわけですが、これから強化、拡大していこうという整理回収銀行、これも損失が出ているんじゃないの。今、整理回収銀行というのはどういう取支になって、損失が出ているとすればどのくらいあつて、この法案が成立したら、たちまち、その損失を埋めるためにどのくらい交付国債使うんですか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。
整理回収銀行の九年度の間決算は、整理回収銀行の改組前の二信組及びコスモ信組に係る不良

債権等の償却等がありましたので、約百九十三億円の赤字となっております。その結果、繰越損失金が約七百七十九億円となっております。でございます。

この整理回収銀行は、御存じのように、八年九月に東京共同銀行が改組されて新たな形で発足しまして、その体制の整備を図って債権の回収に取り組んでいるところでございまして、今、相当強力な効率的な債権回収に努力をしていると同時に、資産の効率的な運用にも努めているところでございます。

○鈴木(淑)委員 私の方の調べでも、約八百億円ぐらいも累積で赤字が出たということでございますので、今銀行局長がおっしゃるとおりだと思います。

これについても、今度のこの法案が通ると、交付国債を使って処理することになっていくのですか。

○山口政府委員 整理回収銀行には出資金がございまして、先ほど申し上げたような損失の部分はそのほかのかわりで問題になるわけではございませんが、今回お願いしてございます部分で、預金保険機構が不良債権を買取って、それを整理回収銀行に回収してもらい、あるいは整理回収銀行に買い取りを委託するということとなります。そうすると、その出てくる二次ロス、そういったものについては補てんをするという考え方でございます。

○鈴木(淑)委員 言われるとおり、整理回収銀行には資本金があるわけですね。そのうちの二百億は日本銀行からも出たりしているわけですね。これに対して八百億近い損失が出てしまったということは、恐らくこの自己資本は半減してしまっているのですね、半分ぐらい減ってしまっている。だけれども、まだ債務超過にはなっていないなどというふうに思いますが、これもうっかりすると、整理回収銀行自身が債務超過の銀行になってしまうおそれもある、それは今度の法案で準備はできていますが、しかしさっきの件と同じで、今度の

法案で準備した分まで整理回収銀行の債務超過を埋めていくことになれば、これは当然財政赤字になりますから、これまた財政構造改革法にはねてくるということは、十分認識しておいていただきたいと思います。

以上、私は、今度のこの二法案のうちの一つ、日本版RTCの十七兆円側について質問したわけでありまして。私の質問のポイントというのは、十七兆円も用意して日本版RTCをつくって強化するんだという以上、もう少し財政赤字との關係等、内情をデイスクローズしてほしいという意図で、ほとんど聞いたわけでございます。最初の点、ちよつとよくお答えいただかなかった点を含めて、まだこの問題は当委員会ですっきり詰めたければ、この法案の採決というわけにはいかないだろうと私は思っております。

次に、もう一つの十三兆円の資本注入の話に移っていきなさいと思います。日本版RFCの方ですね。

松永大臣、この日本版RFCの話、資本注入の話でございましてけれども、実は、参議院の本会議でございましてどうか、大臣は御出席いただいておりますが、きょうの午前中の参考人質疑でも大変問題になっていたところでございます。

それは、このRFC、資本注入というのはアメリカにも例があるといいますが、このRFCというのはアメリカで一九三〇年につくったのですよ、大恐慌のさなか。そして、大恐慌直後の三年から実際に資本注入が始まるわけですね。それを見本にしたよというわけですが、もうアメリカの学界では定説になっていることであり、日本でも専門家の間で定説になっているのです。それは現代日本の参考にはならぬといふのですよ、三〇年代のこのお話は。

なぜかという、アメリカでもこの資本注入というのは、金融機関経営の援助のし過ぎ、経営救済のやり過ぎであつて、大変不公平だった、モラルハザードも発生した、こういう形で経営救済を

してはならぬというのが、戦後のアメリカにおける結論になっているからであります。

唯一こういうことが許されるときは、それをしないというその金融機関はどこからも資本調達できないし、その資本調達を公的に助けてやらないとペイメントシステムあるいはファイナンス・システム、決済システムや金融システムが動揺しかねない、支払い不能の連鎖が起ころかねない、そうしたら国民経済にとって重大なる損失になる、そういうシステムミックスがある場合に限りこういう経営救済も許される。これがアメリカの学界の定説であり、それが同時に米政府の今の方針になっていると思うのです。だから、そういう意味では、アメリカに前例があるよというのは、ちょっとこれは今の日本では使えない、外国の例だと思ふのです。

それからもう一つ、これはこの前予算委員会でも総理にも申し上げたけれども、慶応大学に池尾という教授がおりまして、金融システム専門家です。彼が近ごろ一生懸命強調していますのは、アメリカの一九三〇年代というのは銀行というもののが発展産業だったというわけですよ。発展産業で、国の大きな政策としても、銀行業なるものを助けることは産業政策としても合理化できたんだと。ところが、今の日本で預金を預かって貸し出しをするというバンキング、銀行業というのは発展産業か。池尾教授はノーだと言っています。金融ビッグバンで業務分野規制を緩和してもらって、商業銀行業務、投資銀行業務、証券業務、信託業務、それから投信の業務あるいは投資顧問業務、そういうのを多角的にやる、あるいは保険も入りますね、多角的にやる金融サービス業こそが発展産業だ。だから、金融サービス業を助けるなら、ある程度公的資金を使ってもこれは産業政策としては正当化できるかもしれない。それは他産業の場合だって、発展産業はちゃんと公的に助けるということが正当化される、それと同じ意味です。だけれども、銀行業というのはだめだ

よ、これはもう衰退産業だ。銀行だけやるのは、もう衰退産業だ。これがあの池尾教授の議論なんです。

以上、アメリカではもう否定されているよということ、産業論的に考えても銀行業そのものを公的に助ける時代じゃないでしょう、この二つの意味からいって、私はこの十三兆円が、日本版RFCの方は、システムミックスが明らかにあるような、例えば拓銀の受け皿銀行となった北洋銀行を助けてやる、こういうケース以外にはちょっとこれは正当化できないのではない、経営救済だし、モラルハザードは発生するし、他産業との関係でも不公平だし、産業政策的にもどんなものかねというふうに思うのです。

それがきょうの午前中でも随分出ていたと思うのですが、きょう出ていたお話で一番わかりやすかったのは、相手が参考人だから質問された委員の方々はそれ以上突っ込まなかったのですが、一番わかりやすい例は、一番いいしつかりした銀行、国際的なレーティングも高い、海外でも自由自在に資金調達がまだできる、それが東京三菱と三和だと思ふのです。その次に位しているのが興銀とか住友なわけですね。その興銀や住友が、子会社を通じて海外で優先株を調達して、連結ベースで自己資本比率を上げる、こう発表しているわけですね。ましてや、それよりレーティングの高い優良行である東京三菱や三和なら、海外市場だって国内市場だって資本調達はできるじゃないのというわけですよ。そういうことができる銀行に對して、どうして今度のこの十三兆円の対象にするのですかという議論ですね。

これは、岸東京三菱頭取はお立場上非常に苦しんでした。僕は、あの方の本音は、実は要りませんということだと思ふのです。実は要りません、私も市場で調達できる。だけれども、私も市場で調達できるから要りませんと言っていると、公的資金をお願いしますと手を挙げる銀行は市場で調達できない問題銀行ということになっちゃうから、そうしたらその連中がお気の毒だか

ら、国策に協力するために私も手を挙げなきゃいけないのかな、そういう心の揺れ動きが私には見えな気がします。だから、ここではっきり答えられなかった、お気の毒なことながら。

しかし、大臣、これは、今もしこの安定化法案ができたときに、市場で調達できる優良行からお金を入れることによって不良行をカムフラージュしてやるというやり方、これおとりになったら、まさに昔の譲渡船団方式、つまりみんなを守る、そのためには一番弱いやつを守る、一番弱いやつを守るためには強いやつもちょっと犠牲になつて必要ないこともやっちゃうじゃないという、まさに譲渡船団方式の裁量型、介入型の金融行政への逆戻りになっちゃうと思ふんですよ。

だから、これはテクニカルな話じゃないので大臣にお伺いしますが、こういう裁量型行政、譲渡船団方式に逆戻りしちゃうやり方は、大臣はどうお思いですか。これは、もし反対だ、おれはそんなことするつもりはないというなら、そう言っていたら、この十三兆円の方の安定化法案の運用の仕方について、ああ大臣はそういう御見解か、そういうことで、一つの情報として大変大事だと思ふのです。どうお考えでしょうか。

確かに、先生おっしゃる通りにRFCの形と大変似通つてはおります。しかし、先生もおっしゃいましたように、システムミックスというものは、これは大変な我が国経済全体にかかわる問題でございます。ひとり金融機関の問題ではございません。したがって、この法律もシステムミックスというものをやはり避けるということを基本理念にしております。

それで、確かに、アメリカで経験した三〇年代と今とは大分違うだろう、こういう御指摘もあると思います。ただ、我が国独特の、いつも尊敬している先生の御指摘で私が意見申し上げる立場にありませんけれども、昨年の十一月ごろの現象を見ますと、非常に日本のマーケットというのが極端にすくみ現象をする、動いてしまふ。これが非常にワックシしますと、すぐ治癒できるマーケットの均衡点というのができ上がるんですけども、どうもそれが非常に危なっかしい状態が現出したわけでございます。

備をして、それで必要なそこで資本注入をするということがある、やはりシステムリスクを防ぐためにも要るのではないかと気がします。

それから、池尾先生、私もよく存じ上げていますが、確かに産業として見た場合の議論はそういうこともあるかもしれません。しかし、私どもがお願いしておりますのは、単に銀行業を救うためだということではなくて、こうした機能を持つている銀行を通じて我が国経済を救わなければ、これは大変なことになるということでお願いしているということでございます。

それから、海外で、例えば興銀、住友でございますが、資金を調達しているではないか、これは御指摘のとおりでございますが、それは、みずからできるものはどんどんやっていたら必要はあ

るわけです。しかし、実を言いますと、どうせ私募でやるわけですから、そのマーケットは、こういうことは余り言うべきではないかもしれませんが、かなり限られていてというのが現状でございます。あれはたしか十億ドル程度しか取れません。しかもアメリカだけなんです、そういったリスクをとらうとするマーケットは、そうすると、それで十分か。それで自己資本比率が〇・二とか〇・三ぐらい上がるかもしれない。しかし、八割というものを完全にクリアできるという自信を持つためには、もっともつと、やはりあらゆる手だてを考へなければいけないというのが現状だろうと思うわけでございます。

ただ、政府がそういう手当てをしているからみんなそれに寄りかかっているというのは、それはまたモラルハザードの問題だと思ひます。だから、やれるところは自分でやるという自助努力は必要だと思ひますので、決してそれは矛盾はしないというふうな思ひ方でございします。

そういうことで、裁量行政との御批判もありませんけれども、あくまで申請主義に基づいて公正な審査機関が適切に御判断をされるという形に法案もさせていただいておりますので、そういった御批判のないように努めさせていただきたいと思ひます。

思っております。

○松永国務大臣 お答えを申し上げます。

今御指摘のとおり、護送船団方式などというところにならぬようにすべきだというふうに私も考えます。

この仕組みによる資本注入、どの銀行に対してやるかというところは、銀行の申請に基づいて、預金保険機構の中に設けられる公正な審査機関、この審査機関が、御審議願っておる法律及びこの委員会等における議論の経過等を踏まえて自主的に基準をつくつていただく、その基準に基づいて審査をしていただく、全案一致で決議をし、そして閣議にかけて、その上で決定するわけでありまして、私があまだこうだと言うわけにはいかぬケースであります。

いづれにせよ、右申し上げたような仕組みで決められるわけでありまして、厳正、そして中立的な審査機関の審査の結果、そして閣議の結果決めていただく、こうなるわけでありまして。

○鈴木(淑)委員 ありがとうございます。

まず、最初の銀行局長のお答えの方からまいりたいのですが、東食の例を引かれました。東食の例を引かれたので、これを使うとわかりやすいと思ひて、私もこの話をしますが、アペイリビリティの問題が起きてという表現をされたが、ずばり言つて、これは貸し渋りの切り合いをやつたのです。つまり東食のメーンバンクは都市銀行系ですよ。それに対して、東食というのは幅広

くいろいろなところから、地方銀行からお金を借りていたわけですね。特に東食の子会社なんか地方にいるから地方から借りてた。これの貸し渋り合戦が始まりまして、地方銀行が、おれは東食のメーンじゃないんだからといって、自己資本比率が気になった地方銀行が貸し出し回収をかける。それで、わあっとメーンバンクのところへ資金需要がやってくるけれども、メーンバンクも面倒見切れない。泡食ったメーンバンクは、今度は自分がメーンバンクをしていない地方の企業に対する貸し出し回収をかける。両方で貸し出し回収

をかけ合つて、いわば切り合うような、ちよつとした戦争が実はあのとき起きたのです。その犠牲になつたというかその結果、東食はついに金繰りがつかなくなつたわけでありまして。ですから、このケースというのはもう典型的な自己資本比率規制を気にした貸し出し回収であります。

自己資本比率規制を気にした貸し出し回収です。から、貸し渋り対策というのはいろいろはかにもあり得るのです。公的資本注入以外に。

一つは、もうちよつと一部おやりになりましたが、早期は正措置を緩和しちやう、あるいは繰り延べるということ。この三月末の自己資本比率が気になつてひいひい言っているのですが、国内で仕事をしている銀行なら、これは国内の政策として三月末をちよつと繰り延べるよと言つたら、それだけで彼らはほつとほつと思ひます。あるいは、無理して横並びで海外業務をやると言っている銀行なら、さつさと無理しないで海外業務をやめちやいなさいと言へば四で済むとかですね。ですから、一つはそういう自己資本比率規制の手かげんということ。

なぜ私がこれを言うかといひますと、自己資本比率規制そのものは結構なことなんです。が、なぜ、場合によつてはこれは繰り延べてもいいんじゃないかと言ふかといひますと、実は、アメリカでは不良債権の早期処理と自己資本比率規制の順番が日本とは逆で、不良債権の早期処理を強力にやつたのが八九年から九一年にかけてです。そういう不良債権処理に目鼻がついたところで九二年から早期は正措置が入つてくる。そのとき、やはりさすがのアメリカも、それでもなおかつクレジットランチ、今の貸し渋りのなものがちよつと起きました。しかし、幸いにしてそのころからばあつと景気が回復してくるわけですね。景気が回復してくればこれはもう株価が上がる、自己資本比率は上がる、地価も上がるので不良債権の整理が進むとかいふことで、すつと消えちやうたわけですね。

日本は、不良債権の早期処理を怠つて二年間

おつぱり出して、おつぱり出していたと言つちやあれですが、強力でやらないで、まだ相当不良債権を抱え込んだ状態、しかも不幸にして景気は回復しないどころか逆に落ち込んでしまつた状態。早期は正措置を入れてくるから、これは相当無理があるのです。順番を間違えていると私はあえて申し上げたい。

だからこそ、新大臣に申し上げますが、早期は正措置をそんなにリジッドにお考えにならないで、国際的にも、不良債権の早期処理を先にやるよ、その上で早期は正措置だと言へば、国際的な信用はそんなに落ちることはありません。もつともだ、合理的だと言われれば私は思ひます。それはアメリカの友人やなんかと話していただくと、彼らは、何で順序を取り違えたんだと言ひます。順序を取り違えたんだから、これはちよつと延ばしてもいいのです。これが公的資金注入にかかわる一つの対策です。

もう一つは、今自民党さんの中で検討しておられて、私も基本的には賛成なのが、土地の再評価です。

これはもうある意味ではこそく手段です。実態は何にも変わらないのにちよつと数字だけ変わるのですが、しかし、そんなことを言へば、四%とか八%というののもイワシの頭みたいなもので、合理的な根拠があるのじゃなくて、ぼんと決めた数字なんだから、ぼんと決めた数字をくぐるの、ちよつと形式的にごめんなさいと言つて再評価をやつてくつたつて、僕はそんなにおかしなことではないと思ひます。この方が公的資本の注入よりましなのは、民間の銀行の自己責任原則に基づく経営努力だからです。だから、僕はこつちの方がまだましだな、ややこそくだけれどまだまだましだということに思ひます。

それから、一番いいのは、実力のあるやつは市場から調達しろということですね。

これだけ三つ並べてみると、大臣、やはりこの三つの方がベターですよ、公的資本の注入より。これがある程度やらせた上で、万が一、この三

月末に何かとんでもないことでも起きて、株価が下がっちゃって、自己資本比率が下がっているようなときの緊急避難的な枠組みとしてなら、まあ準備しておくだけなら、私も理解できないことはないと思いますが、この法案が通つたらもうどうんどんどん資本注入を始めるんだというのだった、いやいや、その前に今申し上げた三つが先じゃないのというふうに申し上げたいと思うのです。

さらに、この三つ以上に効き目があるのが、この前予算委員会が橋本総理に申し上げた景気対策なんです。政策転換をはっきりおっしゃって、財政構造改革法に弾力条項を入れるというぐらいたんとおっしゃってければ、これは株価は安心して上がりますよ。だから三月末の株価が少なくとも今より下がることはないでしょう、上がることはあっても。

そういう状況になりますと、この前も数字をちよつと申し上げましたが、私の試算では、大銀行十九行で、日経平均株価が千円上がりますと二・四兆円含み益はふえますよ。そうすると〇・三％ぐらい自己資本比率は上がります。それぐらいくらいのですね、景気対策による株価の回復。円相場も十円四角になったら、〇・二％ぐらいたん銀行の場合自己資本比率は上がるというふうに私は思います。これは大蔵省の試算とびたつと一致しました。大蔵省の試算は〇・二で、私の方がやると〇・三だという程度の違いはあるのです。

いずれにしても、根本的には景気対策、なかなか政策転換を明示されること。二月中に政策転換を明示されれば、これはもう、こんな資本注入なんて護送船団方式に逆戻りしそうな危ない橋を渡らないでこの年度末をクリアできるといふふうに思います。

以上、いろいろ申し上げましたが、もう一度整理しますと、公的資本の注入をやる前に、三つ、もつといい方法があるでしょう。早期は正措置の緩和ないし延期があるでしょう。土地の再評価も

あるでしょう。市場調達もあるでしょう。さらに、根本的には景気対策ですよ、政策転換ですよというのを申し上げたわけですが、大臣、いかがでございましょう。やはり今私が申し上げた方がよろしいんじゃないですか。自己責任原則に基づいて、何よりも政府が四月一日から一段と進めようとしているビッグバンの基本原理になつていくじゃないですか。いかがですか。

（坂井委員長代理退席、委員長着席）

○松永国務大臣 いろいろとうい議論を出していただきまして、ありがとうございます。

まず、早期は正措置の延期云々でございまして、これは延期するということにはまいます。ただ、改善命令その他の発出を、銀行側でリストラその他改善措置計画を出させて、それを見ただで改善命令措置を適当なものにしてやる、こういう仕組みでこの問題には対応していきたい、こう考えておるわけがあります。

それから、資産再評価の問題。これは、我が党でも担当者が真剣に検討していただいておりますわけでありまして、これが話がまとまれば大変いいことだ、こう思っておるわけがあります。

それからもう一つは、株の評価方法についての改善もあります。

そういったこと等を通じて、やはり国内四％、国際八％のあの基準をクリアすることが実は大事なことであります。しかし何としてでも産業の血液である金融システムは絶対安定させなきゃなりませんから、そのために、いろいろな基準の上でありますけれども、資本注入の措置、これも私は急いでやる必要がある、それによって日本の金融システムが安定することが日本の経済を立て直す上でも非常に大事だ、急いでそれをやらなきゃならぬ、こう思っているわけがあります。

○鈴木（源）委員、政策転換はいかがですか。

○松永国務大臣 これは、予算委員長当時、予算委員会委員の意見も含めて随分議論になりました、そのたびごとに橋本総理大臣の基本方針を何回も聞きました。その基本方針をお持ちの橋本総

理から指名された大蔵大臣でありますから、すなわち現在においても財政構造改革の必要性は少しも変わらない。しかし、財政構造改革というものは、基本は二〇〇三年度の時点で赤字公債がゼロになつておること、それから、国と地方の財政赤字がGDP比三％以内になつておること等が中心なのであります。その原則を守りながら適時適切に、そのときの景気状態を見て景気対策はしっかりやるべきだ、これが総理の基本的な考え方でありまして、私もそれを踏襲して発言しておるわけがあります。

いずれにせよ、補正予算、きょう参議院を通したいただきましたが、これからはこの法案とそれから次に来る本予算、これを審議を進めていただく、そして早くこれは成立させていただく。そうすると、補正予算の施策と、それから本予算の施策と、そしてこの法律が制定した後の金融システム安定化の施策と、こういったものを早期に実行に移すことによって相乗効果も発揮されてくるであろう、それによつていい傾向が見えてくる、そういったことを期待しつつ、注意深く見守っていくというのが私の立場でございます。

○鈴木（源）委員、大臣のお立場はわかりました、それで最初申し上げました国民の期待にこたえられないのではないかとこのことを私は危惧いたします。

なぜなら、今大臣は、きょう補正予算が成立した、同時に二兆円の特別減税復活もこれで確定をしたわけでありまして、それから、この金融二法案が通れば、あと来年度本予算ですか、これはしきたり年度の当初予算は財政構造改革法に沿った歳出削減のデフレ予算でございますから、これ自体は景気に全然プラスにならない、むしろマイナスになります。しかし、これは景気にマイナスだからどけておいたとしても、この二兆円の特別減税復活と今審議しておりますこの二つの法案に對して日本のマーケットがどういう反応をしたのかということ、大臣、しっかり覚えておいていただきたいと思ひます。

去年、この二兆円の復活と、それからこの二法案、三十兆円の金融システム強化策が出てきたときに、日本の株式市場の反応は、一日ちよつと上がりましたが、その後どんどんと下がつてきて、そしてとうとう年明け後、一時一万四千円台まで突っ込んで、底値の一万四千三百円を割つてしまつたら大変だという状況になつてきた。また、金融機関も、こまごま下がりますと、もう一斉に株式の含み損になりますし、自己資本比率も下がるものですか大変な状況になつてしまつたわけですね。ですから、今大臣がおっしゃつた二つの金融法案と補正予算、二兆円の特別減税復活が成立しただけでは、私は、この二月、三月の危機を乗り切つて日本経済が再び回復に向かつていくと、少なくともマーケットの参加者は考えていないと思うのです。

一月十三日から株価が回復をいたしましたね、六日連続したり、その後また二日ぐらいい連騰したりして。きょうはまた前場一万七千円を割つていたようですが、一万七千円前後まで回復をした。これを促進したのは、もう大臣よく御存じのとおり、十七日の朝日の夕刊と十八日の朝刊に出た額賀官房副長官の米國政府高官に対する発言、これが伝えられて、政府はその事実なし、額賀副長官もその事実なしと否定しておられますが、市場はこれを信用しているわけですね。つまり、来年度当初予算はデフレ予算ですが、これを前倒しに執行して四月にでもすぐ補正予算を組むんだ、これをマーケットはある程度信用したから一万七千円前後まで今株価が戻つてくるのだと思ひます。

しかし、私も野党が、共産党も含めて私ども全野党が足並みをそろえて要求していますように、もしそれをおやりになるんだら、この平成十年度当初予算は欠陥予算でありますから、当然、四月に出すとおっしゃる補正予算を組む替えて出し直していただきたいということになりますし、そして、それをやりましますと、実は財政構造改革法違反になりますから、同時に財政構造改革法

の改正案、弾力条項を入れる、私は二〇〇三年に財政赤字を対GDP比三%以下にするというあれを動かす必要はないと思っているのですよ、弾力条項を入れて、途中経過をもっと弾力的にやれるようにしなさいと言っているわけなんですね。それをやりにならないと、私は、株価が、あるいは民間の経営者、日本の国民が、あれ、やはりあの新聞報道はうそだったのかということがかかりしますと、二月、三月、この難しい時期に動揺が起きたりしたら大変だと非常に心配するものがございます。

今の大臣のお立場としては、はいはい、そうですか、政策転換しますなどと言えぬわけがないことは承知の上で申し上げておりますが、どうか私が今申し上げたことを十分お心にとめていただきたい、それをまた国民は期待しておると私は信じて申し上げている次第でございます。

では、時間になりましたので、これで私の質疑を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○村上委員長 次に、北脇保之君。

○北脇委員 民友連の北脇保之でございます。きょうは金融三法につきまして、できるだけ法案の条文に則してお尋ねをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔委員長退席、井奥委員長代理着席〕

まず最初に、大蔵大臣に、ただいまの政府の金融政策、金融機関に対する政策についてお尋ねをいたします。

と申しますのは、昨年の今ごろの通常国会のときには、金融改革ということで、政府は、フリー、フェア、グローバル、こういう金融市場を目指すんだということで、金融ビッグバンということ盛んにおっしゃっていただけてございます。

その手段として、早期は正措置をこの四月から発動する、そしてまた、当時の言葉で言えば、ビッグバンのフロントランナーとして外為法の完全な自由化をするということを行っていたわけ

でございます。その当時の考え方は、フリー、フェア、グローバルという中で、実質的に経営破綻を来しているような金融機関についてはこれは市場からは退場願う、そのためにこそ早期は正措置ということを通じて、早いうちからそういう対策を講じていく、このような方針だったと思えます。しかし、それがこのところへ来て、どうもその方針が貫かれていないのかどうかということがちよつとあいまいになってきているような印象を持ちます。

昨年の十一月に金融機関の大型の破綻が相次いだというようなことで、また貸し渋りというような現象がある、そんなことから、金融機関に資本注入をするというような、そんな案が今出ているわけでございます。それからまた、早期は正措置も一部延期をするというような方針が出されております。そんな点からすると、昨年の通常国会のころに掲げていた方針、グローバルな市場をつくるという方針が何か後退しているような印象があります。

私自身の考えとしては、実質的に破綻しているような金融機関についてはこれを市場から退場願う、そういう形で日本の金融機関をすっきりした体力の強いものにしていく、この方針というのはやはり貫くべきだということに思っているわけでございますが、この点について、大蔵大臣、冒頭で恐縮でございますが、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○松永国務大臣 お答え申し上げます。

御提案申し上げている法案の中にもそのことは書いてあるわけでありまして、その方針に変わりありません。同時にまた、この早期は正措置というものは計画どおり四月一日から施行することとなるわけでありまして、ただ、金融機関の側で、誠心誠意改善措置をする、リストラをやる、こういう計画を出して、それが誠意を持って十分やるといふふうな認められる場合には、改善命令の発出をしはらばら猶予をするということに対応していくことになっておるわけでありまして。

○北脇委員 ただいま早期は正措置の一部先送りの内容についてお答えがございましたが、もう一度ちよつと確認させていただきたいんですが、早期は正措置の仕組みというのは、金融機関が自己査定をして自己資本比率を出し、それを当局に報告をする、それに応じて、当局の措置、業務停止というふうな非常に厳しいものから改善計画の提出という段階がありますが、措置を命じて、それを公表するというところでございまして、自己資本比率を算定したときに、それは当局に報告されるだけではなくて一般に周知するような形で公表されるのか、それが一点。

もう一点は、国内業務に専念する四%基準の金融機関について早期は正措置の発動を一年延期するということでございますが、ただいまの大臣のお話ですと、自己資本比率の自己算定といいますが、自己査定はする、しかし経営改善計画の命令を出すとかそういうことは一年先送りするということにちよつと受けとめられたんですが、そういう理解でいいのか。もしその場合に、自己資本比率そのものは、そういう一部発動を先送りする対象になった国内に専念する金融機関について、も自己資本比率の数字の公表ということは行われたいことなのか、その点をちよつと確認させていただきたいと思ひます。

○山口政府委員 御説明を申し上げます。

早期は正措置の仕組みは、大まかに言いますと、各金融機関が先生おっしゃるようにより自己査定をしまして、その自己査定は、回収の困難の度合いで査定するわけでございます。

それをなぜやるかといいますと、企業会計上償却すべきもの、あるいは引き当てすべきものというものを算定するためでございます。したがって、そこには最終的には公認会計士のチェックをしていただく必要があるわけなんです。ただ、すべては、自分で償権を全部査定してよく洗い直してみないとそういう作業はできませんので、予備的な作業としてそういう自己査定というのがあるわけでございます。それは当局のチェックも検査の

ときには入りますけれども、そういった自分で行う作業でございます。それを当局へ報告するといふよりは、それに基づいて客観的に、償却すべきものを償却するという公認会計士の目をもって、正當な、企業会計の原則にのっとった財務諸表をつくるわけでございます。そうしますと、そこで自己資本比率というものが出てくるわけで、それは各銀行が公表することになります。こちらから公表するといふよりは、各金融機関が、その結果、出すということになります。

今回の早期は正措置の弾力的運用というのは、ちよつとわかりにくくてまことに申しわけないんですが、四%を切っておりまして自動的に省令で決めた基準でもって命令を出す、これは行政の透明性のためでございます。そういうことになっておりますけれども、非常にそれを気になさって貸し渋り現象とか起きているということもありまして、仮にそういった三%台のところ、あるいは三・五%でもいいですが、そういうところが一、二年以内に自己資本比率が四%以上に達成することが確実だと認められる経営改善計画を出したになったときは、その命令書を出す、つまりそういう命令書の発出を猶予する、こういう措置でございます。

したがって、先生がおっしゃいましたように、自己査定そのものは各金融機関はやります。もう既に半期決算のところは、もうこの間集計してお出ししましたように、自己査定の試行をやっております。一年の通期決算のところも、今度の三月期からはそれをするようになっております。それをやらなくていいということではございません。以上のようなことが、今回の自己査定と、それから早期は正措置の弾力的運用という中身でございます。

○北脇委員 そうしますと、一応すべての金融機関がこの四月目途に自己査定をして自己資本比率を出すということだと思ひます。それで、ただいまの局長の御説明だと、自己資本比率というものは、銀行、そういう金融機関自身が公表するも

のだ、こういうことでございましたので、四％以下の金融機関で、当局が今回の一部弾力運用のゆえをもつて業務改善計画などの提出命令を出さない、そういうことをした銀行であつても、自己査定に基づく自己資本比率はみずから公表をする、こういう理解でよろしいんでしょうか。

○山口政府委員 御指摘のとおりでございます。

○北脇委員 私はなぜそれをお尋ねしたかといふことです、もしそういうことであれば、私は、情報開示という意味で、そのこと自体は、国内に専念する金融機関であつても自己資本比率を公表するといふことはいいことだと思つております。しかし、貸し渋りの解消のために早期は正措置を一部弾力化したらいじやないかといふところから今のやうな措置が出てきたといふことだとすると、やはり自己資本比率が四％もいっていないといふやうなことが出てしまふことは、その金融機関にとつては、非常に経営状況が悪いといふことを公表することになりますから、それはちよつと困るというところで、依然として、もし早期は正措置が貸し渋りの一因となつていふこととならば、それを解消する対策にはならないんじゃないかと、いふ疑問があるんですが、いかがでしょうか。

○山口政府委員 御指摘のとおり、各金融機関にとりまして、それはかなりのプレッシャーが続くといふことはあると思ひます。したがつて、この貸し渋り対策を十二月二十四日に出したしましたときに、自己資本比率対策といふのをあわせて発表させていただきました。

具体的には、株式の評価を、商法の原則といひましようか、原価法、低価法の選択でもいいといふことを言ひました。

それから利益性の引当金、例えば国債価格変動引当金、商品有価証券売買損失等引当金の引き当てを義務づけておりましたが、この義務づけを廃止しました。そうしますと、その分は利益として、専門用語で恐縮ですが、いわゆるティア1の資本に組み入れることができます。

それから、国内適用銀行だけでございますが、

債務者預金につきまして、つまり貸付債権の残存期間以上の残存期間を有する定期性預金を借り手側が預け入れていた場合にはネットアウトしていいよといふようにしてございます。そうすると分母が小さくなりますから、そこでもかなり楽になる。

それからインターネット預金等、これは大きな銀行の方が多いと思ひますけれども、インターネット預金のネットイングも容認する方向で検討するといふやうなことです。

それから、政府系金融機関の保証がつきますと、ちよつとこれも専門用語で恐縮でございますが、リスクウェイトといふのを、裸の場合は一〇％分母に置かなければいけません、それが保証がついていふ部分は一〇％になりますので、かなりそれも資産のリスクウェイトが小さくなるというところで、そういった措置をあわせてとらせていただきますので、各金融機関としてはかなりその辺を御利用いただけるのではないかと。

また、先ほどの鈴木先生の御質問にもありましたが、土地の評価といふ問題も、これは政党内でいろいろ御議論をされていふようでございますが、そういったことも、もし採用されますと、その評価がえしたうちの一部分が、これはティア2にならうかと思ひますが、それに算入できるといふことになつて、いろいろ手段をこしらへてはできるだけ与えて、各金融機関ともそういったものに対応してもらいたい、それによつて貸し渋り現象等をやめてもらいたいといふふうに思つていふわけではあります。

○北脇委員 今のお話の中で、自己資本比率の算定の基準を弾力化すること、そのこと自体は反対してはいるわけではありませんが、中にやはり株式の低価法の関係、これを変えていくといふことについては、土地の方については時価を基準としたといふ国際的な会計基準に沿つていこうといふ中で、逆行する、この批判は非常に強あるところでありまして、私もそれは同じように思ひます。ですから、すべてが肯定できるものではない

といふことは申し上げておきたいと思ひます。もう一つお聞きしたいことは、もともと預金保険法で金融機関の破綻処理がいろいろと発動されるわけですが、そのときに、どういふきっかけでその金融機関を破綻させていくのか、そのところをちよつともう一度確認させていただきたいのです。

と申しますのは、預金保険法の破綻金融機関の定義といふのは、「預金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関」または実際に預金等の払い戻しを停止した機関、こういう定義になつていふわけですが、これをもう少し具体的に言つと、具体的にとつていふか、もう少し細かい基準で見た場合に、「預金等の払戻しを停止するおそれのある」状態といふのはどういふ状態を指すのか。それと、今早期は正措置といふのが導入されておりますから、早期は正措置の中での査定の結果といふものと、この「預金等の払戻しを停止するおそれのある」といふ判断といふのがどのように関連づけられていふのか、その点を教えていただきたいと思ひます。

○山口政府委員 「預金等の払戻しを停止するおそれのある」ケースといふのは、まずすぐ思ひ浮かびますのは、債務超過の状態になつてすぐには回復の見込みがないといふ状態が一つあると思ひます。もう一つは、多額の不良債権を抱えて資金繰りに非常に困難を來してしまつて、早晩その資金が取れなくなつて行き詰まってしまうといふやうなケースが考えられると思ひます。

早期は正措置は、自己資本比率といふ一つの客観的なメルクマールでもつて行政措置を發動しよう、つまり裁量的な行政措置から透明性のある行政措置へ変えようといふことでつてつておりますが、一応の基準としては、国内銀行でいいますと、四％、二％、〇％といふ刻みをつくつてございまして、〇％といふことになりましたと、かなり債務超過状態。それ以下になりますと、そういうことになりました。

そうした場合、すぐ、瞬間タツチ的にそういう

ことが起きている場合はともかくとしまして、そういう状態に立ち至つた場合は、やはり業務の停止を命ずるといふケースもあらうかと思ひます。そういった場合は確かに、預金の払い戻しがもう停止するおそれがある状況に立ち至つたといふこととなる場合が多いのではないかと、いふふうに思ふわけでございます。

○北脇委員 今のお話で早期は正措置と預金保険法の発動の関係といふのはわかりましたので、早期は正措置といふものがあることが非常に客観性を担保することになると思ひますので、私は早期は正措置については予定どおり実施していただきたい、そう思ひます。先ほどの業務停止命令とかまたは業務改善計画の発出を一年猶予するといふことは、貸し渋り対策とかそういったことについては余り効き目があるといふやうにちよつと思ひないもので、私は業務停止命令や経営改善計画の提出命令、そういうことは先送りせずに、予定どおり四月から発動をするべきだ、そういうふうに考へていふことを申し上げて、次へ行きたいと思ひます。

次に、今回の法案の中で、金融安定化の方で一般の金融機関に対して資本注入することについて、この委員会でもたびたび議論になつております。これはちよつと条文の方に沿つて見ていきたいと思ふのですが、破綻金融機関を引き受ける場合に、その引き受ける金融機関の資本が弱化する、これは私問題ないと思つております。

そのケースではなくて、「経営の状況が著しく悪化している金融機関等でない金融機関等」なんだけれども、優先株の引き受け等をやらなくとも、「我が国における金融の機能に対する内外の信頼が大きく低下するとともに信用秩序の維持と国民経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずることとなる事態として次に掲げるいずれかの事態を生じさせるおそれがある場合」、こゝ言つていふわけですが、これは長々しい表現でちよつと申しわけないですけれども。

その事態というのはどういふ事態かという二つあって、一つは「金融機関等が内外の金融市場において資金の調達をすることが極めて困難な状況に至ることとなる等により、我が国における金融の機能に著しい障害が生ずることとなる事態」といふのが一つあります。突き詰めて言うと、金融機関が内外の金融市場において資金の調達をすることが極めて困難な状況に至るといふ一つの条件を言っているわけですが、これは具体的にどのような事態が念頭にあるのか、どういふ場合にこういふふうな内外の金融市場において資金を調達することが極めて困難な状況といふことが生じてくるのか。そしてまた、できれば最近の事例の中で、いついつの時点で、こういう金融機関でそういう事態が生じた例があつたといふことが、別に固有な名詞は結構ですが、そういうことを含めてお答えいただければありがたいと思ひます。

○山口政府委員 これは一言で言えば、システムミックスなリスクといふことと申し上げたいのでございませうけれども、現実問題として、非常に悪循環に立ち至つた場合だと思ひます。例えば期末越えの資金を必要とする、それが一斉にそういうラッシュが起きますと、我先にそれを取ろうとする。そうすると、金利を高くすれば取れる状態であれば何とか大丈夫なんですけれども、そこで出し手側の方が自分もひよつとしたらそういう資金繰りに困るかもしれないと思つた資金を出さない。仮に日銀が緩めていろいろな資金を供給しましても、それが本場に必要などころに流れていかない。

マーケットで流れていかないという市場のすくみ現象といふことをしばしば申し上げておりますが、そういうことは現に現出する危険性があるわけでございます。それから、海外におきましてもあります。そういう非常に不安心理が不安を呼びよと大変な悪循環に陥るといふのが金融の持つ悪い面といひましようか特徴でございます。そういうことをぜひ防ぎたいといふことであります。しばしば申し上げて大変恐縮ですが、昨年の

十一月にはかなり、特に海外では、そういう冷や冷やした現象が起きたといふふうに私は何っておるわけでございます。

また、株価の状況等で格付が下がる。格付が下がるといういろいろな危機の報道が行われる。そうすると、資金を必要以上に取るといひましようか自分のところで確保しようとする。そうすると、血流が流れない。こういうことはやはり何か外からの力をちよつと加してあげないとそこが緩まないといひましようかほどけないといふような状況が生じる。それが金融界だけの話ならいいのですけれども、それがまた企業の倒産になり、それがまた株価を下げ、それでまた不安感を増殖してしまふといふことになりまふと、これはもうひとり金融界だけの話ではないといふことで、ぜひそういったことを防ぐためにこういふ措置をとらせていただきたいといふ趣旨をそこに述べているわけでございます。

したがって、資金繰りが困難になるといふ事態といふのは、平常時の個別の銀行で考えますとそういうことが起きるのかなという感じもいたしますけれども、現に、非常にそういう事態が生じようとした経験があるといふことを踏まえて考えていく必要があるのではないかと思つております。

○北脇委員 それともう一つの例として、金融機関の破綻によつて連鎖的な破綻を生じさせる場合なんといふこともあるのですが、その二つを合わせたときに、条文をそのとおりに読むと、私は非常に個別の金融機関の問題といふ表現になつていふと思ひます。経営の状況が著しく悪化していふ金融機関ではないのだけれども、その金融機関が内外の金融市場で資金の調達をすることが極めて困難になつた場合とか、その金融機関がつぶれると連鎖的な破綻が生じる場合、そういう言い方になつていふわけで、それで、特定の銀行がそのような状態に陥つたときには、手を挙げてくれば厳密な審査をして優先株等の引き受けをすることもありますよ、これが法律の内容だと思ひます。

ですね。

しかし、今巷間言われていることは、優良な銀行から入れるのだとか、それからまた、東京三菱銀行から始まって、いいところに入れる。そうすると、いいところにはもう軒並み入れる、悪いところには入れない、こういう言い方がされていふますし、その裏側に、貸し渋りが生じているから、貸し渋り対策のために資本注入をやるのだと言つていふわけですね。確かに、貸し渋り対策といふことでやるというのだったら、個別の銀行にレākケースでやつたつてそれは対策にならないから、貸し渋り対策だといふことを認めているのでしたら、やはり巷間言われているように、大量に、いい銀行からかどうか知りませんが、十九都市銀行であれば、それを全部入れるとか、そういうことを意味しているのかなという感じがあつたわけですね。

ですから、これを提案している政府としては、実際にこの法文を運用するときに、どのような考え方で具体的に運用に当たろうとしているのか。そして、今私が申し上げたような、巷間言われている優良銀行から軒並み入れるとか、貸し渋り対策として入れるのだ、こういうことについて、政府は、実際の意図はどうかといふことを明確に教えていただきたいと思ひます。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

今先生が御紹介いただきましたような法律の考え方でございませうが、実際の運用は、審査委員会が各銀行のみずからの申請に基づいて判断をするわけでございますが、そのときも計画を出させ、それを判断をするといふことでございませう。それは、個々の銀行のことが書いてありますのは、資本注入の手段は、あくまで相手は個々の銀行でございませうので、そういう書き方にしておりますけれども、法律が想定しておりますのはそういう経済全体を考えたことでございます。

例えば、この例が適当かどうかわかりませんが、ある銀行が海外で資金調達を非常に苦しつた、もうちよつとこれ以上は私はそのお得意

さんに貸せないから、ほかの銀行にちよつと肩がわりで貸してくださいと言つても、これはなかなか簡単にいきません。したがつて、銀行間はお互いに競争しております。競争してお得意さんを確保しようとする努力もしております。しかし、ある意味では支え合つていふ。先ほど二つ商社のお互いに絡み合つていふという面もあるわけですね。競争相手でありながら、また信用秩序を構築していふといふものがあります。一人抜けた、二人抜けたで、すぐそれがぱつとカバーできるといふものでもないわけでありませう。かといつて、私は特定のことを意味して言つていふわけではありませう。したがつて、システムミックスにそういう広がりといふものは起り得るといふことであります。

それから、貸し渋り現象のためかどうかといふ御質問でありますけれども、もちろん貸し渋り現象が非常に経済に悪い影響を及ぼしているといふことを私も聞いております。それが、もしこういう手段を用意することによつて、あるいは場合によつてはそれを注入することによつてそれが解消し、経済全体がそれで安心感を持ち、また前向きに明るく伸びていけば、これは大変効果のあることだろうといふふうになつていふわけでございます。

だから、特定の銀行を考えて私も申し上げていふわけではございませう。それは個々のケース、ケースで審査委員会が御判断されるということでございます。

○北脇委員 今局長から長い御答弁ありましたけれども、やはりよくわからないのです。

というのは、この三十兆円の金融安定化対策といふのが打ち出されてきて、そのうちの十三兆円が資本注入だといふことで、それが出たことでもう何か起きたといふのか何か実現したといふような印象が広がつていふのか何かなと直にところじやないかなといふ感じがするのです。ただし、これは、この法律が成立したときに、運用と

いか実際にとりううに動いていくのだからというのを考えるとさっぱりわからないのですね。

ここで言っているのは、どう読んだって個別ケース。個別の銀行がみずから手を挙げてくる、そうした審査をするのだと書いているわけですが、しかしそれを、今局長が言われたようなシステムリスク対策というふうなことで、ある程度多くの金融機関に資本注入を仮にすること、ということであるならば、そこに、法律に書かれていることと実際に政府としてやろうとしていることに非常に大きな開きがある。法律どおりに運用するのではなくて、とにかくこぞって主要金融機関から手を挙げさせようとするのだたら、まさにそれは行政指導をやるしかないわけで、ほっておいたら、もう金融機関に任されているわけですから、手を挙げる銀行もあれば手を挙げない銀行もある、その程度の効果しかないはずなので、それをこぞって仮にやるとすれば、まさに護送船団方式、法律にないことを政府の働きかけでやるということをやるといふことになりかねないわけですね。

そういう意味で、もう一度確認をいたしますが、この法律の運用というのは完全にそれぞれの相手方金融機関の自発的判断によって申請をさせるといいますか、申請を待つて、その申請が出てきたらそれを厳正な審査によって判断をしていく、そういう個々の金融機関の自発的な判断、それに任されるんだということを、それで間違いないか、そこだけ確認いたします。

○山口政府委員 先生の御指摘のとおりでございます。

○北脇委員 それは今後の運用といいますが、それを見ていけばわかることだと思いますが、今の発言に間違いはないというふうに受けとめさせていただきます。

それからまた、次に審査委員会のことをちょっとお尋ねしたいのですが、審査委員会でも審査の基準を定めるといふことが法律にあるわけですか、その審査基準というものの要件が法律にも書いてあります。

例えば、優先株等の引き受けが経営の再建を目的とするものではないということとか、それから、当該金融機関が発行する優先株を引き受けてもその金融機関が破綻する蓋然性が高いと認められる場合でないこととか、三つばかり書いてありますね。

じゃ、こう書いてあるけれども、それを審査委員会の審査基準として客観的に定められるのかどうか。法律に書いてある定性的な判断基準、それ以上にならぬ基準を定めようとしているのか。例えば、数字を用いた指標にするとか、何かそういう客観化ができるのか、そのことをお答えいただけますか。

○山口政府委員 今先生が御指摘いただきました二十三条の項目、これを含んだ審査基準を審査委員会が決めるというふうになっております。したがって、それだけが審査基準でももちろんないと思います。

それで、審査委員会、まだ構成等も、法律をお通しいただきますとメンバーも決まりませんけれども、そこでできるだけ具体性のあるものという形になっていくと思えます。ただ、数値基準まで設けられるかどうかは、事柄の性格上、可能かどうかということについては審査委員会で御判断されたいと思えますけれども、難しい面もあるかとは思っています。

いずれにせよ、審査基準も公表されますし、それから、具体的に適用された場合にもそれは公表されますので、国民の皆様にも見ていただくということになるわけでございます。

○北脇委員 今の答弁ではちょっと納得できないのですが、

例えば、優先株等の引き受けが経営の再建を目的とするものではなくて信用秩序の維持を目的とするものであることとここに書いてありますけれども、経営の再建を目的とするのではなくて信用秩序の維持を目的とするのだというのは、例えば

どういふことが満たされればそれなんだというふうに言えるのか。そういうことがなければ、ただ、だれでも文句のない基準ということを列挙しているだけで、それはほとんど判断基準として意味をなさないということになってしまうのではないかとおもうのですが、その点はいかがでしようか。

○山口政府委員 これはまた審査委員会の方で御議論される話ではございませんけれども、例えば今先生の御指摘になったような、経営の再建を目的とするとなると、破綻を防ぐためにこういつた申請をするというふうな場合は、どうもこれには該当しないということになるかと思えます。

(井奥委員長代理退席、委員長着席)

○北脇委員 今の答弁で、ちょっと答えようがないという感じがわかりましたので、結構です。次に、審査委員の人選なんですけれども、一応七人ということですが、審議委員、大蔵大臣とかそういう、いわゆる充て職でない方が三人予定されているようですが、やはり公平、中立性ということが非常に重要だと思えますので、この審議委員と

いうのはどういふ方を想定されているのか、お答えいただけますか。

○山口政府委員 三名の方は、金融、経済に詳しくれた識見と経験を有する民間の方でございます。ただ、任命が内閣の任命でございますので、私の方から特定のイメージを持ってお答えするのは適当ではないと思えますけれども、最終的には、国会両院の御同意をいただくという手続を踏んで、内閣で決定されるということになってございませう。

○北脇委員 具体的な任命行為は今おっしゃったとおりですから、今だれをというふうな、そういうことを聞いているわけではないのですが、政府は法案の提案者として、この審査委員というものはどういふ要件を満たす人、また、要件という中にあるかという経験とか知識を持っているかどうかという、法律の提案者として審査委員の要件と

的な話じゃないですから、やはりお答えいただかなければいけないと思えます。

○山口政府委員 最終的には国会の御同意をいただきますので、国民を代表していらっしゃる国会でよしとおっしゃる方ということに尽きるわけでございますけれども、広い範囲で人選をしていただく。ただ、特定の利害が余りある人というのはいかなるものかという感じはいたします。だから、そういう意味では、両院で御同意が得られるような、国民に納得をいただけるような人というものを内閣で選んでいただきたいというふうにしております。

○北脇委員 今の答弁もよくわからなかったのですが、

それから、審査委員会については全員一致で決定をするということになっているのですが、これは、緊急の事態というときに全員一致を求めるといふことは非常に機動性を欠くということもありましようし、全員一致の結論が常に一番いい結論かというところではないかというところは、いろいろな意思決定の学問でも言われているところだと思えます。

特に問題なのは、全員一致ということになると、やはり結局は根回しということがどうしたって出てくるんじゃないかというところが心配なんです。とにかく結論を出すために、事務方がやはり委員のところ事前にこういうことですからということをあらかじめ説明をして誘導していく、そうしないとなかなか全員一致にならないというのが懸念される。そこでまた審査委員会というものの形骸化が心配されると思うのです。

その点について、なぜ全員一致ということにしているのか、そして今私が申し上げた、実際には非常に事務方主導になるのではないか、この点をどうやって防いでいけるのか、その点についてお答えをいただきたいと思えます。

○山口政府委員 確かに、先生おっしゃいますように、全員一致という方法もあるし、多数決という方法もあるかと思えます。しかし、事柄が大

重要で、国民の皆様にも御納得いただけるということが必須の要件でございますので、事柄の性質上、例えば優先株などの引き受けを行うか否かというような大事な判断のときには、あるいは審査基準をつくる、あるいはそれを変更するというような重要な場合には、全員一致で議決を行う方がよいのではないかと、いふように思っております。そういう形でもって、やはり国民の皆様にも御納得いただけるような運用をする。

それから、事務方がいろいろなことを行っているのは、まあそういうふうな見方をされること自体がもう全く信用されないということでもありますので、そういうことのないように運営をしていく必要があるというふうに思っております。

○北脇委員 ただいまの一般の金融機関に対する資本注入のことについては、今いろいろ申し上げたように、法律の条文に書かれていること、それと実際の運用ということについて乖離が生じるのではないかと、非常に大きな疑念があります。ですから、今の答弁で言われたことをそれで間違いない運用されるかどうか、それは今後も、この法案の行方にもかかわることではございますが、それとしっかりと見守っていかねばいけないことだというふうに思います。

用意があるということ、まず三月期末を心配している、心配して過剰に防衛的になっている金融機関に、いざとなつたときの準備はあるんだぞということ、場合によっては資本注入するということ、過剰な、経済に悪い影響を及ぼすような行動をしないように環境整備をしてあげる、こういうことに必要かつ十分な用意だということに思っているわけでございます。

○北脇委員 公的資金ということで、場合によっては国民の負担ということになりかねない。その金額としての十三兆円ということですから、そういう大ざっぱな、安心できる金額としてというようにことでは、これはもう説明にはならないと思うのです。やはり数字を、十三兆円ということと置く以上は、その根拠となることを言っている。ただかないとその数字の説明にはならないと思うのです。

○山口政府委員 簡単にという御指摘でございます。したので少しはしよって申し上げましたが、仮の計算をしますと、主要十九行、まあここに入れるということ、これを前提に言っているわけではあります。今、これが今大体平均約九割という自己資本比率になっておりますが、この半数の銀行を優先株の引き受けに充てるとしますと、機械計算しますと一三〇〇億になるわけですね。そうすると、欧米主要国の上位行と遜色ない水準になる。これぐらいの規模、これが十兆円を使つて購入した場合でございます。ロスが生じた場合のロスの穴埋めにも充てられますし、また、ファイナンスにも使えるわけでございますけれども、こうした水準のものというのをめどに置いておきますれば、そういう危険の対応にも十分対応が可能であるというふうに思ふ次第でございます。

○北脇委員 先ほどの資本注入のやり方の説明としては、全部網をかけてやるというふうなことでなくて、もちろん個別の金融機関からの申請に基づいてやるんだということではございまして、そうすると、十九の銀行の半数程度というふうなことを想定するというのはいかかろなんでしょうか。そこにも何か説明があり得るのか教えていただきたいと思います。

○山口政府委員 あくまでそれは仮定の計算でございます。特定銀行あるいは特定の銀行の数のイメージを持った数字かということに申し上げているわけでございます。

○北脇委員 それから、交付国債の方の使い道ですけれども、三兆円分基金をつくるということになっていきますが、その基金の使い道としては、法律によれば、整理回収銀行に対する貸し付けとか整理回収銀行の損失補てん、それから金融危機管理助成を廃止したときの補てん、それに使えるというふうに法律には書いてあります。

それは、全項並行的に書いてあります。並べて書いてあるのです。私の理解が間違ひなければ、そういうことだと思ふのです。そうだとすると、交付国債による三兆円の基金を整理回収銀行の損失補てんとか、もしくは預金保険機構の中のこの勘定の損失補てんに使うというのではなくて、条文中からすれば、いきなり整理回収銀行に対する貸し付けに使つて、そこで整理回収銀行が優先株を買ふというふうに使ふこともあり得るというふうに読めるのですが、その理解で間違ひないでしょうか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。三兆円の性格としては、ロス埋めに使ふことと同時に、それをファイナンスにも使ふということでございます。政府保証の十兆円は、ファイナンスに使うという前提でございます。

○北脇委員 そのところが非常に複雑でよくわからないのです。今言いましたように、交付国債もあり、それから十兆円といったも、それも預金保険機構が日銀や金融機関から借り入れる、それに対して政府保証をつけるといふのもあれば、また債券発行をしてそれに政府保証をつけるという、言ってみれば三つの資金調達の手段が用意されていると思うのですが、なぜその三つを用意しているのか。そして、実際の資本注入を行うときの資金の使い方としてはどういう方針でその三つの手段を使い分けるのか。これがわからなくて、非常に複雑なので、そこを答えていただきたいと思います。

○山口政府委員 金融危機管理助成の方のお話としてお答え申し上げます。国債の交付の方は、ロスの穴埋めとファイナンスと両方に使えます。それから、日銀等からの、これは金融機関も含まれますが、借り入れはファイナンスでございます。それから債券の発行もファイナンスでございます。どちらが有利な方、あるいは期間の問題もありませんし、預金保険機構の方で適切にその辺の運営を考へるということでございます。ファイナンスの手段は幾つか用意してあるということでございます。

○北脇委員 もうちょっと具体的に言うならば、十兆円分については、借り入れに対する政府保証と債券発行についての政府保証があるわけですから、もしそれが、借り入れにしても、それから債券についても償還ができなくなったという場合には、政府保証がついていて以上は政府が最終的に面倒を見るということですから、そういう前提で勘定を運用して、最後、保証を発動せざるを得ないということならばやるというふうな考えれば、あえて交付国債を交付して基金を設ける必要はないと思ふんです。

それと、もう一つ言えば、我々の考え方、民衆の考え方としては、当然そこに金融機関の負担というものも考へるべきで、それは、保険料も含めて預金保険機構の今の勘定を緊急措置期間が終わつた時点で整理をしていけばいいという考えもあつたので、少なくとも交付国債を交付するという必要性、これははないと思ふんですが、いかがでしょうか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。さきの、昨年十一月のころの非常に不安な心理、これは預金者の方々もかなり、取りつけとまではいきませんが、不安感をお持ちになった、そ

れからプロの世界のコール市場も大変に不安を持った、したがって金融機関自身も大変不安を持ったということで、非常に不安感が高まったという私どもは貴重な経験をしたわけでございます。

そのときに、やはりこういった仕組みをつくったときに、いざとなったらきつと対応をするという姿勢をまず示すということが大切だと思うわけでありまして。本来埋めるべきものを埋めないでずっと最後まで引きずって、後で何とかということよりは、その都度その都度きつちり対応をいたしますということで安心感を与えていただきたいというところで、一言で言えば内外の信頼の確保のために国債を交付させていただいて、それでいつでも対応をいたしますという用意を明らかに示してある、こういうふうな御理解賜れば幸いでございます。

○北脇委員 じゃ、具体的にちょっとお尋ねしますが、もしこの法律が成立して、施行後、資本注入の申請があつて、それが一千億から一千億というように途中で申請があつたときに、実際のその資金の調達、今私が申し上げた交付国債、それから借り入れ、そして債券発行、この三つの中で、その一千億から一千億ということと調達するのに具体的にはどういうことになるんでしょうか。もちろん預金保険機構が判断することだということはあるかもしれませんが、この法律を提案している政府として、どんな考え、どんな方針をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

○山口政府委員 これは、提案している私どもとしては、いろいろな手段を与えているということとでございます。預金保険機構がそこは判断をさせていただく話だと思います。

○北脇委員 先ほどから日銀の理事にもおいでいただいておりますので、この点についてお聞きをしたいと思うんですが、全部で、もう一つの方の勘定等を含めると二十兆円について日銀等の借り入れがあつて、それについて政府が保証する、こういうスキームになっているわけですが、二十兆

円という大変膨大な金額ですので、政府保証の借り入れに依拠するということは、国債を日銀が引き受けているのと結果的には同じになるという指摘もありまして。それが日銀の信託といひますか、そういうものの低下につながるんじゃないかという心配もあるわけですが、この点について日銀としてはどのようにお考えでしょうか。

○本間参考人 お答えをさせていただきますかと思ひます。

今回提出させていただいております二つの法案、この二法案におきましては、日本銀行等の貸し出しというものにつきまして幾つかの出入方を予定されていると思ひます。

一つは、特例業務勘定におきまして特別保険料の収入が、これが上がりますまでの間のある種のつなぎの措置といたしまして、それまでの間に必要な金を特例業務勘定に対して貸し出しを行う。それから、特例業務勘定のもう一つの役割といたしまして、整理回収銀行が不良債権を買う、その間のまた不良債権を買うためのファンディング、この買い取り資産のファンディング、このための出動というののもう一つ予定されていると思ひます。それから、金融危機管理勘定の方につきましては、この金融危機管理勘定が優先株等の引き受けを行う、引き受けを行いますための資金のファンディング、これが必要になる。いろいろな役割が貸し出しという形でもって予定されていると思ひます。

それで、日本銀行は、こうした貸し出しが、ただいまの御議論にございまして、幾らになるかということ、当然これは現時点で見通すことは困難でございますが、財務の健全性、いろいろな機会に日本銀行の貸し出しの非常に大切な一つの要因、要素というふうに私どもが考えて申し上げさせていただきます。この二つの勘定の借り入れにつきましても政府保証が付されることになっております。また、ただいま申し上げましたような意味での、買い取りました不良資産あるいは引き受

けを行いました優先株等の処分におきまして、仮にそこにロスが生ずるというふうな事になった場合には、そこは交付国債の現金化によつて補てんをされるというふうにこれがなされることになっておりますので、こうした貸し付けを執行することによりまして日本銀行の財務の健全性が損なわれるとか、あるいはそれに伴ひまして円の評価が、信託が損なわれるとかいうふうな事にはならないというふうに私どもは考えております。

国債の引き受けと同じような効果を持つのではないかと、こういう御指摘をただいま申し述べましたが、基本的には、ただいま申し述べたように、特例業務勘定におきましては特別保険料や預金保険機構の買い取り資産の処分にかかり金等、それから金融危機管理勘定におきましては優先株等の処分にかかり金、それをそれぞれ返済財源といたしまして行われるものでございまして、国債の引き受けのように政府に対して直接信用供与を行うというのではないというふうに理解をいたしております。

○北脇委員 時間が参りましたので、今回の質問で申し上げたことを最後に一言だけ申し上げて終わりたいと思ひます。

と申しますのは、今度の金融二法、特に一般の金融機関に対する資本注入の部分については、同僚議員、いろいろ申し上げている問題点もありまして、それに加えて、法律の書きぶり、それと実際の運用というものの、いろいろ言われていることとの間に開きがあつて、そのところに余りよくない法律をつくるという部分があると思ひますので、そのことを申し上げて質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○村上委員長 次に、上田清司君。

○上田(清)委員 大変御苦労さまです。

それじゃ、山口銀行局長、御就任以来どのくらい時間がたちましたか、何年何月とか。

○山口政府委員 一昨年の七月二十何日だったと思ひますから、一年半強でございますか、そ

れぐらい……。
○上田(清)委員 ありがとうございます。
松永大臣、私も埼玉県選出の国会議員として、日ごろから尊敬する松永先生が正義感と誠実さを持って金融、大蔵行政に立ち向かわれることを心から御期待申し上げていることをまず申し上げます。

それで、山口局長、銀行局でというよりも大蔵省で、あなたが、この一年で結構でございますけれども、この一年で銀行局長の——ごめんなさい、質問の通告はこれはしてありませんが、いろいろな話をしていううちに思ひつきがどんどん出てきますので、どのくらい通達を出されたか御記憶にございまして、一年間で、あなたの名前前で、いや、当然印鑑を押されているんですよ。

○山口政府委員 ちよつと正確には覚えておりませんが、ある程度の数はあつたと思ひます。

○上田(清)委員 別にこれどう言うつもりはありませんので、ぜひ、どのくらいか、感覚的に言っていたかと思ひます。

○山口政府委員 ちよつと正確には申し上げられませんが、申しわけございません。

○上田(清)委員 それは、少なくとも覚えていないのか、それとも多く覚えていないのか。

○山口政府委員 数はだんだん減つてきているんだらうとは思つておりますけれども、ちよつと、余り、こうした公式の場でございまして、いかげんな答弁はできないという気持ちでおります。

○上田(清)委員 別にいかげんな答弁を求めているわけじゃありませんが、ちなみに、五年間の銀行局長の通達を見ましたら、約七十ページございました。それで、一ページに四こから八こまぐらい出ています。平均で六としても四百二十ぐらいあります。実は、大蔵省全体で、この五年間に通達の目次だけでこれだけありまして、約二百ページありますので、これは千二百ぐらいあるのかな。そうすると、一年間に二百四十ぐらいあるかな。そうすると、銀行局だけで一年間にどの

ぐらいあるかなと思つと、やつぱり七十ぐらいあるんじゃないかな。特に、保険とか、生保関係の、いわゆる保険業法の改正絡みの関係だけでも約三十四本、一年間で八本ありました。信濃、農協関係のさまざまな改正関係でも、五年間で四十五本、一年では平均的に約十一本出ている。

むちゃくちゃ通達が多いので——実は、このことをひらめいたのは、一週間前にある地銀の頭取と二時間ほどお話をしまして、とにかく、なぜM O F 拒かという話も出まして、こういう通達行政が多いので、裁量行政が多いので、どういう意味合いをこれから持つてくるのかとか、あるいはこれからどういう通達が出てくるのかとか、そういうことを先走つてやつておかないとかなかなかやりづらいんだ、そういうところに原因があるんだというふうなお話を聞いたもので、では、通達行政はどのぐらいあるかということをやつと確認をして、今局長が言われましたように、大分減つてきた。大分減つてきたと言つて、大変なものだな。

私の率直な感想でありますので、この点について、大蔵大臣、このように大変多い数字の通達行政がある銀行の頭取に言わせしめれば、M O F 拒もせざるを得ないようなところもあるんだというふうなお話を承りまして、なるほどと思つたような次第ですが、大臣の率直な感想はいかがでしょうか。

○松永國務大臣 お答え申し上げます。
民間の業界の方で、それは通達の多さに苦勞するぐらいのことがあつては、私はやはりいかぬと思ひますね。それは、いわゆる通達行政と言われますし、あるいは裁量行政と言われかねない問題でありますから。

だから、基本的には、まず透明性のある行政にしなきゃなりませんし、それからルールを明確にして、そして、事前の指導じゃなくして事後チェック型の行政、それが新しい形の行政でなきゃならぬし、そつちの方向に向かうべく最大限努力していくのが今の行政改革を含めた新しい行政のあり方だろう、こう思ひます。

政のあり方だろう、こう思ひます。

○上田(清)委員 山口銀行局長はよく御存じだと思いますが、たまたま私は東海銀行の裁判の記録とかを見て、判決の中に、大蔵省が隠ぺい工作をしていたとはっきり判決文に書いてあつたんですね。そんなところから、金融行政のあり方について何度か大蔵委員会、決算委員会でも御質問させていただいた経緯がありますが、銀行検査で、年間三百行ぐらいありますが、法令違反の告発というのはなされたことがございますか。通告なしです。よく記憶になつたら、なかつたでも結構です。

○山口政府委員 第一勧銀の検査忌避、あれは告発をさせていただきました。

○上田(清)委員 そうですね。九七年七月、その事件がありました。ほとんど告発がなされていらないというところは、逆に言えば、常に健全性に関してよかつたという判断がなされてきたのかな、その都度ですね。過去において告発するような事件というのはほとんどなかつた、一件あつたのみと。

そういう形になると、銀行局、検査部で検査された中身では、常にまあまあ健全性であつたというふうな考え方でよろしいんでしょうか。

○山口政府委員 先生は、告発、刑事事件のことを申されましたけれども、最近、私が就任してからは、いろいろな命令もできるだけ文書できちつと出す。二十六条の命令、二十七条の命令、これはそういう透明な形でやるように努めてはおりますが、先生の目からごらんになりますとまだ足りないというふうな御指摘かと思ひますけれども、これからの行政としては事前指導型から事後チェック型というところでやつてまいりたいというふうな思つておる次第でございます。

○上田(清)委員 今申し上げましたのは、要するに、告発をするほどのことはなかつたということの形になつて検査がその都度終わつていながら、結構銀行が破綻している。ということは、健全性のチェックというのは働かないのが銀行の検査行政のあり方だろう、こう思ひます。

政かなと思ひざるを得ないということを、きちつと検査ができていれば是正措置もとれるでしょうし、さまざまな指導監督もできるでしょうから、破綻しない。破綻するということは、よく検査ができないということではないかということですので、検査というものはそもそも限界があるんじゃないかということをおし上げておりましたので、このことも含めて、改めて考えていただきたいと思います。

特に、私は、昨年の六月十七日の大蔵委員会で三塚大蔵大臣と中川検査部長に、どうですか、ちゃんと検査できるんでしょうかと、あるいはそういうことを申し上げた経緯もございましたし、それから、M O F 拒の問題にも触れさせていただきました。接事も含めて、そういう情報を提供することをなされたことはございませんか。接待を受けているとか、そういう銀行の担当者から、ありませんかというのを私がお伺いしましたら、中川政府委員は、今のことに限しては、「平素から検査官の綱紀粛正につきましては厳正に対処していただいておりますし、そういうことはあつてはならないことと思ひます。私といたしましては、そういうことはございません、ないというふうな信じております。」と、ちよつと最後の方が怪しくなつていましたけれども、それで、大蔵大臣もまた、そういうニュアンスのことを言われましたけれども、さまざまな事件が起きてきて

もう御承知のとおり、五十四年に、松下官房長時代に、「綱紀の厳正な保持について」で接待を受けちゃいかぬというふうなことも言われたり、八年の十二月にも三塚大蔵大臣の名前で出ておりますし、それでもたくさんお話が出てきているというこの原因について、なぜそうなのかということについて、これは、あとの質疑の関係もございまして、きょうはこの部分はこれで終わりますけれども、このように過去において綱紀粛正のための文書が配付されたり、それから、大臣もそれは

ないと申されながらもしばしば起きてきているということに関して、率直に大臣としてどのように思つておられるかをまず伺つておきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

(委員長退席、井奥委員長代理着席)

○松永國務大臣 お答えいたします。
国会の委員会で、ないと言つておりながら実際はあつたということは、これはそう軽く見てはいかぬと思ひます。ある意味では、本当のことを言つていないような感じがいたします。また、部長さんだから知らなかつたということはないだろうと思ひます。

その意味では、やはり、指導したのかどうか知りませんが、そういうことが日常茶飯事に行われておつて、麻痺しておつたのではなかつたかという感じすらいたします。そこをきちつと直していくことから公務員としての倫理というものも立ち直つてくるのではなかつたか、こういうふうには思ひます。

○上田(清)委員 大臣、ありがとうございます。
本間に、委員会できちつとした答弁を金融検査部長がなされている、それから三塚大蔵大臣も、そういうことはない、万全を期している、こういうお話をされた後にしばしばそういうことが起つていっていることは、これはやはり大変なことでありまして、山口銀行局長もこの点に関して、官房長、きょうおられますので、特に金融検査関係も多かつたわけですから、ぜひ、どのよう

に受けとめておられるか、委員会で発言、重みというものについても一度確認をさせていたいただきたいと思ひますので、この委員会での大臣の答弁あるいは政府委員としての答弁についてどのように受けとめておられるかを確認させていただきます。

○山口政府委員 国会での御答弁は私どもが責任を持つて御答弁申し上げるべきことでありますので、今御指摘のようないふことがないように最大限努力しなければならぬというふうな自戒をいたしております。

○上田 委員 それでは、一の資料を御配付ください。

私はかねてから、昨年の十二月の大蔵委員会で銀行のリストラ状況とかさまざまな問題点について御指摘をさせていただきまして、今回、三十兆に上る政府公的資金、いわば国民の税金を投入して金融システムを守る、あるいは預金者を保護する、あるいは緊急事態における金融システムを守るために今回のスキームを提案されているわけでございますが、極めて問題点が多いというところは既に同僚議員も指摘されております。

まず、与党の議員の方々にもぜひ御理解を賜りたいのですが、大変、銀行のリストラができていないことや、あるいはもうけ過ぎの問題点や、さまざまな責任の追及が十分なされていないことについて、私は、果たしてそこまでやっていく必要があるのかどうかということについて改めて申し上げたいと思います。

例えば役員報酬について、五年の三ヶ月で、一人当たり、都市銀行でございすが、三千六十一万、年収でございすが、八年の三ヶ月、一番新しい資料です。で恐縮ですが、二千九百七十万、約一%リストラされておられます。カットされております。

大臣の感想として、都市銀行だけを今取り上げましたけれども、一%カットされてリストラだというふうな感覚になられますかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○松永 国務大臣 銀行のリストラ、甘いという指摘があるということ、私も承知しておりますが、今委員御指摘のように、公的資金を入れているというときでありますから、今までのように甘い考え方ではなくて、本当に国民が理解をしてくれるような思い切ったリストラをするのが当然であるというふうに思ひます。

役員の報酬、これは一%程度の減額で果たしてリストラと言えるか、ちょっと言いにくいと思ひます、言えないと思ひます。ただ、賞与については、七年、八年は辞退しているというか払っていないという点は、これは少しやってもらえるな、こう思うわけでありすが、特に問題行として指摘されたところは、厳しくリストラをやつてもらうに思ひます。

ただ、基本的には、役員の報酬等、これはそれぞれの会社で決めることでありますので、命令したりすることはできませんけれども、いろいろな方法でリストラを真剣に行うように促していきたいというふうに思ひます。

○上田 委員 大臣、ありがとうございます。同じように、退職金についても、もちろん少しずつ減額をされておるのですが、長期信用銀行、三行ございすが、この中でも、実は、昨年の十二月にも御指摘しましたけれども、私が提出しております資料でございすが、五年の三ヶ月に、三銀行です、長期信用銀行は、二十人退職金がおられまして、退職金額が全部で四十五億、一人当たり二億二千万になつておるわけですが、このときに、あくまで推定ですが、二十五億退職金を取つた元頭取がおられます。そういう中身がずっと続いている。

ちょっと信じたいことが現実に行われているということも現にあるということ、私は与党の議員の皆様方も含めまして、やはり政府委員の皆様方も、そういうことがなされているということについて、何ら、もちろん、民間の給与でありますから何にも言えない、しかし、通達行政がもしあるとすれば、そういうことをささしくしつかりやるべきものではないかなというふうに思ひますが、先ほど大臣の感想を私にいただきましたから、山口銀行局長、私は、三塚大蔵大臣以前、こういう話がありますので、場合によつては注意してくださいというお話をしたことがございすね。ぜひ、ちょっと、政府委員の現在おられるトップとして、この問題についてどんなふうに感想を持っておられるか、銀行局の最高責任者としての御見解を聞いてみたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○山口 政府委員 いろいろ、リストラについての厳しい国民の声あるいは国会での御議論というのを十分私も聞いております。

昨年の十月に、私の事務連絡という形で、こういう厳しい声があるということを伝えました。一部の新聞では、過剰介入ではないかと、役所がそこまでまだやるのかという、やや非難めいた記事も出ました。しかし、国民が何を求めているのかというのをやはりしっかりとお伝えするものも私どもの仕事だろと思ひますし、また、これから、公的資金という問題を御議論いただいているわけでございすので、そこはぜひ私どもの事務連絡の趣旨を徹底していただきたいたい切に願つており、また、そのような対応を促していきたいというふうに思つてゐる次第でございす。

○上田 委員 二番と三番の資料を皆様にお渡ししてください。

私は、役員報酬について、わずか一%しかカットしなかつたというところは、現実の問題として、銀行は平均的に言へばすくなくもかつてい、大変な利益を出しているというのを指摘せざるを得ませんし、そういう空前の利益の中である意味でのリストラが進んでいない、そういう部分もあるのだということを指摘せざるを得ないので二の資料でございす。

これは、御承知のとおり、全国金融機関の七年から九年までの半期ごとの業務純益と土地、有価証券の含み益を含めた資料を全国銀行協会の連合会の資料の中でつくらせていただきました。

これを見てわかりますように、大変な含み益並びに業務純益を上げていて、こういう実態があるいはこのリストラを避けていっているのかな。また、こういう実態があつたから不良債権の償却も徐々に進んだんだという言い方もできるかと思ひますが、私は、やはりこの問題について、どんなふうに業務純益を考へていけばいいかということについても改めてしっかりと確認しなきゃならない。

特にこの数年間は、御承知のとおり、百万円預けて二千五百円か二千円しか利息がないという時代でございす。雨の日にタクシーに乗つていけば損をする。したがって、金庫がたぐさん売れる。こういう事態になつておりました。とりわけ、預金と貸出金の利息の平均利率を追つかけていきますと、例えば九一年度に預金利息の合計は三十二兆七千億からございす。そして、九六年度は約四分の一の八兆円になつております。こういう、四分の一に預金が減つても、現実に貸出金利合計と預金利息合計との差を引き算していけば、九一年当時の三十二兆円と九六年度の八兆円当時と比較して、減の九六年度の八兆円の方の方が実はこの合計差は大きくなるというそういう数字が出ております。

これほど数字の上では銀行はもうかる状態になつてゐる。このもうかる状態の中で一体何が起つてきているのかということについて、銀行局長、これは不良債権の償却に相当使われたというふうにしておられますが、この九一年から九七年まで、あるいは六年度まで、この九一年から九七年まで、あるいは六年度まで、この九一年から九七年まで、多分最新の数字を持っておられると思ひますが、どの程度銀行の不良債権をこの業務純益の中から処理をされたのか、雑駁な数字でも結構でございすので、御教示いただきたいと思ひます。

○山口 政府委員 全国銀行で債権償却特別勘定の繰入額を私に見ておられますけれども、四年度で一兆一千六百九十九、ちよつとまとめて申し上げますと、五年度で一兆七千二百三十二、六年度で二兆五百八十三、七年度で七兆三千五百六十六、八年度で三兆四千六百七十五という繰入額となつてございす。

今突然資料を見ておりますので、本当に正確にこの数字かどうかちよつと留保させていただきますが、一応そういう数字がございす。

○上田 委員 結構でございす。私が確認した数字では約二十七兆ぐらゐり処理しているんではなからうかというふうに思つており

ますが、これはまた金曜日に私予定させていた
いておられますので、改めて確認の上議論させて
いただきたいというふうに思っています。

それで、大手十九行の内部留保は九四年三月で
一体何兆円残っておられますか。これは質問とい
うか、資料通告をお願いします。これは数字を把握
されておられると思いますが、もしおられていな
ければ私が申し上げますけれども、はい。そ
れでは、十一兆六千三百七十五億という、これだ
け内部留保があるんですが、大蔵大臣、これだけ
あれば少し吐き出してもいいんじゃないかと私は
思っています。

例えば保険料の利率についても、たえられない
なんというふうな話がよく出てくるんですが、ア
メリカの約三分の一ぐらいの保険料利率なんです
ね。私どもの同僚議員であります岩國先生などは
二倍ぐらいに引き上げていいんじゃないかという
ようなことも言っておられますが、預金保険機構
の保険料率を、これだけ、十一兆からの内部留保
はある、毎年最低でも四兆からの業務純益があ
る、多いときには八兆、九兆円になっている。そ
ういう中で、なぜ預金保険機構の保険料利率が
私には高いというのが理解できないんです。

これは大臣も、これは大事なことでございま
すから、銀行の不始末は銀行ですというのが本来
の筋ですから、そういう観点からすると、これだ
け業務利益を上げておいて、内部留保も十一兆円
を超えておきながら、十九行ですけれども、この
十一兆六千三百七十五億は、にもかわらず、自
分たちの不始末を国民の税金にお願いしようとい
う話はいささか、私はちょっと疑問のあるところ
でございまして、松永大蔵大臣にお尋ねしま
すけれども、最小限度、預金保険機構の預金保険利
率が必要という話にならないんじゃないかとい
うか。この点に関しては共産党的意見になって恐縮
ですけれども、ぜひ大臣の御感想を聞きたいと思
います。申しわけないです。

○松永國務大臣 預金保険料の利率の話でござい

ますが、私は考えなきやならぬのは、やはり同率
でなければならぬわけですね。預金保険料率は、
そうすると、力のない銀行が大きな負担になっ
て、特に中小金融機関がたえられるだろうかと
いう問題が一つ。それからもう一つは、アメリカで
は、聞くところによりますという、優良銀行
は、心配がない銀行はゼロになっている、そうい
う制度もあるやに聞いています。そこらのところ
を兼ね合わせて判断しなきゃならぬ問題だろう。
いずれにしろ、これは何年でしたか、見直しの
ときがあるわけでありまして、そのときまでの間
にいろんなことを勘案しながら対応していくべき
事柄であろう、こういうふうに思います。

○上田(清)委員 大臣の御答弁は御答弁としまし
て、山口銀行局長、同じ質問です。
○山口政府委員 大臣が申し上げたとおり、中小
の金融機関、業態を言いますとちよつといろい
ろ語弊がありますので中小金融機関という形で言
せていただきますが、これが負担率としてはもう
九%をかなり上回っております。だから、もし個
別に見ますと相当な負担になっておるとい
うこと、これもちよつと考慮しなきゃいけないとい
うのがございまして、それから国際的な問題も大臣
から申し上げましたけれども、しかし、十年度中
には見直しをするというふうにしておりまして、
そういったことも勘案しながらいろいろ検討をさ
せていただきますと思っております。

先生がおっしゃいますように、金融機関の問題
は金融機関の中で解決するというのも一つの理屈で
ございまして、アメリカ等を見ますともちよつと
それが進みまして、いい銀行、つまり破綻しそ
うない銀行が何で破綻の預金者まで見なきゃい
けないのかという、今度は金融機関の中のまた差
別化といえましょうか、そういった現象が起きて
いるわけですね。したがって、今大臣が申し上げた
ように、優良というところはゼロで、非常によく
ないところとは非常に高くなっているという
状況であります。だから、どこの範囲までが身内
なのか御親戚なのかというふうな話になってきま

すとなかなか議論が難しくなるのでございま
すけれども、今私どもが抱えております預金保険法の
考え方はみんな一応一律という考え方がございま
すので、そういう中小金融機関等の問題がござい
ますという御指摘を申し上げたわけでございま
す。

○上田(清)委員 例えは、資金量あるいは銀行の
内容について、余力のあるところに少し余分に負
担させるとか、そういう考え方に立つのか、ある
いは、自動車保険みたいなよく事故を起こす人
ほど高い保険料を払う、こういう考え方と、二通
りあると思うんですね。正確に言えば三つあるか
もしれません、一律でいくという。一律でいく
引き上げを図ると小さいところは困るという議論
をちよつとなされた嫌いがあるかと思いますが、
私は、やはりこの問題は案外本質に迫る問題では
なからうかというふうに思っておりますが、これ
は特に銀行局でかなり深い研究というのはなされ
たことはあるのでしょうか。

○山口政府委員 預金保険の制度自体の問題とい
うのは非常に奥の深いマターを含んでおりまし
て、これは今私どもでもいろいろ研究をして、ま
た、学識経験者の方々の御意見も今聞いておる最
中でございまして。

何を保護すべきなのか、どこまで保護すべきな
のか、それが負担すべきなのかという問題は、非
常にこれは今後の金融行政の根幹にもかかわって
まいります。そのときそのときの情勢に左右され
る面もありますけれども、基本的な考え方という
ものをやはりきちつと構築した上で、それで現在
一番適応、あるいは対応するのはどういうや
り方がいいのかという議論をこれから進
めていく必要があるだろうというふうに思
っておりますので、先生がおっしゃいますように、ア
プリオリにこうあるべきだというふうなことを私
は思っているわけではないことをぜひ御理解いた
だきたい、いろいろ考えるべきことは多いとい
うふうに、御指摘のとおりだと思います。

○上田(清)委員 これからの金融行政のあり方に

ついては、既に提言もなされて、それにあわせ
て、外為法の改正を初めさまざまな制度の改正
また運用の問題、議論もしてまいりましたけれど
も、これはもう先延ばしできない議論だとい
うに私は思っております。

もう既に、ことしの四月から新しいフロンテ
アナーとしてのビッグバンの一環が始まるわけ
でありますから、これは銀行がどういう形できち
つと国際社会の中でうまく機能していくのかど
うか、そういうことも考えれば、今の銀行局長の答
弁では、問題先送りにしかすぎない、こう言わざ
るを得ません。一律がだめならどういう形で負担
させるのか、また、どこに本当の合理性があるの
か。預金者保護を中心とした物の考え方、あるい
は国際的な競争の中で打ちかつ条件というのはい
一体どうなのかとか、何かポイントを絞って、どれ
もこれもというわけにはなかなかないかと思
います。そういう議論をずつとしておりますから、
結果的にいつまでもたつても不良債権は片づか
ない、おまけに公的資金の導入をせざるを得な
くなってきている、こういう状況に追い込まれて
いるわけですね。ずつと先送りをしております。

私は、これは早急に実は結論づけなくちゃい
けない大変な問題だと思っております。これから、場合
によっては、既に法案の中にも出ておりますよ
うに、金融不安にさらされるような大変な事態が予
測されるようなときに云々という条文までわざわざ
書いてありますけれども、そういう事態のときに
この預金保険機構がどういう役割を果たすのかと
いうことについてきちつとした議論をやはり出
していただかなければ、今みたいな答弁では、また
これはわけのわからない形かと言われれば申し
上げるべきがありません。

ぜひ大蔵大臣におかれましては、これは早急に
結論を出す議論ではないかということだと私は思
いますので、できましたらこの審議期間中にでも
一つの方向性というものを示していただきたい
というふうにお願いたします。

○山口政府委員 大臣の御答弁の前に一つお話し

させていただきたいと思うのでございますが、今、預金保険の役割は大変重要でございます。おしかりを受けるかもしれませんが、今、預金保険制度を例の金融三法で国会でお認めいただきまして、この仕組みがあることによつて本場に我が国の今の金融の秩序は、あるいは信用秩序は保たれております。日本経済全体がある意味では保たれていると言つても言い過ぎではないと私は思ひます。

そういった形で、預金保険というものにはかなりある意味では期待をかけて、またその運用に期待をしていてという面が非常に強いわけでございますが、こういう我が国の現状からしまして、当面、二〇〇一年の三月まではこういった形でしっかりと日本経済を預金保険という仕組みでもって支えるということが今は非常に大切なのではないかとこのように思つておるわけでございます。

先生のそのあるべき姿の御議論は当然大切なことだと思ひますけれども、二〇〇一年三月までの姿としては、ぜひこれを、今やつております例の三法の考え方を認めただきたいというふうに思つておるわけでございます。

○松永国務大臣 お答えいたします。

保険というならば、例えば任意保険の場合には、事故発生可能性の高いところが保険料高く、低いところが保険料安いという仕組みが、保険、特に任意保険の仕組みだろうと、私その専門家がやありませんが、若いときに習った保険の理論からいけば、強制保険ならば一律、原則、こういうものだろうと思つたのです。それで、大きいところ、それから強いところから高く、小さいところ、弱いから低くというのは、どうも税の理論のような感じがしてゐるわけでありまして、なかなかそのところは難しいな、こう思ひます。いずれにせよ、勉強の対象にさせていただきたい、こういうふうに思ひます。

○上田(清)委員 ありがとうございます。

山口銀行局長に申し上げますが、なぜこの議論をしたかといふと、もう御承知のとおり、マ

イナスになつていますよね、預金保険機構の残額が。想像を絶する以上にものを使つてしまつておるわけですね。だからこの議論を申し上げておることは、この程度でよろうかというのをみんなが、みんながというか多数で改正が通つたわけですね、けれども、しかも、それを超える、現実にもうお金を使つてしまつて、マイナスになつておる、この状況があるというのを踏まえて私は議論をしてゐるつもりですので、ちよつとその辺が物足りなかつたなといふことを申し添えておきます。

それでは、三というナンバを打つておりますが、「貸し流りの中、サラ金に貸し出す大手銀行のモラルを問う」とあえてタイトルをつけておられますけれども、銀行の貸し流りの現実についていろいろなところで議論が出ておられますが、銀行が貸してくれないものでついでにサラ金に、あるいは町金融にというスタイルが、実は私の仲間にもおりました、その後始末で十二月の暮れに苦勞した経験も私でございます。

そういう中で、これも民間銀行、金融機関がそれぞれ勝手に借りたり出したりするのは何の規制もないのかもしれないが、ただ、もし、大手銀行がこういう現況の中でサラ金の融資をどんどんふやしていくというところが、結果として個人の破産やあるいは企業の倒産といふことにつながつておるといふ仕組みができておるとすれば、これは決して見逃すわけにはいかない議論だといふふうには私は考へておるわけで、あえて一石を投ずる意味で、大手銀行のサラ金への融資の金額が極めて最近ふえてきている。都市銀行でいへば前年比で三七・四％、信託銀行でいへば前年比二四・一％という形です。

私の資料のこの九三年というのはどこか間違つてゐるんじゃないかなと思ひます。申しわけありません、ちよつとどこかでワープロの打ち間違ひは何かやつてゐると思ひますが、九八年だと私は思つております。

こういう状況があるということについて、例えば銀行局で、これはサラ金は通産省の管轄だとお逃げになることも簡単ですが、大銀行がサラ金の融資を高めてゐるという現実について、その与えの影響といふことがあるかどうか、このことだけお尋ねしたいと思ひます。

○山口政府委員 先生がお示しいただきました数字でございまして、私が今たまたま手持ちで持つておる数字だと、八年十二月末あるいは九年十月末といふのは前年に比べると減つてきておりました、総体的に見ますと、一番、国内銀行の貸金業等への貸し出し、いわゆるノンバンク向け融資がピークだったのは、平成五年の十二月末に私の資料ではなつてございます。それからほとんど減つておりました、最近では少し減りきみだといふ数字になつておりました。

しかし、先生の御指摘は、そういうことは別に、こつちの先生も、ただ、私が申し上げたのはノンバンク全体でございまして、先生はサラ金大手十一社と限られておられますから、それは違つた資料を私は申し上げてゐるかもしれませんが、そういう前提で申し上げますと、そういうサラ金業界を通じていろいろ、いつか先生の御指摘があったと思ひますが、自己破産が多いとかいう問題があったといふことも社会問題化した経緯もあります。ただ、銀行がそういうところに貸し出すことがいけないといふことではないと思ひますけれども、ひいてはそういうことの現象の裏づけみたいなことになつてゐることも明らかであります、それは好ましいことではないといふふうになつておるわけでございます。

ただ、一つだけ御理解解りたいのは、サラ金、サラ金という表現で貸金業自体を世上言われますけれども、いろいろな見方をされる方はありますが、しつかりした企業もございまして、その辺はぜひ御理解を賜りたいといふふうに思ひます。

○上田(清)委員 言葉に穏当に欠ける部分があったことに關しては、訂正させていただきます。

でございます。それで、四番と五番の資料を配つていただけてますか。

かねてから私は申し上げておりますが、住専国会のときも、経営者の責任追及あるいは悪質な借り手の責任追及、大臣によつては、地獄の底まで追いかけるなどといふような非常に格好いせりふもあつたのですけれども、本場に地獄の底まで追いかけたのかどうか、大変疑問がございまして、

というの、これから三十兆からのお金を費やしなから金融システム全体を守るための法案を提出されて、やはり破綻銀行に關してさまざまな形での経営者の責任をきつと追及するといふようなことをおっしゃつておられますが、過去にさかのぼつてどんなことが行われてきたかといふことを見ると、この責任追及が甘いのではないかと私は申し上げざるを得ないわけでありまして、経営者の民事、刑事責任の追及が余りにもなされてない、とてもじゃないけれども、こんな責任追及で果たしてこれから国民の税金を使うことが可能なのかどうかと私は思ひます。

銀行関係だけで申し上げますが、近年破綻いたしました兵庫銀行、太平洋銀行、阪和銀行、京都共栄銀行、あるいは北海道拓殖銀行、徳陽シティ銀行もそうでありまして、役員、刑事、民事の責任追及について確認をしたら、兵庫銀行、刑事、民事ともになし、太平洋銀行、刑事、民事ともになし、阪和銀行、刑事責任が出ておりますが、民事なし、京都共栄銀行、刑事、民事ともになし、これは一体いかなることか。

なぜならば、その下の方の段に資料として申し上げておりますが、兵庫銀行などは、破綻前の公表不良債権の金額では六百九億だったのが、破綻後に確定したので一兆五千億、倍率で二十四倍になつてゐる。こういうのは普通は虚偽報告とか粉飾決算と言ふのです。したがつて、経営責任追及されなければならぬ。うがつた見方をすれば、元銀行局長が頭取だったからだ、こういう議論まであ

るぐらいです。もちろん、北海道拓殖銀行、徳陽シテイ銀行はまだ時間が短いの、今後刑事、民事の責任追及がなされるのかもしれないが、どうもそういう動きが余り見えない。

ちなみに、住専七社のことも申し上げます。まだ一社しか経営者の責任の追及はされていないのです。日本ハウジングローン以外はまだ何ら責任追及されていないのです。一社当たり大体一千万近い公的資金を国民の税金から投入されながら、あの七社のうち一社しかまだ現実に責任追及はされていない、経営者として、経営陣として、これはおかしいのじゃないか。だれが見てもおかしいのです、これは。

このことについて、まず大蔵大臣は、まさしく私を知るどころでは正義の味方で、もう良識的な感覚の中でこの数字を見ていただけるといふふうには私は確信しております。二十四倍も二十五倍もなったり、あるいは六倍、三倍、五倍と不良債権の金額が上がっていく。こういうことが起こっている、それはいろいろな数字の仕方の過ちがありますと言いますが、三倍までなら大丈夫ならまだしも、これは金額がでかいわけですから、二十四倍などといったら、とんでもない話でありまして、これを粉飾決算と言わずして、虚偽の報告と言わずして、何を言っても言うかということになりますので、そういう点を踏まえれば、これは背任罪ですけれども逮捕できるような気がいたしますが、経験的に考えていただいているかがなもので、大臣の御見解を伺いたいと思います。兵庫銀行に限っても結構でございます。

(井奥委員長代理退席、坂井委員長代理着席)

○松永国務大臣 お答えいたします。

私の感じでございますが、木津信用組合、三百二十億、破綻前公表不良債権、それが破綻後二十五倍になっているなどというのは、何ともはや理解に苦しむわけでありまして、少なくとも商法違反その他の法令違反があるような感じがいたします。

す。

○上田(清)委員 ありがとうございます。

法務省の方、来ておられますか。この問題について、法務省としてどのような見解と、あるいはどのような捜査をなされるつもりなのか、伺いたいというふうに思います。

○藤田説明員 破綻した金融機関の経営者らの責任につきましては、ただいま、株式会社阪和銀行の頭取の特別背任罪、それから住専の一つであります日本ハウジングローン株式会社についての起訴について御指摘がございました。

これら以外の事件につきましては、檢察当局は平成七年以降におきまして数件の起訴をいたしております。まず、平成八年の六月から八月にかけて、木津信用組合の理事長らを背任罪と詐欺罪によつて起訴いたしております。それから、安全信用組合、東京協和信用組合、コスモ信用組合、それから大阪信用組合、これらにつきましても経営責任者等を背任罪等によつて起訴をいたしております。こういうことでございまして、檢察当局におきましては、刑事責任の解明と関係者の処罰につきましましては厳正に対処してまいりましたものと承知をいたしておるわけでございます。

今申し上げました以外の起訴されていない事案につきましましては、檢察当局が捜査したかどうか、あるいは今後捜査をするかどうかというふうなことにつきましては、これは捜査機関の活動内容にかかわる事柄でございまして、法務当局としては答弁を差し控えていただきたいと思います。ただ、一般論として申し上げますと、檢察当局といたしましては、刑事事件として取り上げるべきものがございまして、関係機関とも十分協力しながら法と証拠に基づいて適切に対処するものと存じております。

○上田(清)委員 課長にお尋ねしたいのですが、仮にで結構ですが、二十倍だとか二十五倍だとかという虚偽の報告があったときには、これは犯罪なんですか。

○山口政府委員 恐縮でございますが、ちよつと

法務省の答弁の前に説明をさせていただきます。

例えば、兵庫銀行で六百九億円の破綻前公表不良債権、これはそのとおりでございますが、当時、全銀協の開示基準で破綻先債権の公表だけが義務づけられておりました。そうしますと、それが六百九億円の公表になっております。今はそれに延滞、金利減免というのを足しております。そうしますと、ちよつと細かくなつて恐縮ですが、兵庫銀行の場合は延滞債権が二千九百一十一億、金利減免が二千五百六十三億、それをトータルしますと六千八百七十四億になります。確かに、当時の不良債権の公表がつかぬと言われれば、それはもう私も十分であつたと言わざるを得ませんが、今の基準でいきますと六千億を若干超えるわけでございます。

破綻後の確定というふうに先生御紹介いただきました。これは破綻した後に検査に入りまして、今度はそういう形式基準じゃなくて、しばしば申し上げておりますように、回収ができるかできないかで分けるわけでございます。そうすると、回収不能と言われる不良債権が、調べてみたら七千九百億、六千幾らが七千九百というわけです。

それから、回収可能だけれどもちよつといろいろな不良債権化しているというのが七千七百でございます。それを足すと、七千九百と七千七百です。十四倍ということをやると、委員会で私も御指摘を受けまして、いつも説明をしたいと思ひながらなかなかお時間をいただけなかつたので、このときにこの事実関係だけをちよつと説明させていただきます。

○上田(清)委員 刑事課長の前に山口局長、そういう話になりますと、では検査のとき、不良債権の見込み額とかそういうことの検査というのは一体どうなっているのですか。後だったらわかるけれども事前だったらわからないという話になるのですか。

○山口政府委員 公表不良債権というのは客観的基準でビクアップしているというのは、しば

しば申し上げているとおりでございます。

それで、資産の査定というものは検査のときやつております。これはまた、一兆五千というの七千九百と七千七百に分かれると申し上げましたが、これはある意味ではまた清算検査でございます。清算検査というのはそこでストップする。だから、銀行がメーレンになっている企業が回収不能になつたり、あるいはその系列ノンバンクがあつたらそれが行き詰まる、こういうことを考える場合が清算検査であります。ただ、この兵庫銀行の場合そうであるかどうかというのはちよつとまだ確認しておりませんけれども、一応破綻したときの検査というのはそういうふうな形で見るわけでございます。だから、今回の北拓の場合もそういうふうな形で清算検査をやらせていただいております。

清算検査でない普通のゴーイングコンサーンの場合は、一応四分類、三分類と分けてまして、四分類はその期のうちに償却しない、三分類のうちでも償却ができずなものも償却すべきであるという企業会計的な考え方からその銀行が適切な経理処理をする、こういうのが検査の中身だということに私は聞いております。

○上田(清)委員 聞いておりますではちよつとなかなか頼りにならない話ですけれども、では、北洋とかあるいは北拓で清算検査をしたら、こんなふうに二十倍だとか二十五倍とかになるんですか。

○山口政府委員 ちよつと北洋とおっしゃったのは、それは今生きてる銀行でございまして。北拓の……(上田(清)委員「どうも失礼しました。シテイです、徳陽シテイです」と呼ぶ)そういう銀行の場合には、公表不良債権額というのが一方でありまして、清算検査すればまた違った見方の数字が出てまいります。そのときも回収不能と回収可能というふうに分ける考え方で清算検査というのを行うわけでございます。

とも御指摘でございますが、今は公表不良債権の範囲を相当広げてありますし、また今度、三月初からはSEC基準に準じてやりなさいということをやっておりますので、相当幅が広がってまいります。必ずしも概念的にオーバーラップするものではございませんけれども、そうした考え方でこの不良債権の公表ということをごんごん進めていくという所存でございます。

○上田(清)委員 私、どうしても納得できませんので、後でそのことに關して、とりあえず兵庫銀行に關して詳しく御説明いただきたいと思ひますので、担当の方に申し入れを伝えておいていただきたいというふうに思ひます。

それで、私は常識的に見て、こういうのは虚偽の報告と思ひえない。大臣も、何らかの形で商法上の違反もあるのではなからうかというふうな御発言もありました。それが私は常識ではないかなというふうに思ひますので、刑事課長さん、大藏恐縮ですが、先ほどちょっと申し上げましたように、一般論でございますので、こういう形で不良債権が公表されて、破綻後に二十倍、三十倍になったときに、これは清算後の、破綻した後の清算後の数字だから云々というふうな御説明も銀行局長からありましたけれども、一般論で結構ですけれども、こういうのは普通は怪しいとかこれは臭いとか、そういうふうには思われるのですか、思われませんか。

○藤田説明員 大変恐縮でございますけれども、ただいまの御質問は、個別の具体的な事案についての御質問のように私も受け取るわけでございまして、個別の事案につきましましては、やはり個別の事実関係、証拠関係ごとに判断をすべき事柄でございますので、一般的にはなかなか申し上げられない、一概には申し上げられないと思ひます。

○上田(清)委員 前置きで抽象的に私は言いたくありませんが、個別で言ったわけではありませんが、全く抽象的に、一般論でということをお願いしているのに、何が個別のなんですかね。

○藤田説明員 失礼しました。

抽象的、一般的に申し上げますと、ある銀行に於いてこのような、今御指摘のような事態が起こったときにそれが一般的に怪しいと思うかどうか、こういうことにつきましては、一般的に、一概には申し上げられないと考えております。

○上田(清)委員 何か御質問ですか。捜査をされる方々が人権の問題やさまざまな問題から慎重になられるということはよくわかりますが、しかし、この問題は国民注視の問題であります。しかも今度、住専と同じように国民の税金を三十兆から何らかの形で、最終的に使い切る、使い切らないは別にしまして、できるだけロスを少なくという議論をされておりますし、与野党を通じてこのロスを減らす努力をするつもりでありますけれども、しかし、こういう問題について、一体検査当局は本当に責任追及する意思があるのだろうかとかということについて危ぶむような発言に今のは私は思ひます。

もう一度確認させていただきますが、まさしく一般的、抽象的でありましてけれども、不良債権の公表額と破綻後の公表額が二十倍、三十倍に開きが出たときに、これは捜査当局として怪しいと思ふのかと思ふのかというふうなことについて、私は、何か答えを出しても何らか人権侵害にもならないし、だれかを誹謗するわけでもありませんし、国民に対しての法務・検査当局の物事の考え方として、きちんとした物の言い方としてむしろ信頼感を与えるのではなからうかと私は思ひますので、二度目になって恐縮ですが、もう一度だけお願いいたします。

○藤田説明員 一般論として申し上げますと、本来あるべき常識的な数字と、それから明らかに違った数字とがそこにあるというふうなことが明らかであるという場合には、そこに通常の疑念が生ずるであらうというところは御指摘のとおりであらうかと思ひますけれども、個別の事案にわたるといふわけにはまいりませんので、これはどこまでも一般論ということで御理解を賜りたいと思ひます。

ます。

そして、蛇足でございますけれども、先ほど来申し上げましたように、一般的に申し上げますと、検査当局としては今後とも、刑事事件として取り上げるべきものがございしますれば、関係機関と十分協力しながら適切な対応をするものと存じております。

○山口政府委員 ちょっと一言つけ加えてさせていただきますが、先ほど、一般論として清算検査のお話をしましたが、この兵庫銀行がそういう検査だったかどうかはちょっと確認はしておりませんが、それはちよつとお含みおきをお願いしたい。数字はあれで合っていると思ひますが、その検査の形態はちよつとお含みいただきたいと思ひます。

それから、もう一つつけ加えていただきたいと思ひますが、これからは、破綻した金融機関について、預金保険機構あるいは整理回収銀行で回収に当たるわけでございします。そのときに、責任説明委員会というものを預金保険機構の中につくりまして、そこには、司法当局からの方とか、あるいはそういう専門家、法律の専門家にお手伝いをしていただいて、そこは厳正に責任を追及していくということにならうかと思ひます。確かに、先生がおっしゃるようですが、まだまだ足りないという御指摘はありますが、これから債権回収に当たります。債権回収に当たりますというふうな事案が出てまいります。そうしますと、そこで民事、刑事の問題を取り上げることにならうかと思ひます。

それからもう一つ、住専につきましても、住宅専門の、中坊さんの方で委員会をつくりまして、これは弁護士さんの集まりでございしますが、それで、その責任を追及するというところで準備をしておられます。

そういう形で、今後この責任問題というのを厳正に対処していきたいというふうに考えております。

○上田(清)委員 藤田刑事課長、ありがとうございます。いました。二度目の答弁はすっきりして非常にわかりやすかったと思ひます。それから、山口局長に申し上げますが、まだまだ足りないというふうな認識じゃないんですよ、私の認識は、ほとんどなされてないに近いです。これは、もしなされていらないんだったら言ってください。

確かに信用組合等々関係はされていまして、刑事責任やそれから民事責任が、なぜ大きい銀行になつてくると捕まらんんですか。なぜ告訴されないんですか。この住専関係でも、借り手はもう既に何人もブタ箱に入つていまして、貸し手はだれも捕まっていけないじゃないですか、日本ハウジングローンだけしか。なぜなんだと。これから回収を進める中でわかってくるんですけど、借り手はばばば捕まるのになぜ貸し手が捕まらないか、これが素朴な国民の疑問でもありますし、私の疑問でもあります。心してやっていただきたいというふうに思ひます。

それから、あなた方は指導監督の責任があつたわけですから、商法上、銀行法上さまざまな問題点で摘発ができるはずですよ。それをなぜやらないんだというんですよ、行政上の問題として。やる意思がないんじゃないかというふうに思ひます。も仕方がない。私は、あるはずだと思ひます。

この議論をしていると時間がなくなりますので、また改めてさせていただきます。

それから五番目に、資料として出しましたけれども、私財の提供なんかだれもしないんですね、厚かましい人ばかりで。日銀の総裁にも言いました。松下総裁はさくら銀行の頭取、会長を何年もやつておられる。三井銀行系と太陽神戸系だけで二つも住専の母体行であつた。大体二千億もこのさくら銀行関係で国民の税金を使っているから、あなたも少しは考えて、もらった給料を全部返すぐらいになったらどうだと言ったこともありま

いいですか。木津信以降、破産金融機関の役員から私財提供があった事例はたった三つしかない。木津信と大阪信用組合と土岐信用組合。この間に十八金融機関が破綻しております。その中で三つだけ。

特に兵庫銀行の頭取なんか、元銀行局長なんだから私財の提供ぐらいいなければ恥ずかしいでしょう。倫理観として。そういうのをあなた方は忠告もできないのかと言いたいんだ。そういうのは鈍いというんです。倫理観として。私はそう思っておりますから、山口銀行局長、この問題に關して、個人的な感想で結構でございます。それから大臣も、大変何度も恐縮ですが、私は、非常に良識的な御見解。御答弁がきょうなされていて、今後の大蔵、金融行政に対して非常に期待ができるものと思っておりますので、ぜひまた御見解を承りたいと思います。

〔坂井委員長代理退席、委員長着席〕

○山口政府委員 民事、刑事の責任の追及というのは厳正にやっていくべきものであるというふうに思っています。

ただ、今先生の御指摘の私財の提供ということになりますと、これは御本人の心情といえますか。考え方の問題でもありますが、先生の御指摘のお気持ちは私もわかりますけれども、それを何らかの形で強制するとか、そういうことはちよつと無理ではないだろうかというふうに思うわけでございます。

○松永国務大臣 かつて昭和の初めごろ、銀行破綻等の場合に私財を提供されたという、美談といえましょうが、責任を果たされたという例を私も承知しておりますが、結局、オーナー頭取といえますかオーナー理事長と雇われ理事長、雇われ頭取、やはり意識が違つたような感じがしますね。

そうなつてきますという、やはり先ほどから話が出ておりますように、民事ないし刑事の責任があるのかどうかというのが先に確定されるべきであつて、それが無いのに求めるというのは、結

局本人本人の、何といましようか、道徳観の問題に帰着するような感じがいたします。そういう意味では、やはり小さくてもオーナーがみずからやつていられる方が、万が一の場合でもきちつと処理する例が多いという感じを私は持っています。

○上田(清)委員 ありがとうございます。

時間が少なくなつてまいりましたので、金曜日にお願ひをしておりますが、法案の中身については金曜日にまたしたいと思ひますけれども、基本的な認識についてちよつと幾つか大臣に確認だけさせていたきたいのです。

橋本総理は、いわゆる日本発の恐慌は起こさないということと国会の答弁の中でなされておりますが、これはもうまさしくさまざまな金融不安に対する総理の決然たる決意というふうに思ひますが、これは大蔵大臣としても同じでございますか。

○松永国務大臣 そのとおりでございます。

○上田(清)委員 優先株の購入の問題について、いいところから入れて悪いところからは入れない、これもまた総理は発言されておりますけれども、このような認識は同じでしょうか。

○松永国務大臣 破綻しているようなところにはもちろん入れないわけでありまして、法律上、どこに入れるかというのは、審査機関が基準に基づいて全会一致で決めていただくということでありまして、私の方から今の段階でいいところから入れるということと申し上げる立場にはありません。

○上田(清)委員 橋本総理は、ちよつと確認をしなければならぬ部分もありますが、議事録をもつて一回確認してみますが、いいところは入れられる、つまり資本注入ができる、しかし破綻しそうなところは、悪いところという表現で私は記憶しているのですが、多分、いかに破綻しそうなところとわざわざ資本注入はしないというようにな、そういう発言の趣旨だつたように私は、ちよつと議事録をまた読み返してみなければわかりませんが、また確認はいたします。

今大蔵大臣は審査会で決めるというお話でございますが、これも金曜日にじっくり議論させていただきますが、まだ審査委員も決まつていないわけにありませんし、審査会で決まるという、余りにもこれは無責任ではなからうかというふうに私は思つております。これから委員会をつくつて、だれが委員になるかわからないにもかかわらず、この大蔵委員会の中で議論されることなく、とにかく選んだ委員にすべてお任せという感覚で果たしていかげんかというふうに私は思ひます。このことだけちよつと確認をさせてもらいたいと思ひます。

○松永国務大臣 法律に書いてあるわけですが、法律案に。私も、大蔵大臣をしておれば、充て職として審査委員になるということになつております。法律が成立する前にどんな人が委員になるのかというのを云々するわけにはいかぬわけでありまして、あの法律に書いてあるとおりに選ばれるものだ、こういうふうに思ひます。

○上田(清)委員 中途半端な時間ですので、法案の中身については金曜日にさせてもらいたいと思ひますが、一つだけ。

土地の再評価法について与党の方で研究をされておられるということでございますが、この点について当局としては基本的な認識はどのようにされていのか、このことをまず確認させてもらいたいと思ひますが、局長、よろしいですか。

○山口政府委員 今、政党内の方、あるいは政党内の方でいろいろ御議論されておりますので、それを見守つているところでございますが、現下の金融、経済情勢を踏まえますと、いろいろな形でのこうした対応策というのを考えるという手段の整備といふものが、やはりそういった声が出てくるのも、現行からいふと自然な流れかなという感じはしております。

○上田(清)委員 ある程度試算の計算はなされていられるのでしょうか、当局の方で。

○山口政府委員 これは今、党の方で御議論されておりますので、余りちよつとそのあたりまで、今、また手元にも資料がございませんので、

申しわけございません。

○上田(清)委員 それでは、結構でございます。

それでは、最後になりますが、きょう参考人で銀行協会、全銀協と第二地銀の会長にそれぞれ来ていただきましたけれども、例えば、私の知る限りでは、第二地銀の傘下の銀行の中で優先株を購入する中身のある銀行はないにもかかわらず、是とするような意見を言つておられまして、並木議員の追加的な質問の中で、内部で集約されたのかと聞かれたら、実はしてないやんというふうなことを言つて、個人的な意見にもかかわらず、何か代表したような意見を言つておられました、第二地銀の会長が。

よくいろいろところの報道の中で、これは比較的まともなさまざまな金融関係の報道の中で、大蔵省の方で、本当は別に優先株の購入をしていただかなくてもいいにもかかわらず、あなたのところから先行して買わなければならぬところは不良金融機関だというふうに思われるので、ちよつと先ぶれでやつてくれやというふうなそういうことを頼んでいる、そういう話がよく出ておりますけれども、余り出ていなくて、何回もそういうのを見ると、新聞とか雑誌とかで見ると本当かなというふうについて思わざるを得なくなるので、その点についてどうでしょうか。

○山口政府委員 私どもはこの法案を一日も早く通していただきたいということをお願いしておりますので、どこの銀行がどうかというところはちよつとおらないはずでございます。

○上田(清)委員 時間が来ましたので終ります。が、国内の銀行における優先株の発行及びそのための定款を要しなればとも優先株を発行することができない、そういう状況で、現実には、ほとんど六月に総会を行いますので、それまで変更はできないということですので、優先株を発行できる銀行は極めて少ない数だというふうに私は計算をしております。この点について金曜日に改めて質疑をさせていただきますかと思ひますので、なぜこんなに数少ない銀行のために三十兆から

の、あるいは十三兆でも構いませんが、用意されているかということについて、納得のいく説明ができるようにぜひ丁寧な準備をしていただきたいということをお願い申し上げます。終わります。ありがとうございます。

○村上委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木憲昭 初めに、山一証券についてお聞きをいたしたいと思います。

山一証券の三木前社長が、九一年の十二月に、大蔵省の松野元証券局長に東急百貨店との間のトラブルを報告したということが言われております。その際、松野元証券局長は、山一で償却するしかないでしようかと打診されまして、国内だと大蔵省が検査の際に調べざるを得ない、外に持っていってどうかと答えたというふうに報道されております。

きょうの中日新聞によりますと、大蔵省のお墨つきが得られたと受けとめて、簿外処理がさらに進められた。九二年の一月にも松野氏を訪問し、山一として損失を簿外処理する方針を決めたことを報告したとされる。二回訪問をして、第一回目は相談をした、そしてその指示を受け、二回目は一月に報告に行った、こういうことになるわけでありまして、これが事実なら極めて重大でありまして、大蔵省が山一の破綻の原因をつくったということになるわけでありまして、法案の質疑の前提として、そういう疑惑を晴らす、究明するということは極めて重要だと思っております。

きょう、参考人質疑で松野元証券局長は、時期を正確に記憶しないが、多分九一年の末だったと思うけれども、山一証券から顧客との間のトラブルについて話が合ったという記憶がある、このように述べました。

そこで、この山一証券と顧客の間のトラブルとというのは何を指しているのか。飛ばしにかかわって損失をどちらがかるのかというトラブルではなかったかと思えますけれども、この点、事実関係ではどのように把握されていますか。

○長野政府委員 一月三十日に本件に関します一

部報道がございまして、この件につきまして、松野元証券局長に私どもの方から聞き取りもいたしました。そのとき、顧客との間のトラブルについて話が合ったんだと思うようなことでございまして、当時、トラブルといえは、恐らく顧客が保有している有価証券に生じておるロス、それが飛ばしで起こったのか、それともその方自体にお勧めして持ったという相対の関係であるのか、わかりませんが、そういう顧客とのトラブル一つであつたらうと想像はいたしますけれども、どの件というものの確認はとれておりません。

いずれにいたしましても、山一の簿外債務につきましては、その発生の過程も含めまして説明しなくてはならない点が多々ございまして、官房の検査、証券取引等監視委員会において、全体につきまして現在特別検査中とございまして、

○佐々木(憲)委員 当時は山一証券と東急百貨店との間で何度も飛ばしの関係がありまして、受け皿となつた。そのときに一定の利回りも保証されていたということも幾つか指摘をされているわけでありまして。

当時、松野氏は、取税法の改正もあつたので、このような問題については当事者間の訴訟などで解決されるべき問題だということで各社を指導していたので、山一に対しても訴訟などで解決されるべき問題だと言つたと思う。しかし、実際には、損失をどちらがかるかという点についての訴訟は行われていなかったわけでありまして、そうなりますと、これが極めて大きな争点になっていたわけでありまして、大蔵省としては、その後の処理の経過について、どのようにそれが処理をされていったのか当然つかんではいただと思つております。山一はその後どのように処理をしたのでしょうか。

○長野政府委員 平成三年の夏から秋にかけてでございまして、いわゆる損失補てんが問題となりまして、国会に早急に調べて損失補てんの内容を御報告するということで、特別検査等を当

時行っております。山一証券につきましては、その過程でたしか二回に分けて六百億余りの損失補てんの内容を公表し、国会に御報告したと存じますけれども、私ども、現在、当時の資料を調べますと、現先取引と言われる範疇に属するものがございまして、二十六先ございまして、受付け渡し金額ベースで二千五百八十億ほどに集計するとなりますが、これらにつきましては、山一側の考え方としては、含み損を若干抱えておるけれども、金融取引でございまして、もとの法人の方で引き取ってそちらでロスが受け取られれば通常の現先として終結する、あるいは第三者に通常の金融取引として転売すれば問題ない、すなわち山一がロスを引き取ってしまう予定がないのでこれは損失補てんでございませぬという話でございまして。

これらの二十六先につきましては、したがって、それがどういふふうにその後の契約が履行されるかどうかを確かめる必要がございまして、そのフォローをいたしまして、預け先法人に最終的にロスが引き取られたというものの確認をいたしました。

ただ、今日に思ひますと、この二十六社の中にたゞいま先生が御質問になつておられます案件が含まれていないということとございまして、その案件は我々が把握しておつた現先取引の中に含まれていないということとございまして。

○佐々木(憲)委員 そうなりますと、予算委員会に提出された資料で、飛ばしの受け皿となつた企業の名称と金額が出ておりますが、この中で二百六十四億円という東急百貨店の数字がございまして、これはその先どうなつたかという点については、「鋭意調査中」でございまして、というふうにかかれていないわけ。最終的にどこに行つたのかかわらない。要するに、簿外債務の中に入っている可能性が私は非常に高いと思うのです。今回、破綻の引き金になりました二千六百五十億円の簿外債務の要因の一つになつてゐるのではないかと、その可能性は否定できないと思つておりますが、

いかがでしょうか。

○長野政府委員 全貌につきましては、証券取引等監視委員会などの調査を待つて御答弁申し上げるべきでございまして、この予算委員会の資料を見る限りにおきまして私が感じておりますことを申し上げますと、これはそのものが簿外取引、簿外で関係子会社が引き取つたという金額そのものだと思います。ここに書いてございまして、これらの法人は最終の引き取り先でございまして、これらの会社につながる飛ばし取引先を鋭意調査中とございまして、もう山一の簿外債務として引き取つてしまつただけけれども、その原因が過去の取引のどこから始まつたのかという、そのさかのぼつたのを調べておるという意味と私は理解いたしております。まさにこれが簿外の内容であるというふうに理解しております。

○佐々木(憲)委員 これが簿外の数字であるといふことになりまして、結局、損失を山一側が持つて、それを簿外で処理をしたということになるわけでありまして。

これは取税法の違反ということが当然考えられるわけでありまして、一つは、飛ばしの過程で、例えば東急に特別に高い利回りを保証した、こういうことも言われております。そうすると、五十条で禁止された利回り保証、これに違反するといふことになりまして、二つは、損失補てんといふことの可能性が極めて大きいわけでありまして。飛ばしを繰り返した山一が結果として巨額の損失を抱えることになつて簿外債務を膨らませた、これが山一を破綻させた大きな原因になつたといふことだろうと思つてございまして。

焦点の問題は、山一からのトラブルの相談を受けた松野元証券局長がどこにどのようにかわつていたかといふことになるわけでありまして。簿外処理を指示したとすれば、これは極めて重大だと思つております。

先ほど大蔵大臣は、拓銀と山一の破綻が三十兆円投入の非常に大きな原因になつた、金融システ

ムの不安定をつくったということをおっしゃいましたけれども、この要因であります山一の破綻、その破綻の原因となった簿外処理に大蔵省が関わっていた、こういうふうになりますと、これは極めて重大なことになるわけでございます。

そこで、私は、三木前社長の話が正しいのか、あるいは松野元証券局長の話が正しいのか、この点が極めて大きな問題として浮かび上がっており、また、やはりその真相を当委員会として解明する必要がある。そのために、この委員会に二人を証人としてぜひ喚問をしていただきたいということを委員長にお願いしたいと思いますが、検討していただけるでしょうか。

○村上委員長 後日、理事会で検討、話し合ってみます。

○佐々木(憲)委員 次に、大蔵検査のあり方についてお聞きをしたいと思うのです。

大蔵官僚と銀行の贈賄事件の究明をすることなしに三兆円の血税を投入するという仕組みをつくるというのは、大変これは問題があると多くの国民が怒っているわけでありまして、一体大蔵省の検査というのはどのように行われているのか、余りにもこれはさうではないのか。私は、この問題も根本的に問い直さなければならぬと思います。

今回の事件のものととの発端となりましたのは、野村証券、第一勧銀による総会屋小池隆一への利益供与事件であります。大蔵検査でこの問題がなぜ発見できなかったのか、当委員会でもこの疑問が提起されたわけでありまして、その真相の一部が、最近司直の手が入った贈賄事件で明らかに一つ一つあります。

宮川宏一室長の部下であった検査官の一人が、不正常な、不可解な融資、これを発見しまして、検査報告書に詳細に記載されるということになったところが、検査報告書に記載しないようにと第一勧銀側から働きかけを受けて、ゴルフ接待を受けた宮川室長が握りつぶしたというのが真相だというのが明らかになってきました。驚くべき事態

でございます。

六月十七日の当大蔵委員会で日本共産党の佐々木陸海議員が、なぜ不正融資を発見できなかったのか、このようにたたかれました。これに対して大臣官房金融検査部の中川部長は、第一勧銀側が適切な説明を行わなかったと述べております。これは、検査はもとに行われていたけれども相手方が報告しなかったのが悪かったのだ、こういう答弁だと思っております。しかし、真相は今述べたとおりでありまして、中川部長はこのことを知っていたが、実際には握りつぶしたということを知っていたが、当委員会に事実を反する答弁を行ったのではないかと疑問が出てくるわけですが、この点はいかがでしょうか。

○原口政府委員 御指摘の、第一勧業銀行の総会屋に係る不正融資については、第一勧業銀行が意図的に検査の対象外としたことから、検査忌避を行ったということと検査で把握するに至らなかったということとを当時調査をいたしまして、また告発という措置もとったところでございます。

現在いろいろ報道がなされているということ、は承知をしておりますが、本事件に関しましては捜査が継続をされているということで、今後捜査当局による事実解明等を踏まえて、大蔵省として厳正に対処していきたいと考えております。

○佐々木(憲)委員 当時の答弁が正しい答弁であったのかどうかという点を私は聞いていたわけでありまして。検査の捜査が入っているということ、は、当時この宮川室長が、部下からの報告があったにもかかわらず、それを握りつぶしたという疑惑があるということだと思っております。そうなる当時の答弁が正しくなかったということになるわけです。うその答弁だったということになるわけです。あの当時の答弁は、六月の答弁は正しかった、こういうふうにおっしゃるのでしょうか。

○原口政府委員 当時、私の前任者として、把握していた限りにおいては御答弁をしたというふうに認識をしております。その答弁した事実について、今検査当局の捜査が入っているということは事実でございますが、その答弁申し上げた事実、事実といたしますか、認識と実際の状況はどうであったかということについては、今後の捜査の結果を待つ厳正に対処していくことだとと思っております。

○佐々木(憲)委員 要するに、うそをついた可能性があるということをお認めになったと思うのです。さらに重大な問題があるのです。中川部長は、金融機関の検査の場合は金融機関の資産内容の健全性あるいは適切性といった観点を中心にチェックするので、総会屋融資といった法令違反、商法違反といったものを検査しているわけではないと答弁をされております。では、検査の中に、総会屋の問題あるいは法令違反についてのチェック項目は一切ないということなんでしょうか。

○原口政府委員 金融検査におきましては、先生の御指摘のように資産査定を中心としたものです。それ以外にも、銀行の運営が健全にされているかどうかという観点からさまざまな角度からチェックをしております。ただ、一方で、銀行法にもございまして、当初から犯罪捜査を目的として入るということではございませんので、そういう限界はありますけれども、その中で、銀行の健全な運営という面から見て問題のある融資についてはその都度指摘をするということはやっております。

○佐々木(憲)委員 問題のある融資ということ、具体的に私は、総会屋の問題や、あるいは法違反の問題についてチェックする、そういう項目があるのかと聞いていたわけですが。

○原口政府委員 御指摘のように、問題のある融資ということで、いわば社会的批判を受けるということとで総会屋、暴力団等に対する融資等が含まれますが、ただ、総会屋の場合に、単にそれが通常の商行為としての取引である場合でございまして、それが利益供与とか、そういう形をとっておられないという場合には、それ自身直ちにすべて問題であるという指摘は難しいかと思っております。

題であるという指摘は難しいかと思っております。

○佐々木(憲)委員 チェックリストに載っているのかどうかということをお聞きしたいのです。ここに大蔵省大臣官房金融検査部というところがつくりました「銀行検査資料の様式と作成要領」という資料がございまして、この中に「株主の状況」というところがありまして、「特殊な株主について」、こういう項目があるのです。こういう解説になっております。「特殊な株主」とは、銀行と訴訟関係にあるもの、いわゆる総会屋といわれているものなどをいう。ちゃんとあるじゃないですか。チェックリストの中に入っているじゃないですか。いかがですか。

○原口政府委員 先ほど申しましたような、健全性を確保するという意味でさまざまな角度からチェックをするというところで、そういう趣旨のチェックリストは提出をさせております。

○佐々木(憲)委員 そうしますと、六月の大蔵委員会での答弁でありまして、総会屋融資といった法令違反、商法違反といったものを検査しているわけではない、この答弁は事実と違っていたということをお認めになったということだと思っております。

この中には「検査報告書附属表」というものもありまして、ここには「特記貸出金の内容」というのがありまして。この中に「法令、通達に抵触する貸出金」「内部規定に違反する貸出金」「不祥事件等に関する貸出金」というようなチェック項目もあるわけですから、六月の当委員会での答弁が事実と大きく違っていた。こういう項目があるにもかかわらず、いかにもさういっていないという一般的な健全性のチェックしかやっていないという答弁でありましたから、これはうそをついていたというところになるじゃないですか。私は、そういうあり方が、金融検査の姿勢が問題だと思っております。

今問題になっておりますのが、意識的にこういう事実関係を大蔵検査が見えぬふりをしていた、あるいは事実を隠蔽していた、こういう関

係が問われているわけでありませう。

私は、この背後に、大蔵金融検査部門の銀行との間の非常に根深い癒着構造があるのではないかと。例えば、破綻したあの拓銀の検査の際、どういふことが行われていたか。これは、きょうの北海道新聞ですけれども、一九九四年八月十日ごろ、東京都内で大蔵省検査官OBの拓銀顧問と、つまり天下った先の拓銀の顧問と同省職員らとの懇親会が開かれた後、この顧問が谷内容疑者ら四人の職員を誘い、都内の飲食店で接待した。費用は全額拓銀側が負担した。九四年は既に拓銀の経営悪化が表面化していたときで、大蔵省の立入検査は同年八月の接待から約十日後だった。こういう事実も指摘をされている。

さらに、検査部OBが各銀行に大量に天下りしているという報道も、これは東京新聞の一月三十日、キャリア二百三人、金融機関への天下り、東京あるいは中日、二月一日付、こういうことが次々と報道されているわけでありませう。

したがって、今大事なことは、銀行とのなれ合い、あるいは銀行との癒着、こういう点にきちっとメスを入れるということだと思ふわけでありませう。

平成八年、一九九六年十二月に制定されました大蔵省職員倫理規程、この中に関係業者との接触に当たっての禁止事項というのがあります。この関係業者という場合、当然、銀行というのは含まれると思うのですけれども、それはいかがです。

○武蔵政府委員 ただいまのお尋ねについては、銀行局の人間に職務権限があれば含まれることになりませう。

○佐々木(憲)委員 そこで禁止をされている項目というのは、具体的にどのようなものが挙がっていますか。

○武蔵政府委員 職員倫理規程によりまして、接待を受けること、会食をすること、遊技、旅行をすること、その他いろいろ、十二項目にわたって禁止項目がございます。

会食につきましては、いわゆる費用を自己負担する場合、仕事の上で必要だということが認定される場合には例外として認められる、こういうことになっております。

○佐々木(憲)委員 つまり「会食(パーティーを含む)」「遊技(スポーツを含む)」、旅行をすること。それから「講演、出版物への寄稿等に伴い報酬を受けること」。こういうことが細かく規定されているわけですね。それで「次に掲げる行為を行ってはならない。つまり禁止する、こういうことになっているわけでありませう。

そこで、大蔵大臣にお伺いをしますけれども、霞桜会という組織を御存じでしょうか。

○松永国務大臣 残念ながら知りません。

○佐々木(憲)委員 大臣も知らないような組織であります。これはこの存在を御存じの大蔵省の幹部の方、お答えを願いたいと思います。

○原口政府委員 霞桜会というのは、金融検査部に在籍したことのある者の任意的な親睦団体というふうに認識しております。

○佐々木(憲)委員 これは単なる私的なOB会ということでしょうか。

○原口政府委員 御指摘のとおりでございます。

○佐々木(憲)委員 全く私は今の答弁はでたらめだと言わざるを得ない。

ここに「霞桜会」会員名簿」というのがあります。これは平成九年四月一日現在でございます。これは、大蔵省銀行局検査部及び大蔵省大臣官房金融検査部のOBだけではありません。これを見ますと、会員と準会員、こうなっております。準会員は、現在検査部に在籍する者及び在籍したことのある者で大蔵省を退職していない者とする。現職の大蔵省の金融検査部の職員、それと退職をし民間の金融機関に天下ったOB、これが一つの名簿をつくっております。会員と準会員ですから、事実上一体のものでありまして、この名簿にはOB四百七十七名、現職百二十三名の氏名、住所、そういうものが書かれております。合計五百四十人です。OBの多くは銀行に天

下っております。

これは単なる親睦団体ではありません。銀行に天下った者と現職の者が一体になって組織をしたものであります。つまり、金融検査を受ける側と金融検査を行う側が一つの親睦団体を構成している。極めて重大な内容を持った組織でございます。これは、当然の中では情報交換の場になり、癒着を生み出す場となる。

しかも、重大なのは、今度収賄容疑で逮捕された谷内敏美が世話人としてこの中に麗々しく書かれております。

では、この霞桜会の連絡場所はどこにありますか。

○原口政府委員 連絡先としては、金融検査部であつたと思ひます。

○佐々木(憲)委員 「金融検査部管理課総務係」となっております。住所、電話番号、内線、これが書かれております。つまり、OBだと言いなから現職がそこに含まれ、そして、その全体の組織の連絡場所が省内の金融検査部の総務係に置かれていて、そして、「名簿の記載内容について、変更その他お気付の点がありましたら、総務係までご連絡いただければ幸いです」。このように書かれております。

これは、天下り先の銀行から、何かあつたら直ちにいつでも大蔵省の大臣官房金融検査部管理課総務係に電話がかかるという仕組みになっているわけでありまして、大蔵省はこのような親睦団体の仕事を勤務時間中にさせているということになるわけですが、そういうことになるわけですね。

○原口政府委員 同じ職場に在籍した者が親睦会をつくった場合に、その職場を連絡先にするというところが便宜であつたということ、そういう形になつていたと思ひます。

ただ、いろいろ御指摘のような社会的批判も踏まえまして、もとより霞桜会そのものは退職者によつて自主的に創設された団体でございますが、霞桜会の今後のあり方についてはまた霞桜会の方でいろいろ検討されるのではないかとこのように

考えております。

○佐々木(憲)委員 これは単に親睦団体ではないんですよ。検査をする側とされる側が一緒に親睦ということになる。一体というところになるか。まさに情報交換の場になり、心が加えられ、そして一緒に会食もするわけでしょう。

この会則には年に一回以上総会が開かれると書いてあります。必ず総会を開く。春に開く。昨年は夏に開かれました。こういうことが堂々と行われている。このような組織がある限り、私は癒着はなくなると思ひます。

この名簿には、今度の事件で問題になりました贈賄側の拓銀の接待窓口になつた者も含む三名の天下りが載っております。また、あさひ銀行に天下つた者も載っております。つまり、今回の不祥事の贈賄容疑で対象になつた方々が全部この名簿に、全部とは言いませんけれども、名簿に記載されている。今お配りした資料はこの天下り先を整理したものでございます。これだけ大量の検査部からの天下りがあり、日常的に連絡をとり合ひ、そして総会も開き、連絡先はどこかといへば、本省のまさに金融検査部の中にある。これは極めて重大な問題だと思ひます。

そこで、大蔵大臣、大臣はこのような組織があるということをお知りになつたんだと思ひますけれども、こういう組織は好ましい組織なのか、それとも余りよくない組織なのか、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○松永国務大臣 お答え申し上げます。

先ほどの事務方の答弁の中にもありましたように、OBだけの親睦団体というのであればよくある例でございます。しかし、その中に検査部の現役の人も入つて一緒に会食をするということになります。そういうこと、それは好ましくないというふう

に思ひます。

○佐々木(憲)委員 まさにこれは重大な問題を含んだ組織であります。倫理規程を幾らつくつて、先ほど言われたように十二項目もつくつて、こういう行為を行つてはならない、このように書いて

も、現実にはこういう組織が堂々と運営されている。こういうことでは全く今の癒着の構造そのものが根本的に直らない。

私は大蔵大臣にぜひ要望をしたいと思います。こういう癒着の組織は直ちに解散すべきだと思いますけれども、大臣の決意をお願いしたいと思います。

○原口政府委員 先ほど申し上げましたように、会そのものは自主的な団体でございしますが、いろいろな社会的批判を踏まえた上で、それなりの対応をされるものというふうに認識をしております。

○松永国務大臣 現役が入っておりますという、先ほど申したとおり好ましくないと、問題が起こりやすい、そういうふうに思いますので、現役の人についてはその会から抜けるように指示したい、こういうふうに思います。

○佐々木(憲)委員 時間が参りましたので、以上で終わります。

○村上委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時三十七分散会

平成十年二月十三日印刷

平成十年二月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

O